

第2期
志免町福祉総合計画
(素案)

令和8年10月

志免町・志免町社会福祉協議会

白紙

<目次>

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制と町民参画	4
第2章 志免町の現状と課題.....	5
1. 統計データからみる志免町の現状	5
2. 調査等からみえる志免町の課題.....	17
3. 志免町の福祉総合計画に関わる課題.....	43
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	49
2. 基本目標	50
3. 計画の体系.....	51
第4章 施策の展開	54
基本目標1 必要な支援につながる地域づくり.....	54
1. 相談支援体制の充実	54
2. 連携体制の充実	56
3. 福祉に関する情報発信	58
4. 学ぶ機会の充実	60
5. 福祉人材確保の支援	62
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	64
1. 地域での支え合いの推進.....	64
2. 権利擁護体制の充実	66
3. 災害時等の備えの充実	68
4. 高齢者への支援	70
5. 障がいのある方への支援.....	72
6. 認知症になっても安心なまちづくり.....	74
7. 犯罪を犯した人の更生支援	76

基本目標3 参加が進む地域づくり.....	78
1. 居場所づくり・社会参加の促進.....	78
2. 福祉活動の担い手の育成.....	80
3. いきがいある就労・雇用の促進.....	82
第5章 障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み	84
1. 令和11年度の目標値.....	84
2. 障害福祉サービス等の見込量	89
第6章 計画の実現のために.....	100
1. 関係機関等との連携・協働.....	100
2. 計画の進捗管理	100
3. 計画の数値目標	101

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国は、少子高齢化の進展により、本格的な人口減少社会に突入しています。団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となり、今後は単身高齢者や身寄りのない高齢者の急増が見込まれるなか、これまで地域福祉の担い手として地域で活躍されてきた層の減少や地域コミュニティの希薄化が大きな課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、様々な面において「新しい生活様式」の定着をもたらした一方で、人と人とのつながりの希薄化を招き、コロナ禍を経て「孤独・孤立」の問題が世代を問わず生じやすい状況になっています。それに加え、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーなど、人々の抱える生活課題は複雑化・複合化したケースが増加している傾向にあります。

このような社会状況の変化のなかで、国では「地域共生社会」の実現として、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に関わる全ての人が『我が事』として、世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりが住み慣れた地域を育み、支えあいながら自分らしく暮らし続けることができる社会の構築を目指してきました。

加えて、令和3年4月に施行された改正社会福祉法による複雑化・複合化した課題への対応や、令和5年4月のこども家庭庁発足によるこども施策の総合的な推進、令和6年4月の「孤独・孤立対策推進法」の施行など、分野横断的な施策の強化が図られています。

本町では高齢者、障がいのある人や子ども、子育て世帯などそれぞれの分野ごとに策定されてきた保健福祉分野の計画について、地域福祉の観点から総合的、包括的に推進し、これまでの取組が相乗的な効果を生み出すことを目指して、令和3年3月に「第1期志免町福祉総合計画」を策定し、取組を進めてきました。

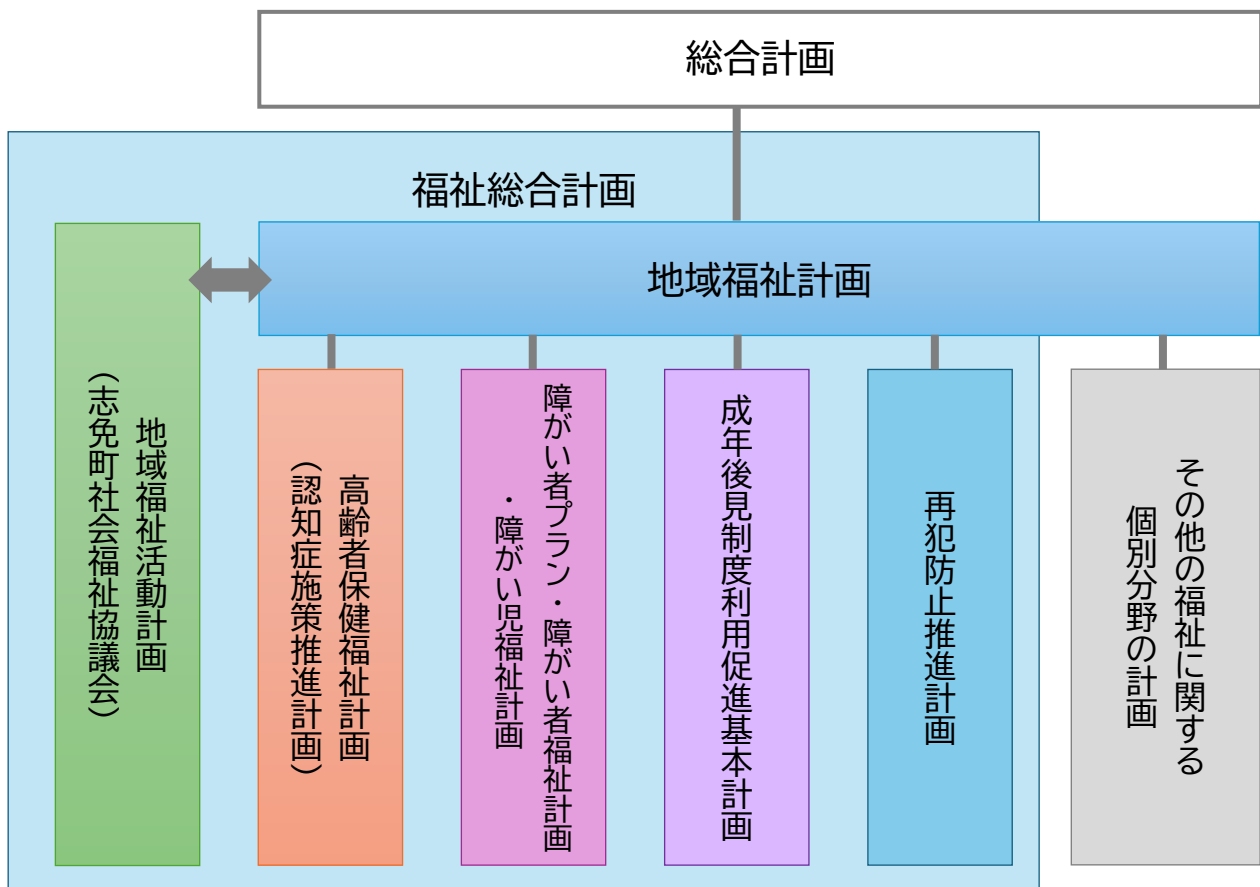
次期の「第2期志免町福祉総合計画」の策定にあたっては、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、専門的な支援体制を維持・強化しつつ、既存の制度や分野別の支援だけでは対応が難しい課題や複雑化・複合化する課題にも柔軟に対応できる包括的な支援体制を確立し、「地域共生社会」の実現への歩みをさらに進めていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本町における福祉分野の総合計画として位置づけられるものであり、志免町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。町と社会福祉協議会が地域課題や目指すべき方向性を共有し、連携して地域福祉を推進することで、より効果的な施策の展開を図ります。

また、本計画には、「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「高齢者保健福祉計画」「認知症施策推進計画」「障がい者プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」が内包されています。

■計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間とします。

このうち、高齢者保健福祉計画（認知症施策推進計画）及び障がい者プラン・障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和9年度から令和11年度までの3年間の計画期間とし、令和11年度にそれぞれ計画を見直します。

なお、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

計画名称	計画期間	
第2期志免町福祉総合計画	令和9年度～令和14年度	6年間
第3次志免町地域福祉計画 (社会福祉法第107条)	令和9年度～令和14年度	6年間
第7次志免町地域福祉活動計画	令和9年度～令和14年度	6年間
第10期志免町高齢者保健福祉計画 (老人福祉法第20条の8)	令和9年度～令和11年度	3年間
第1期認知症施策推進計画 (認知症基本法第13条第1項)	令和9年度～令和11年度	3年間
第2期志免町障がい者プラン (障害者基本法第11条第3項)	令和9年度～令和14年度	6年間
第8期志免町障がい福祉計画 (障がい者総合支援法第88条)	令和9年度～令和11年度	3年間
第4期志免町障がい児福祉計画 (児童福祉法第33の20第1項)	令和9年度～令和11年度	3年間
第2期志免町成年後見制度利用促進基本計画 (成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項)	令和9年度～令和14年度	6年間
第2期志免町再犯防止推進計画 (再犯防止推進法第8条第1項)	令和9年度～令和14年度	6年間

4. 計画の策定体制と町民参画

(1) 志免町福祉総合計画審議会の設置

本計画の策定にあたっては、幅広い分野からの意見を踏まえた検討を行うため、「志免町福祉総合計画審議会」を設置し、必要に応じて「地域福祉部会」「高齢者福祉部会」「障がい福祉部会」を開催しながら協議を行いました。

(2) 志免町の地域福祉に関する調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「志免町の地域福祉に関する住民意識調査（地域福祉・高齢者福祉・障がい福祉に関する調査）」を実施しました。

■ アンケート調査の実施概要

	調査種別		
	地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉
調査対象	町内在住の 18 歳以上の人	町内在住の 65 歳以上の人	町内在住の 障がいのある人
調査数	2,000 人	1,000 人	2,000 人
有効回収数	795 人	606 人	989 人
有効回収率	39.8%	60.6%	49.5%

(3) 福祉に関わる地域住民・専門職へのヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたって、各分野の支援者や当事者・その家族等の不安や課題などを把握し、具体的な施策を検討するため、16 件のヒアリング調査を実施しました。調査結果は、審議会に報告し、計画策定に活用しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

第2章 志免町の現状と課題

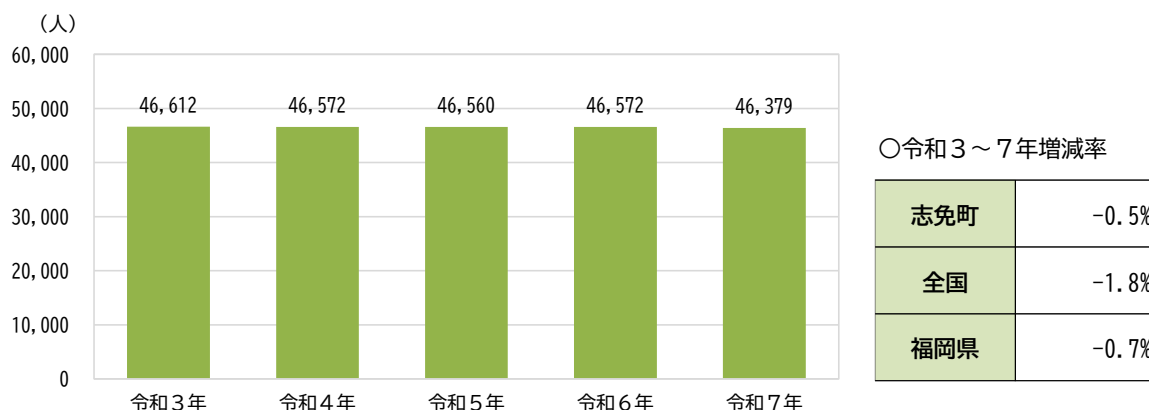
1. 統計データからみる志免町の現状

(1) 人口

●総人口は微減傾向だが、減少率はゆるやかな水準にある

- 志免町の総人口は、令和3年の46,612人から、令和7年には46,379人と約0.5%減少しており、微減の状況にあります。全国や福岡県と比較すると、人口減少率は緩やかな状況です。

■志免町の総人口の推移（令和3～7年）



注) 各年1月1日時点の日本人と外国人の人口。

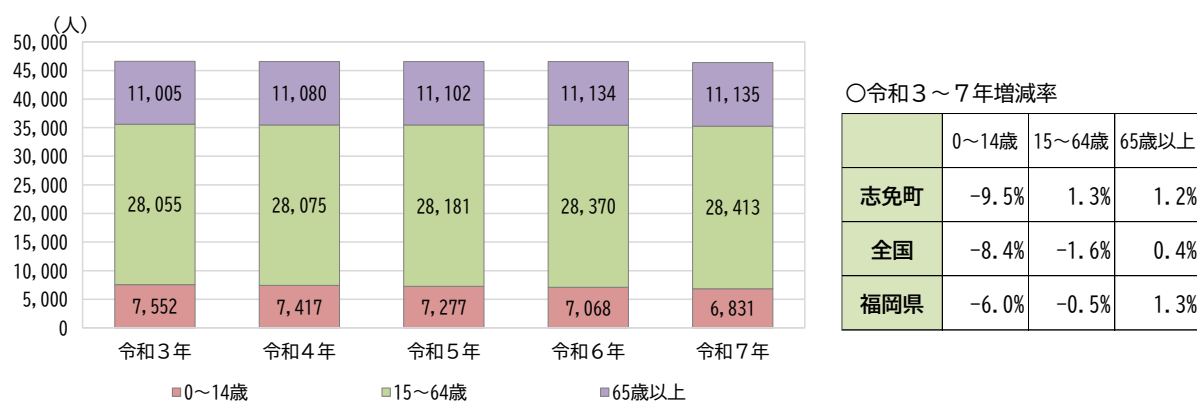
以下の住民基本台帳人口の数値は同様。

資料) 総務省「住民基本台帳人口」

●年少人口は減少、15～64歳の生産年齢人口の増加幅が大きい

- 志免町の年齢3区分別人口について、令和3年から7年までの増減をみると、0～14歳の年少人口が減少している一方、15～64歳の生産年齢人口および65歳以上の老年人口は増加しています。15～64歳人口は全国および福岡県では減少しているのに対して、志免町では1.3%の増加となっています。

■志免町の年齢3区分別人口の推移（実数）（令和3～7年）

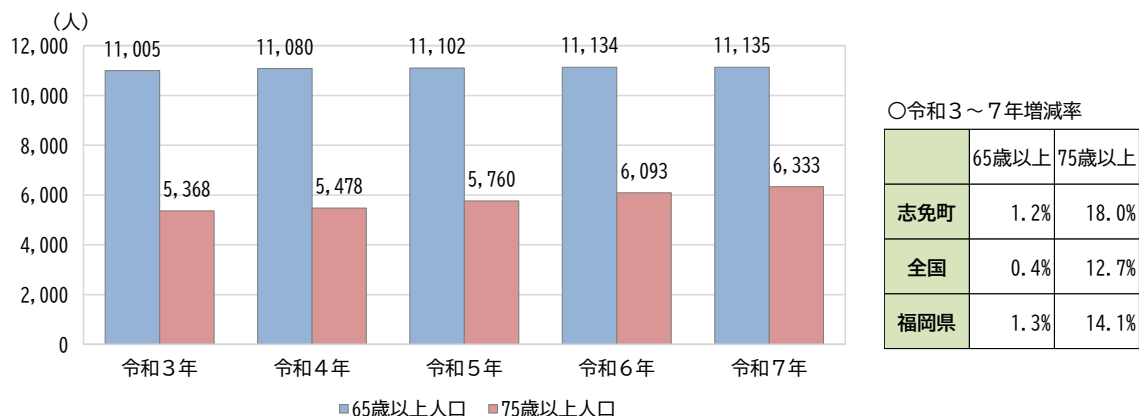


資料) 総務省「住民基本台帳人口」

●高齢者数は微増の傾向、75 歳以上人口の増加率が高い水準

- ・ 志免町の 65 歳以上人口は、令和 3 年の 11,005 人から令和 7 年には 11,135 人と 1.2%増加しています。増加率は全国平均を上回り、福岡県全体と同水準にあります。
- ・ 75 歳以上人口は、令和 3 年の 5,368 人から令和 7 年には 6,333 人と 18.0%増加しており、その増加率は全国および福岡県と比較しても高い水準にあります。

■志免町の高齢者人口（65 歳以上、75 歳以上）の推移（令和 3～7 年）

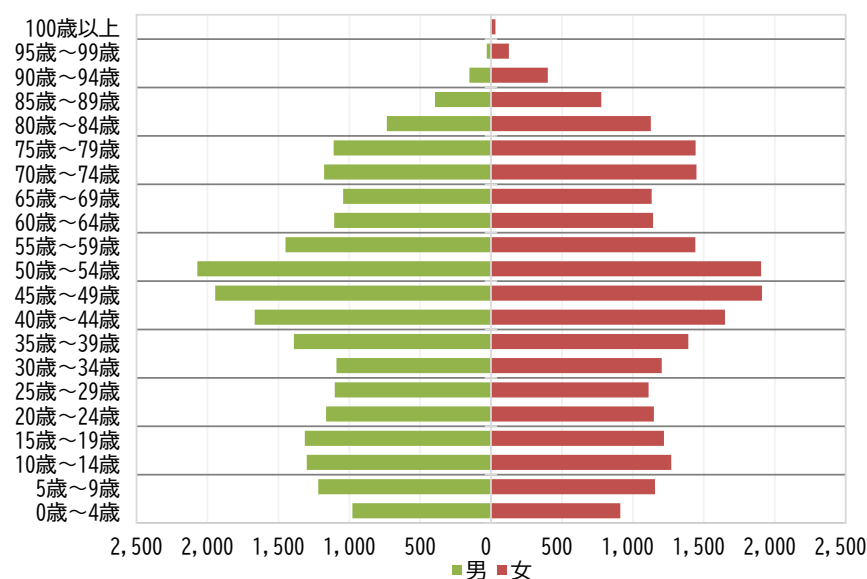


資料）総務省「住民基本台帳人口」

●45～54 歳の人口に厚みのある人口構造

- ・ 志免町の人口ピラミッドは、35 歳から 59 歳の人口に厚みがあり、特に 45 歳から 54 歳の人口が多い構造となっています。男女差は、70 歳以上で女性の割合が高くなっています。働き盛りの世代が多いことから、10 代の子どもを持つ家庭がやや多い状況にあると考えられます。一方で、20 代から 30 代前半の人口が少なく、進学や就職を機に町外へ転出している傾向がみられます。

■志免町の男女別人口ピラミッド（令和 7 年）

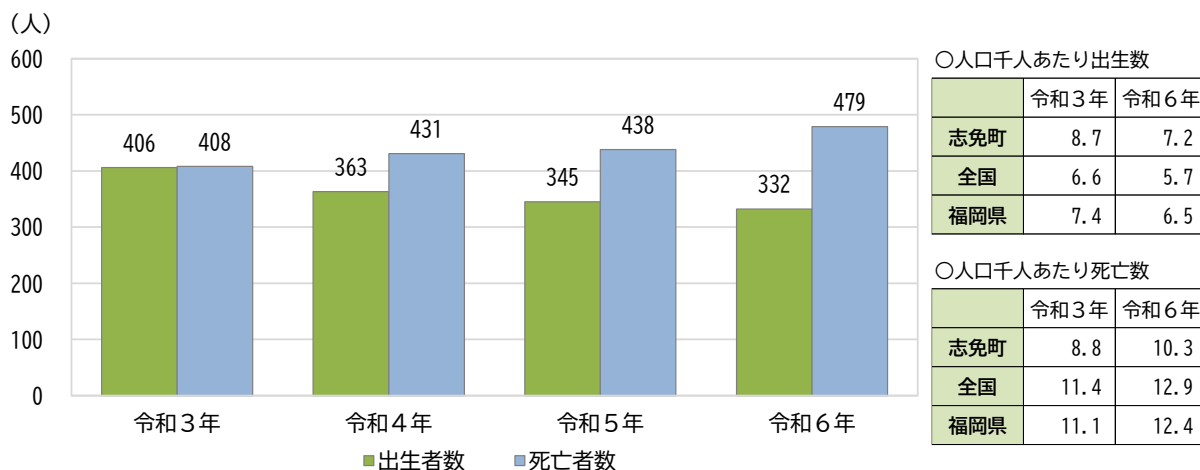


資料）総務省「住民基本台帳人口」

●出生数は微減傾向、死亡数は増加傾向

- ・ 志免町の出生数は、令和3年の406人から令和6年には332人と74人減少しています。人口千人あたり出生数を全国および福岡県と比較すると、多い水準にあります。
- ・ 死亡数については、令和3年の408人から令和6年には479人と71人増加しており。人口千人あたり死亡数は全国・福岡県よりも少ない水準にあります。

■志免町の出生数・死亡数の推移（令和3～6年）

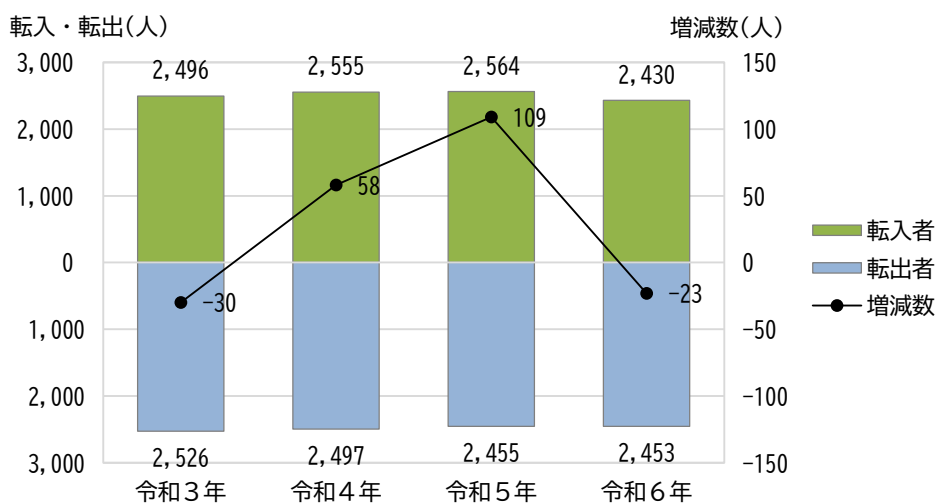


資料）総務省「住民基本台帳人口」

●人口移動は令和4年から転入超過が続いていたが、令和6年は転出超過に転じる

- ・ 志免町の転入者数は、令和3年の2,496人から令和4年、5年にかけて増加していましたが、令和6年には2,430人となり、令和3年を下回っています。転出者数は、令和3年の2,526人から減少傾向にあります。令和4年および5年は転入超過となっていました。令和6年には再び転出超過に転じています。

■志免町の転入・転出者数の推移（令和3～6年）

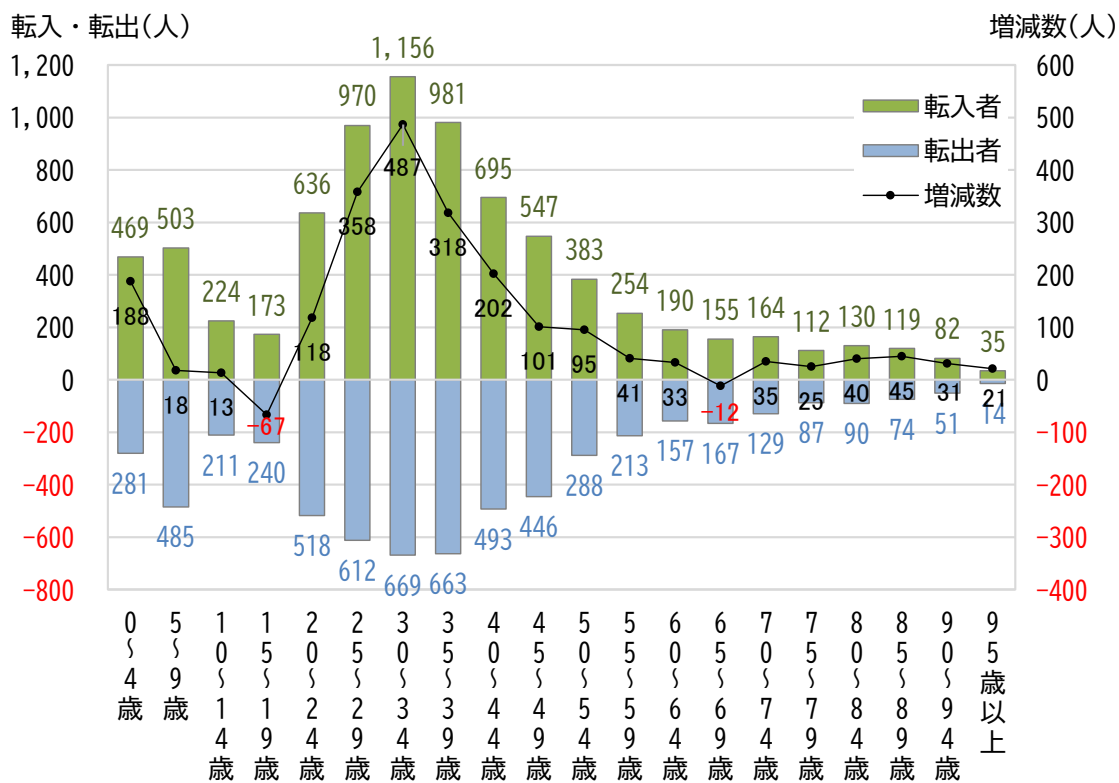


資料）総務省「住民基本台帳人口」

●年代別の人口移動では 20～40 代の転入数が大きい

- ・平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間に於ける志免町の 5 歳階級別の転入・転出者数の推移を見ると、20～40 代の転入が目立ち、特に 30 代の増加が顕著です。年代別の増減数を見ると、15～19 歳および 65～69 歳で減少し、その他の世代では増加しています。

■志免町の 5 歳階級別人口の推移（平成 27 年～令和 2 年）



注) 令和 2 年 10 月時点の日本人と外国人の人口。

以下の国勢調査の数値は同様。

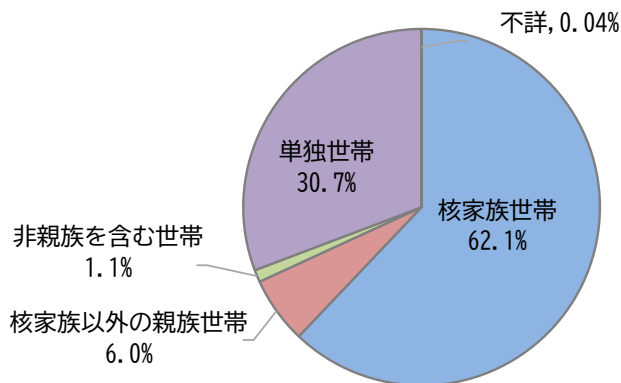
資料) 総務省「国勢調査」

(2) 世帯

●世帯構成は、核家族世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低い水準

- 令和2年における志免町の世帯構成を見ると、核家族世帯が最も多く62.1%を占め、次いで単独世帯が30.7%、核家族以外の親族世帯が6.0%となっています。全国および福岡県と比較すると、核家族世帯の割合は高い水準にあり、単独世帯の割合が低い水準にあります。
- 65歳以上の単独世帯は10.1%で、全国および福岡県の水準を下回っています。

■志免町の世帯構成（令和2年）



資料）総務省「国勢調査」

■志免町・全国・福岡県の65歳以上の単独世帯の構成比の比較（令和2年）

	志免町	全国	福岡県
65歳以上の単独世帯の構成比	10.1%	12.1%	12.3%

資料）総務省「国勢調査」

●ひとり親世帯の割合はやや高い水準

- 令和2年における志免町のひとり親世帯は2,070世帯で、全国および福岡県と比較すると、志免町のひとり親世帯の構成比はやや高い水準にあります。

■志免町のひとり親世帯の状況（令和2年）

	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	合計
ひとり親世帯数	252	1,818	2,070

■志免町・全国・福岡県のひとり親世帯の構成比の比較（令和2年）

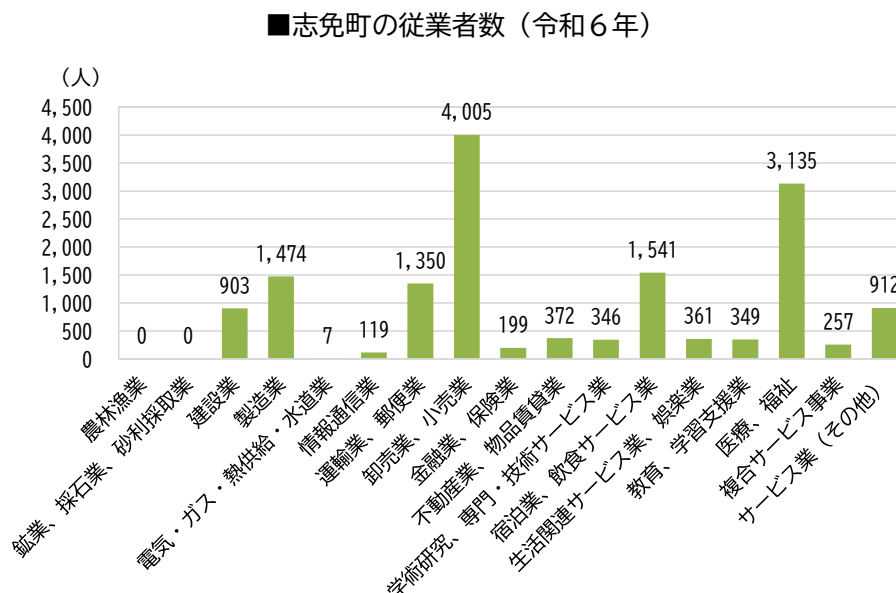
	志免町	全国	福岡県
ひとり親世帯の構成比	10.9%	9.0%	9.5%

資料）総務省「国勢調査」

(3) 産業・就業

●産業では、小売業や飲食業、物流業、医療福祉関係で働く従業者が多い

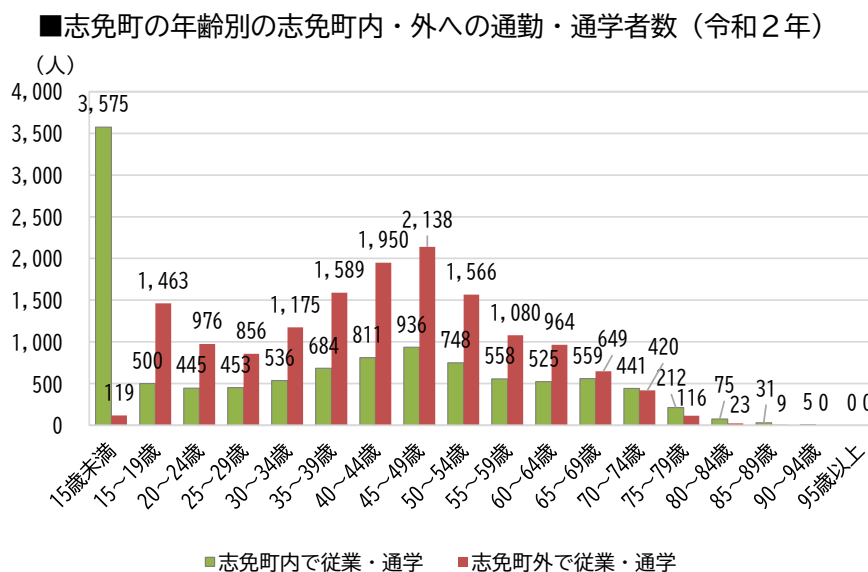
- 志免町の事業所で働く従業者数は、卸売業・小売業が4,005人と最も多く、次いで医療・福祉が3,135人となっています。そのほか、宿泊業・飲食サービス業、製造業、運輸業・郵便業の順に続いています。志免町はロードサイド型の大型小売店や飲食店、倉庫を付帯した物流関連の施設、医療機関が多いという特徴があります。



資料）総務省「経済センサス・基礎調査」

●志免町の通勤・通学の状況から働き盛りの昼間人口が少ない状況にある

- 志免町の年齢別の志免町内・外への通勤・通学者数は、15歳未満および70歳以上を除く15～69歳のすべての世代において、町外へ通勤・通学している人が多くなっています。

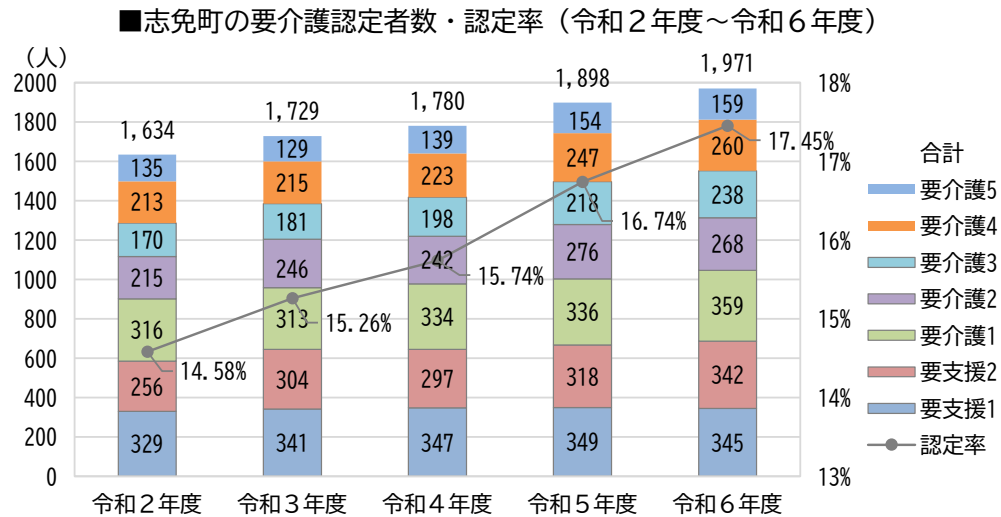


資料）総務省「国勢調査」

(4) 介護

●要介護認定者数は増加傾向

- 志免町の要介護認定者数は、令和2年度の1,634人から令和6年度には1,971人と20.6%増加しています。また、要介護認定率も同期間で2.87ポイント上昇しています。



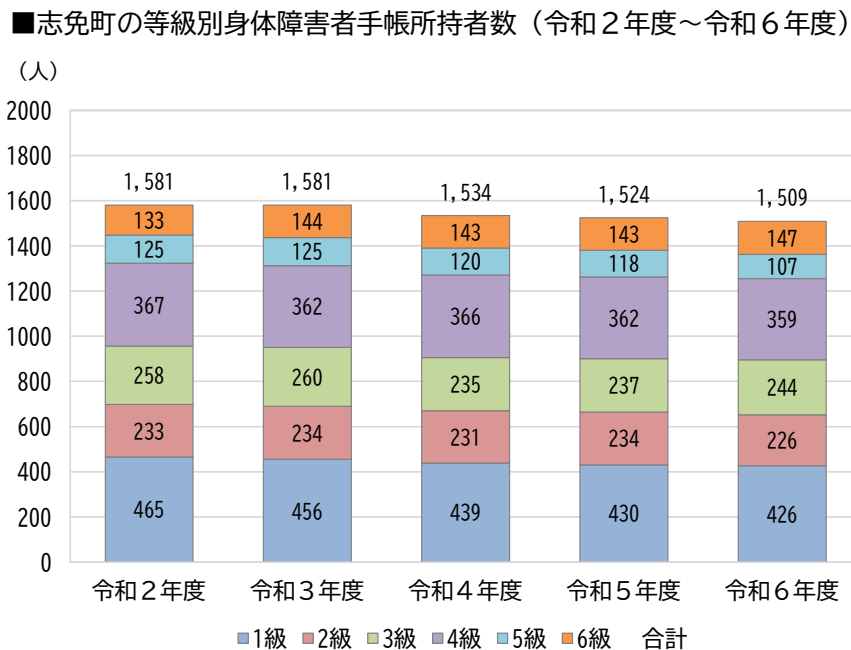
注) 各年度末3月31日時点

資料) 福岡県介護保険広域連合

(5) 障がい福祉

●身体障害者手帳保持者数は微減傾向

- 志免町の身体障害者手帳の所持者数は、令和2年度の1,581人から令和6年度には1,509人と4.6%減少しています。等級別では6級以外の等級では減少傾向にあります。



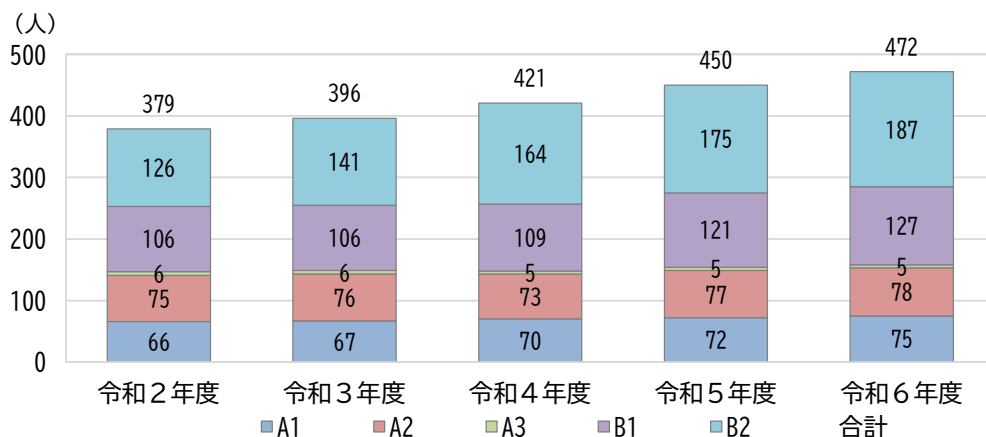
注) 各年度末時点

資料) 志免町

●療育手帳所持者数は増加傾向で、軽度等級の18歳未満の所持者が増えている

- 療育手帳所持者数は、令和2年度の379人から令和6年度には472人と、24.5%増加しています。障害程度別では、軽度であるB2が48.4%増加と増加幅が大きく、18歳未満の所持者数が増加しています。

■志免町の障害程度別療育手帳所持者数（令和2年度～令和6年度）



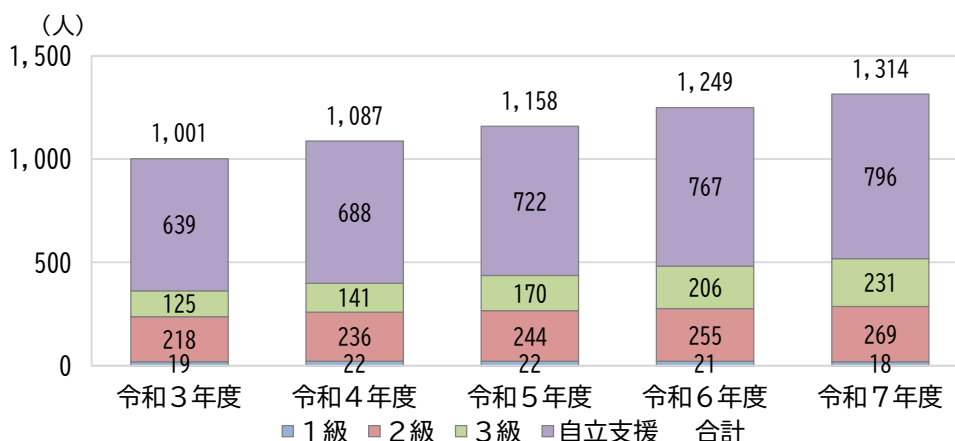
注) 各年度末時点

資料) 志免町

●精神障害者保健福祉手帳保持者数等は増加傾向で、3級や自立支援医療の層で増加している

- 精神障害者保健福祉手帳保持者数等は、令和3年度の1,001人から令和7年度の1,314人と31.3%増加しています。等級別では1級以外のすべての等級で増加しています。発達障害やメンタルヘルスに関する受診、障害者雇用枠での就労ニーズの増加などが要因として考えられます。

■志免町の等級別精神障害者保健福祉手帳保持者数等（令和2年度～令和7年度）



注) 各年度末時点

資料) 志免町

●特別支援学級の児童・生徒数が増加傾向

- ・ 特別支援学校への就学者数は、令和４年度や令和６年度はやや多かったですが、令和７年度は減少しており 120 人となっています。
- ・ 特別支援学級数・児童生徒数は令和２年度と令和７年度を比較すると増加しており、特に自閉症・情緒障がい的小学校児童数が大きく増加しています。

■志免町の特別支援学校への就学者数（令和２年度～令和７年度）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学部	78	83	89	87	89	60
中学部	34	35	36	35	29	36
高等部	18	17	18	15	23	24
計	130	135	143	137	141	120

注）各年度 小・中は５月１日時点、高は３月３１日時点
資料）志免町

■志免町の障害区分別特別支援学級児童・生徒数、増減率（令和２年度～令和７年度）

支援学級在籍児童・生徒数		令和２年度	令和７年度	増減数	増減率
知的障がい	小学校	98	134	36	36.7%
	中学校	49	53	4	8.2%
自閉症・情緒障がい	小学校	90	145	55	61.1%
	中学校	36	49	13	36.1%
聴覚障がい	小学校	1	1	0	0.0%
	中学校	0	1	1	－
肢体不自由	小学校	0	3	3	－
	中学校	0	0	0	－
病弱	中学校	0	2	2	－

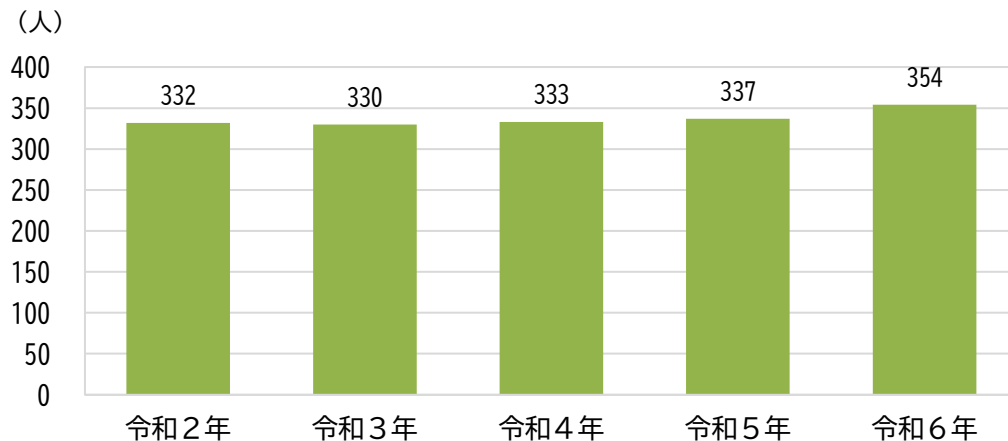
注）各年度５月１日時点
資料）志免町

(6) 指定難病・小児慢性特定疾病

●指定難病・小児慢性特定疾病の受給者証所持者微増傾向

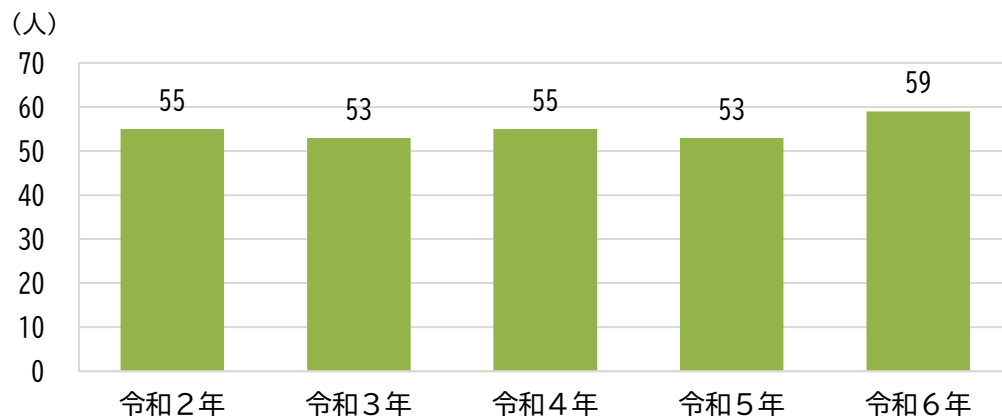
- ・ 特定医療費(指定難病)受給者証所持者数は令和2年の332人から令和6年の354人と6.6%増加しています。
- ・ 小児慢性特定疾病の医療受給者証交付件数は令和2年の55人から令和6年の59人と7.3%増加しています。

■志免町の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移（令和2年～令和6年）



資料) 志免町

■志免町の小児慢性特定疾病 医療受給者証交付件数の推移（令和2年～令和6年）



資料) 志免町

(7) 地域

●町内会加入率は減少傾向

- ・ 志免町の町内会加入率は減少傾向にあり、令和2年度の87.73%から令和6年度には80.92%と、6.81ポイント低下しています。
- ・ 一方、民生委員・児童委員数は令和3年度の40人から令和7年度には44人と微増しており、福祉推進委員数については、ほぼ横ばいであり大きな変動は見られません。

■志免町の町内会加入率（令和2年度～令和6年度）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
87.73%	87.07%	84.41%	82.80%	80.92%

注) 各年度末時点
資料) 志免町

■志免町の民生委員・児童委員の人数（令和3年度～令和7年度）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
民生委員・児童委員	40	42	41	43	44
主任児童委員	3	3	3	3	3

注) 各年度4月1日時点
資料) 志免町

■志免町の福祉推進委員の人数（令和3年度～令和7年度）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
30	30	29	30	30

注) 各年度4月1日時点
資料) 志免町

(8) 成年後見

●全体としては横ばいだが、後見が減少し、保佐・補助の利用者が増加

- 志免町の成年後見制度の利用者数は、年により変動はあるものの、全体としておおむね横ばいの状況が続いています。類型別でみると、令和3年から令和7年までの間に後見が20人減少しているのに対して、保佐は14人、補助は5人増加しています。認知症の初期段階での利用や、本人の意思決定を尊重した支援の観点から、成年後見制度の早期の利用が進んでいるものと考えられます。

■志免町の成年後見制度利用者数の推移（令和3年～令和7年）

	後見	保佐	補助	任意	合計
令和3年	70	8	3		81
令和4年	64	9	5		78
令和5年	60	11	4	1	76
令和6年	55	16	6	1	78
令和7年	50	22	8	1	81

注) 各年12月31日時点

資料) 福岡家庭裁判所

(9) 再犯防止

●刑法犯認知件数は増加しており、街頭の窃盗犯や詐欺などの知能犯が増加

- 志免町の刑法犯認知件数は、令和3年の204件から令和7年の303件と48.5%増加しています。令和4年が161件で最も少なかったですが、そこから増加して令和6年、令和7年は300件を超えています。
- いずれの年においても窃盗犯が最も多く、令和3年から令和6年の間で98件、83.1%増加しています。新型コロナウイルス感染症による外出や活動制限が緩和されたことから、街頭犯罪が増加しているものと考えられます。
- 知能犯の数は令和3年から令和5年と比べて令和7年は20件と約2倍に増えています。いわゆるオレオレ詐欺などが増加したことが要因として考えられます。

■志免町の刑法犯認知件数の推移（令和3年～令和7年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
令和3年	1	35	118	9	6	35	204
令和4年	0	15	115	9	6	16	161
令和5年	3	30	160	9	6	50	258
令和6年	0	20	233	12	6	35	306
令和7年	1	27	216	20	4	35	303

注) 各年12月31日時点

資料) 福岡県警察本部刑事総務課

2. 調査等からみえる志免町の課題

(1) 住民意識調査の実施概要

■令和7年 志免町の地域福祉に関する住民意識調査

- 対象者 : 志免町内にお住まいの18歳以上の方
- 対象者数 : 住民基本台帳の中から無作為に抽出した2,000人
- 調査期間 : 令和7年11月28日(金)～12月26日(金)
- 形式 : 郵送による紙調査票およびオンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 795人/2,000人(回収率 39.8%)

■令和7年 志免町の高齢者福祉に関する住民意識調査

- 対象者 : 志免町内にお住まいの65歳以上の方
- 対象者数 : 住民基本台帳の中から無作為に抽出した1,000人
- 調査期間 : 令和7年11月28日(金)～12月26日(金)
- 形式 : 郵送による紙調査票およびオンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 606人/1,000人(回収率 60.6%)

■令和7年 志免町の障がい福祉に関する住民意識調査

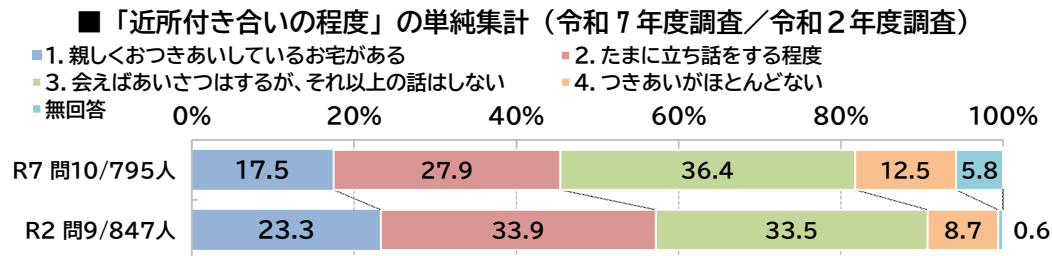
- 対象者 : 志免町内にお住まいで障害者手帳をお持ちの方(障害者手帳所持者)
- 対象者数 : 障害者手帳所持者の中から無作為に抽出した2,000人
- 調査期間 : 令和7年11月28日(金)～12月26日(金)
- 形式 : 郵送による紙調査票およびオンライン形式でのアンケート調査
- 回答数 : 989人/2,000人(回収率 49.5%)

(2) 地域福祉分野

1) 地域の交流等に関すること

○近所付き合い

- 近所づきあいは、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」です。前回調査（令和2年度調査、以下同様）と比べると、「つきあいがほとんどない」、「あまり話をしない」とする回答割合が増えています。年代別に見ると、若い年代ほど「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」の割合が高く、10～30歳代では「つきあいがほとんどない」も他の年代に比べて高くなっています。

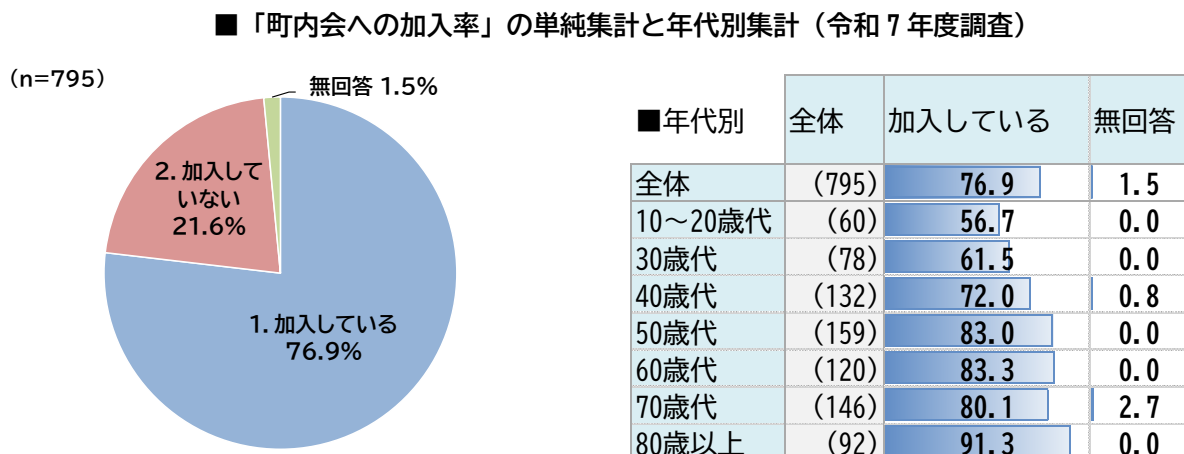


■「近所付き合いの程度」の年代別集計（令和7年度調査）

年代別	全体	親しくおつきあいしているお宅がある	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない	つきあいがほとんどない	無回答
全体	(795)	17.5	27.9	36.4	12.5	5.8
10～20歳代	(60)	8.3	10.0	56.7	23.3	1.7
30歳代	(78)	11.5	19.2	43.6	24.4	1.3
40歳代	(132)	11.4	25.0	47.7	12.1	3.8
50歳代	(159)	15.7	34.6	37.1	11.3	1.3
60歳代	(120)	14.2	34.2	36.7	9.2	5.8
70歳代	(146)	21.2	35.6	20.5	11.6	11.0
80歳以上	(92)	38.0	19.6	25.0	3.3	14.1

○町内会の加入

- 町内会へ加入している割合は76.9%で、回答者の4分の3以上は加入しています。年代別に見ると、50歳以上は8割以上が加入していますが、10～20歳代で56.7%、30歳代で61.5%と、若年層ほど、加入率が低くなっています。

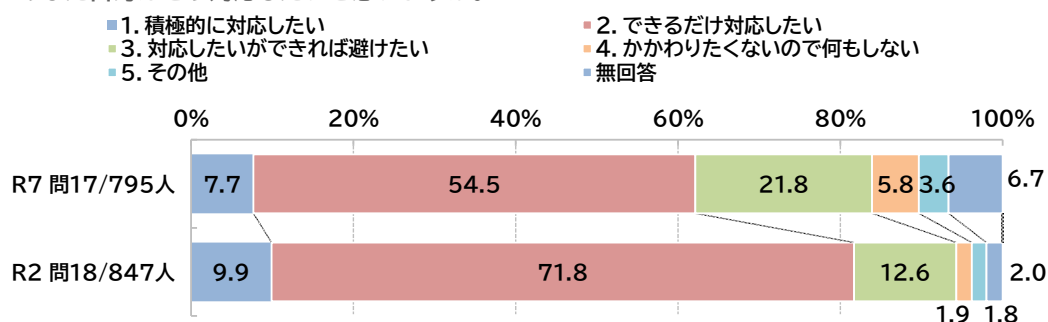


2) 地域での助け合いに関すること

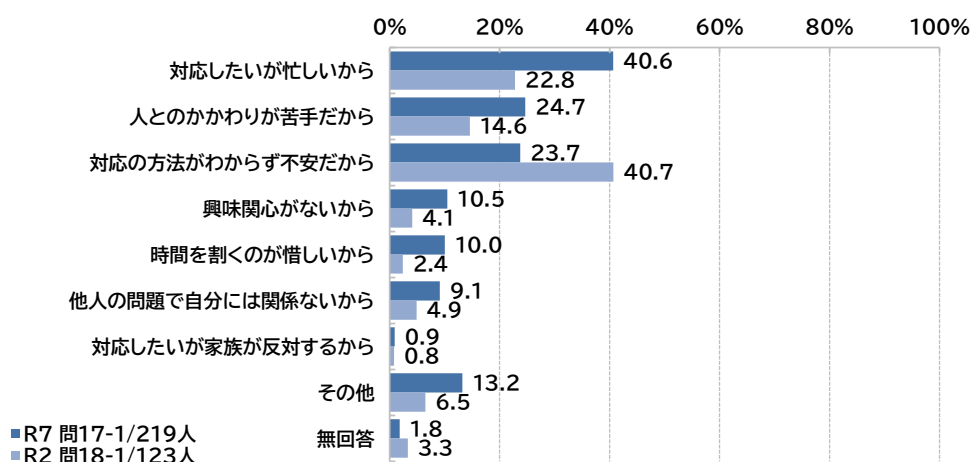
○助けを求められたときの対応

- ・ 日々の暮らしのなかで困りごと（買い物や通院などの外出が不便、力仕事（家具の移動など）ができないなど）を抱える人から助けを求められたときに、「積極的に対応したい」と「できるだけ対応したい」を合わせると 62.2%となっています。前回調査の 81.7%と比べて、20 ポイント近く低くなっています。
- ・ また、「対応したいができれば避けたい」「かかわりたくないので何もしない」理由は「対応したいが忙しいから」の 40.6%が最も多く、前回調査と比べると「対応したいが忙しいから」は 15 ポイント以上、「人とのかかわりが苦手だから」は 10 ポイントほど増えています。
- ・ 年代別の傾向は大きく異なり、「対応したいが忙しいから」は 30 歳代～60 歳代で高い割合を示しており、「対応がわからず不安だから」「人とのかかわりが苦手だから」「他人の問題で自分には関係ないから」は 10～20 歳代で高くなっています。

■「助けを求められたときの対応」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



■「助けを求められたときに対応を避けたい／しない理由」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



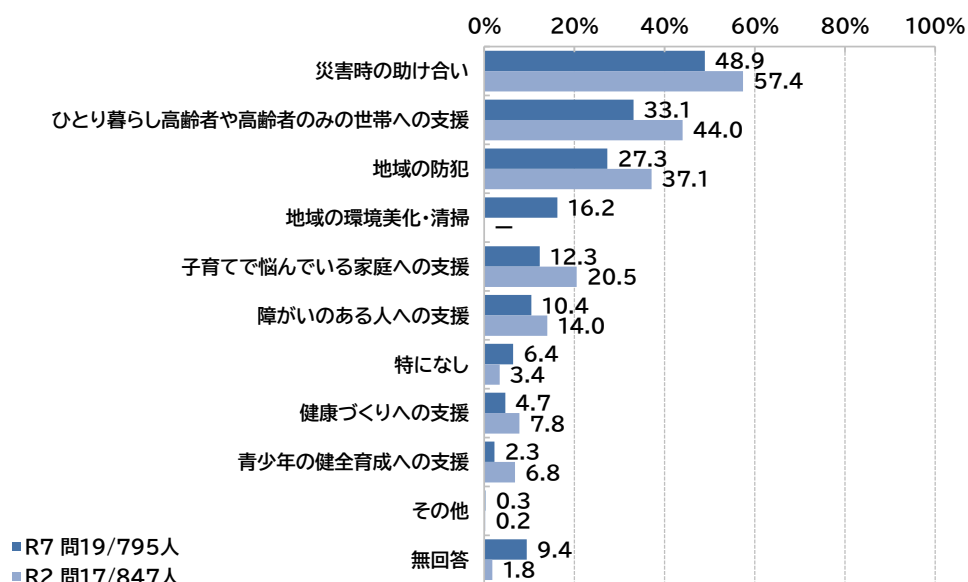
■「助けを求められたときに対応を避けたい／しない理由」の年代別集計（令和 7 年度調査）

■年齢別	全体	対応したいが忙しいから	対応したいが家族が反対するから	対応の方法がわからず不安だから	人とかかわりが苦手だから	時間を割くのが惜しいから	他人の問題で自分には関係ないから	興味関心がないから	その他	無回答
全体	(219)	40.6	0.9	23.7	24.7	10.0	9.1	10.5	13.2	1.8
10～20歳代	(16)	18.8	0.0	37.5	43.8	6.3	25.0	12.5	0.0	6.3
30歳代	(20)	50.0	0.0	20.0	10.0	25.0	5.0	20.0	0.0	0.0
40歳代	(47)	55.3	2.1	14.9	23.4	19.1	6.4	6.4	10.6	0.0
50歳代	(49)	49.0	0.0	20.4	14.3	8.2	10.2	8.2	18.4	0.0
60歳代	(35)	45.7	0.0	28.6	25.7	2.9	2.9	14.3	8.6	2.9
70歳代	(30)	23.3	0.0	33.3	50.0	3.3	6.7	10.0	13.3	0.0
80歳以上	(22)	13.6	4.5	22.7	13.6	4.5	18.2	9.1	36.4	9.1

○住民同士での助け合いが必要と思うこと

- ・ 住民同士の助け合いでは、災害（48.9%）や防犯（27.3%）、高齢者世帯への支援（33.1%）等で回答割合が高くなっていますが、数値は全体的に前回調査より低くなっています。

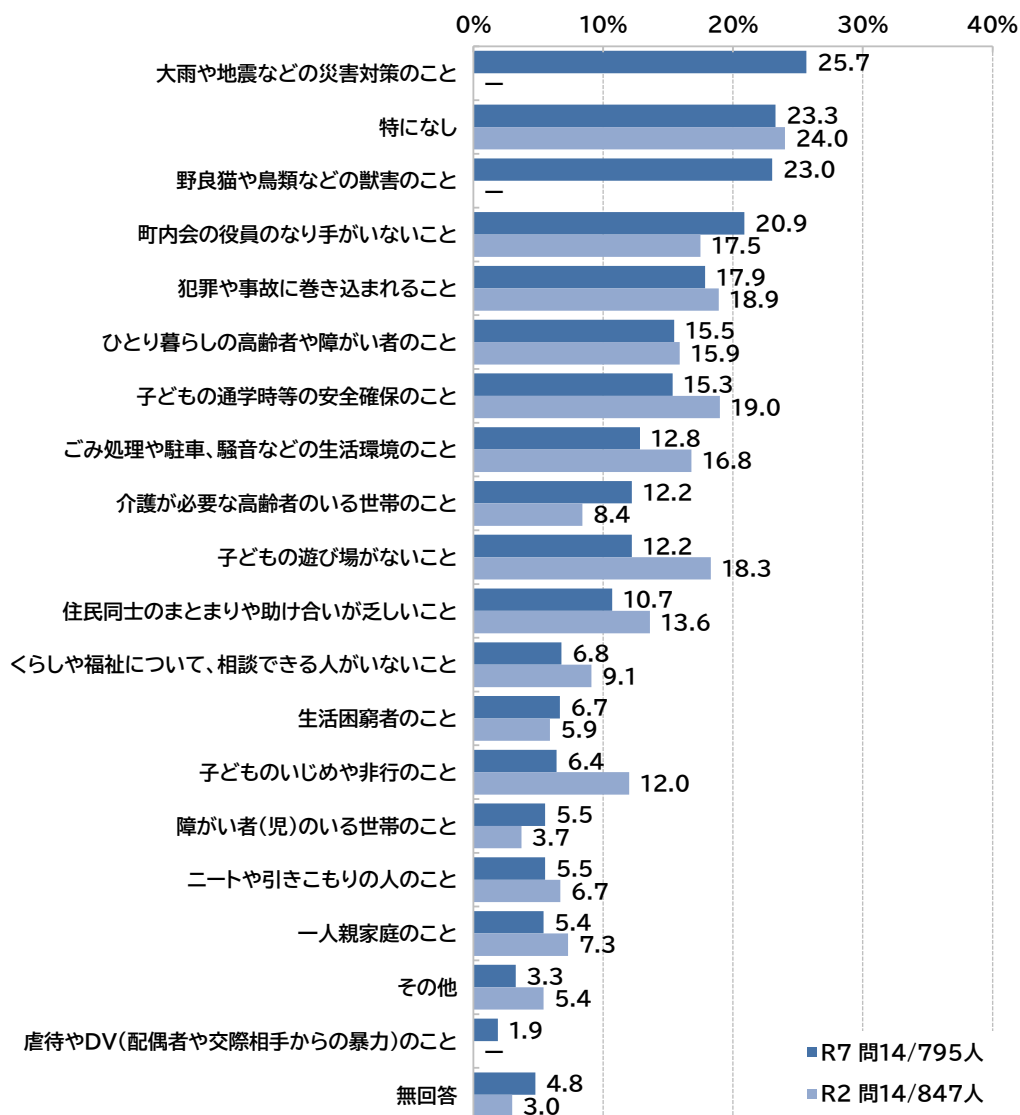
■「住民同士での助け合いが必要と思うこと」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



○地域の気になっている問題

- ・ 地域の気になっている問題のうち、災害(25.7%)、犯罪・事故(17.9%)、獣害(23.0%)、ひとり暮らし(15.5%)といった安全・安心に関わること、町内会役員のなり手がいないこと(20.9%)の回答割合が高くなっています。一方、前回調査の結果と比較すると、「子どもの遊び場」や「子どものいじめや非行」が選ばれる割合が低くなっています。
- ・ 年代別にみると、幅広い年代で特に選ばれている項目は「災害対策」や「獣害」となっています。年代で傾向が異なる項目もあり、30～40歳代で「子どもの遊び場がないこと」「子どもの通学時等の安全確保のこと」「犯罪や事故に巻き込まれること」が高くなっています。

■「地域の気になっている問題」の単純集計（令和7年度調査／令和2年度調査）



■「地域の気になっている問題」の年代別集計（令和7年度調査）

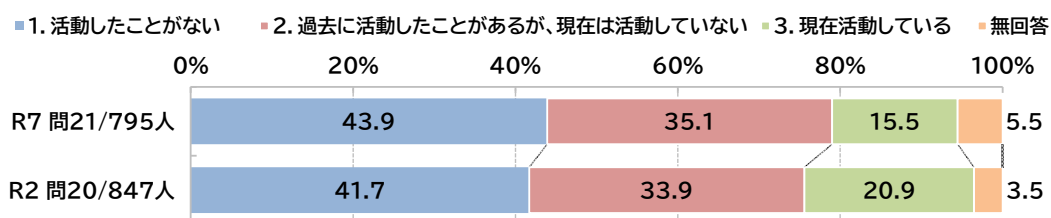
年代別	全体	町内会の役員のなり手がいないこと	子どもの遊び場がないこと	子どもの通学時等の安全確保のこと	犯罪や事故に巻き込まれること	大雨や地震などの災害対策のこと	野良猫や鳥類などの獣害のこと
全体	(795)	20.9	12.2	15.3	17.9	25.7	23.0
10～20歳代	(60)	6.7	10.0	15.0	10.0	20.0	8.3
30歳代	(78)	11.5	25.6	43.6	23.1	25.6	23.1
40歳代	(132)	23.5	23.5	32.6	34.1	38.6	20.5
50歳代	(159)	26.4	11.9	9.4	19.5	25.2	23.3
60歳代	(120)	24.2	2.5	7.5	16.7	27.5	18.3
70歳代	(146)	21.2	7.5	4.8	6.8	17.8	30.1
80歳以上	(92)	19.6	4.3	5.4	12.0	21.7	30.4

3) 地域活動やボランティアに関すること

○地域活動やボランティア活動への参加状況

- ・ 町内会や子ども会、シニアクラブなどの地域活動について、「活動したことがない」が 43.9%、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が 35.1%で、現在活動していない人が 79.0%となっています。現在活動していない人の割合は、前回調査と比べると、3.4 ポイントほど高いこととなります。
- ・ 年代別にみると、「現在活動している」は 10～20 歳代が 3.3%と最も低く、次いで 50 歳代の 13.2%、60 歳代の 13.3%となっています。最も高い 40 歳代の 22.0%と比べると、50～60 歳代は 10 ポイントほど低くなっています。

■「地域活動への参加状況」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）

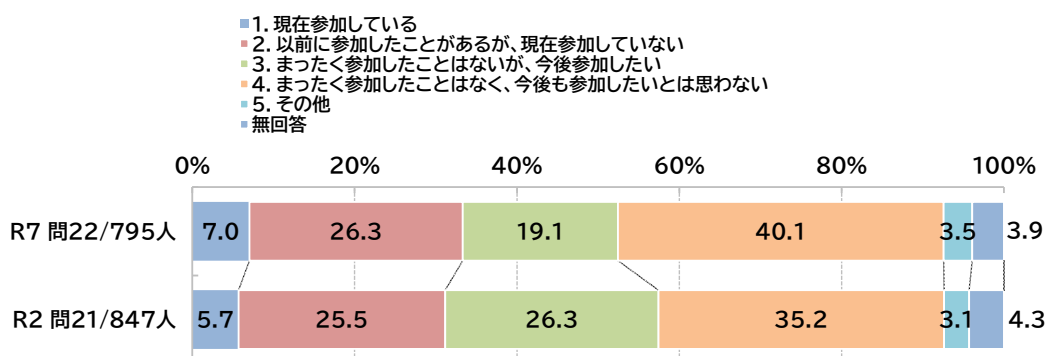


■「地域活動への参加状況」の年代別集計（令和 2 年度調査）

■年代別	全体	活動したことがない	過去に活動したことがあるが、現在は活動していない	現在活動している	無回答
全体	(795)	43.9	35.1	15.5	5.5
10～20歳	(60)	60.0	35.0	3.3	1.7
30歳代	(78)	60.3	17.9	19.2	2.6
40歳代	(132)	45.5	31.8	22.0	0.8
50歳代	(159)	39.6	45.3	13.2	1.9
60歳代	(120)	42.5	40.8	13.3	3.3
70歳代	(146)	39.7	32.9	17.1	10.3
80歳以上	(92)	34.8	32.6	15.2	17.4

- ・ 地域活動以外のボランティア活動では「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が 40.1%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が 26.3%となっています。また、前回調査と比べて、最も変化している項目は「まったく参加したことはなく、今後参加したい」であり、26.3%から 19.1%へと 7 ポイントほど低くなっています。
- ・ 年代別にみると、「現在参加している」は 70 歳代の 13.7%、80 歳以上の 12.0%以外は、10%未満となっています。一方、「まったく参加したことはなく、今後参加したい」とする割合は、70 歳以上を除く年代で 20%を超えており、最も高い年代は 60 歳代の 30.0%となっています。

■「ボランティア活動への参加状況」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



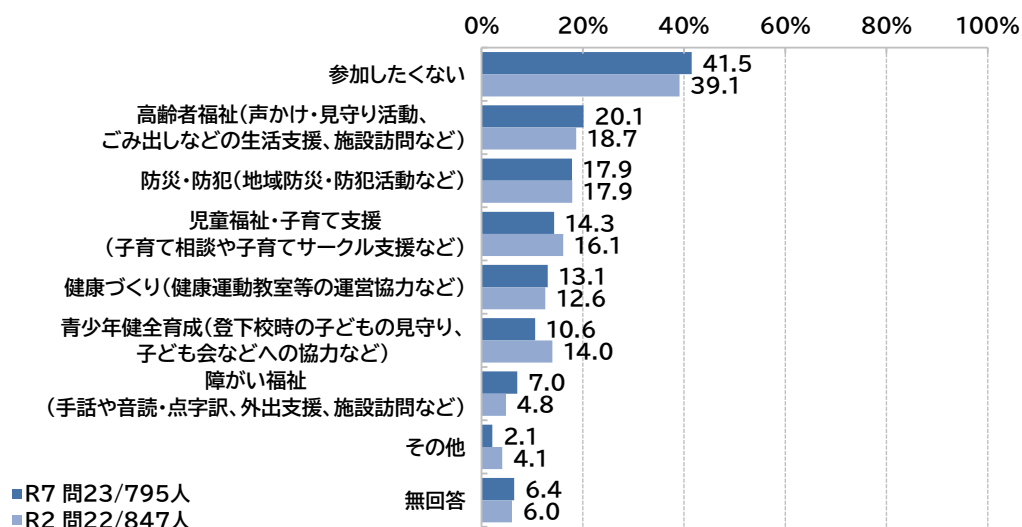
■「ボランティア活動への参加状況」の年代別集計（令和 2 年度調査）

年代別	全体	現在参加している	以前に参加したことがあるが、現在参加していない	まったく参加したことはないが、今後参加したい	まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない	その他	無回答
全体	(795)	7.0	26.3	19.1	40.1	3.5	3.9
10～20歳	(60)	3.3	33.3	23.3	36.7	1.7	1.7
30歳代	(78)	6.4	25.6	21.8	42.3	0.0	3.8
40歳代	(132)	5.3	25.0	24.2	41.7	3.8	0.0
50歳代	(159)	5.7	28.3	20.1	42.1	3.1	0.6
60歳代	(120)	1.7	24.2	30.0	40.0	2.5	1.7
70歳代	(146)	13.7	22.6	11.6	39.0	4.1	8.9
80歳以上	(92)	12.0	28.3	3.3	37.0	8.7	10.9

○地域活動やボランティアへの参加意向

- ・ 地域活動やボランティアについて「参加したくない(41.5 %)」が最も多くなっていますが、分野別にみると「高齢者福祉(20.1%)」「防災・防犯(17.9%)」「児童福祉・子育て支援(14.3%)」「健康づくり(13.1%)」「青少年健全育成(10.6%)」の順に、参加意向が 10%を超えています。年代別にみると、若い層では「防災・防犯」「児童福祉・子育て支援」が、中高年層では「高齢者福祉」「健康づくり」が高い傾向がみられます。
- ・ 一方、地域活動やボランティアに参加したくない理由としては、「時間的に余裕がないから」が 48.2%と突出しています。次に高い「健康上の理由で難しいから」は 25.8%で、前回調査より 10 ポイント以上高くなっており、その次に高い「参加するきっかけがないから」は 12.4%で前回調査よりも 5 ポイント以上、高くなっています。

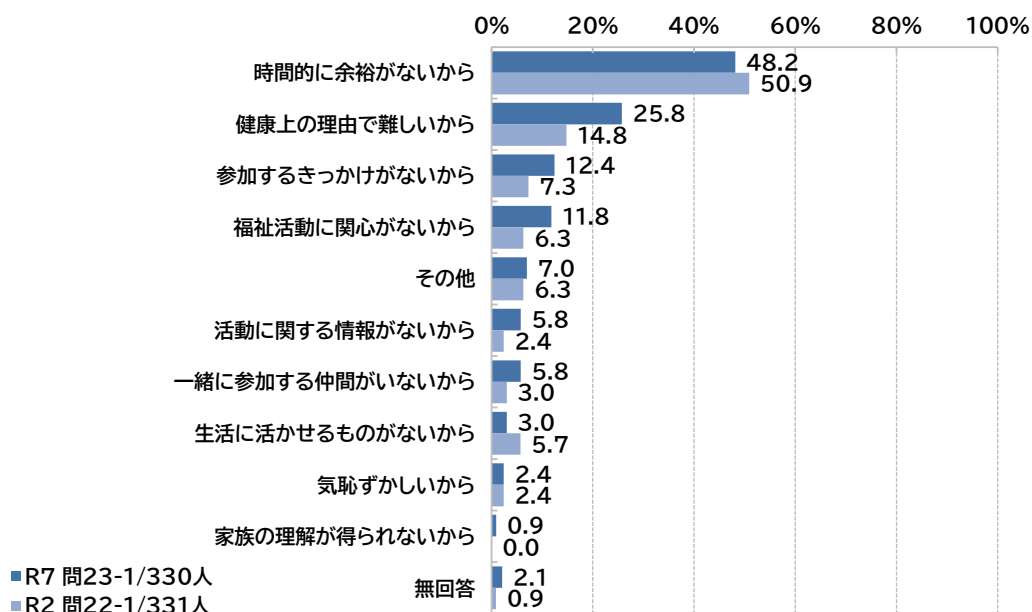
■「地域活動やボランティアへの参加意向」の単純集計（令和7年度調査／令和2年度調査）



■「地域活動やボランティアへの参加意向」の年代別集計（令和7年度調査）

年代別	全体	児童福祉・子育て支援	高齢者福祉	障がい福祉	青少年健全育成	健康づくり	防災・防犯	参加したくない
全体	(795)	14.3	20.1	7.0	10.6	13.1	17.9	41.5
10～20歳	(60)	23.3	13.3	6.7	16.7	18.3	26.7	43.3
30歳代	(78)	26.9	7.7	7.7	16.7	9.0	29.5	37.2
40歳代	(132)	20.5	18.2	10.6	10.6	7.6	22.7	43.9
50歳代	(159)	16.4	22.6	11.3	14.5	11.9	19.5	41.5
60歳代	(120)	14.2	30.0	7.5	7.5	14.2	16.7	40.8
70歳代	(146)	4.1	24.0	2.1	8.2	17.1	10.3	40.4
80歳以上	(92)	3.3	14.1	1.1	2.2	12.0	6.5	44.6

■「地域活動やボランティアに参加したくない理由」の単純集計（令和7年度調査／令和2年度調査）



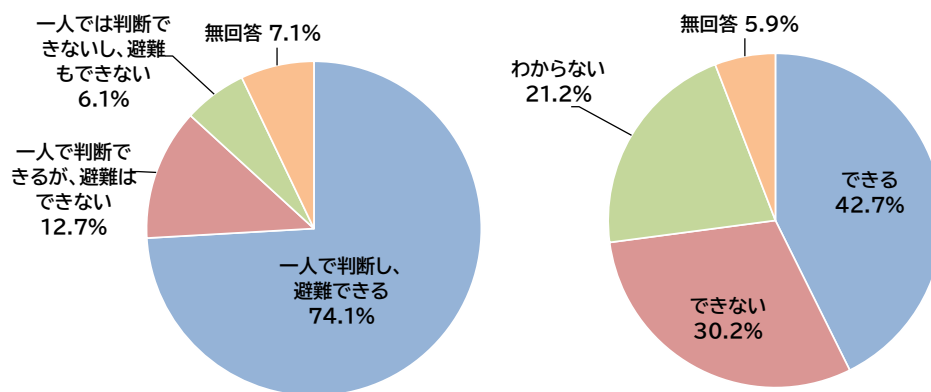
4) 災害に関すること

○自分で避難ができるかどうか

- ・ 高齢者福祉調査で「あなたは災害や火災などの緊急時に、一人で避難することができますか」という設問に対して、「一人で判断できるが、避難はできない」が12.7%、「一人では判断できないし、避難もできない」が6.1%となっており、ひとりで避難できない人の割合は18.8%となっています。
- ・ また、障がい福祉調査で「あなたは、災害時にひとりで避難ができますか」という設問に対して、「できない」とした人の割合は30.2%で、「わからない」が21.2%となっています。

■「災害時にひとりで避難できるか」の単純集計(令和7年度調査/高齢者福祉・障がい福祉)

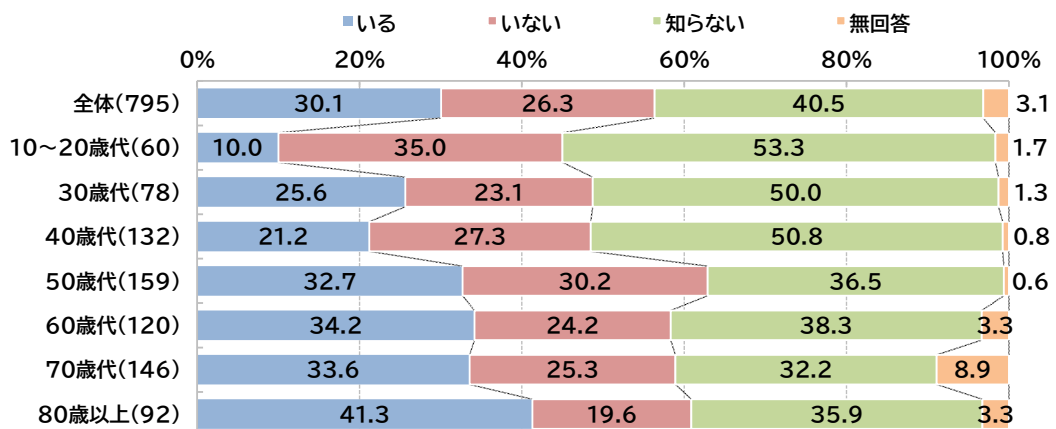
[高齢者福祉]あなたは災害や火災などの緊急時に、一人で避難することができますか(n=606) [障がい福祉]あなたは、災害時にひとりで避難ができますか。(n=989)



○支援が必要な人の避難への手助け

- ・ 地域福祉調査で、災害発生時に気になる人の有無について、「いる」が30.1%、「いない」が26.3%、「知らない」が40.5%となっています。

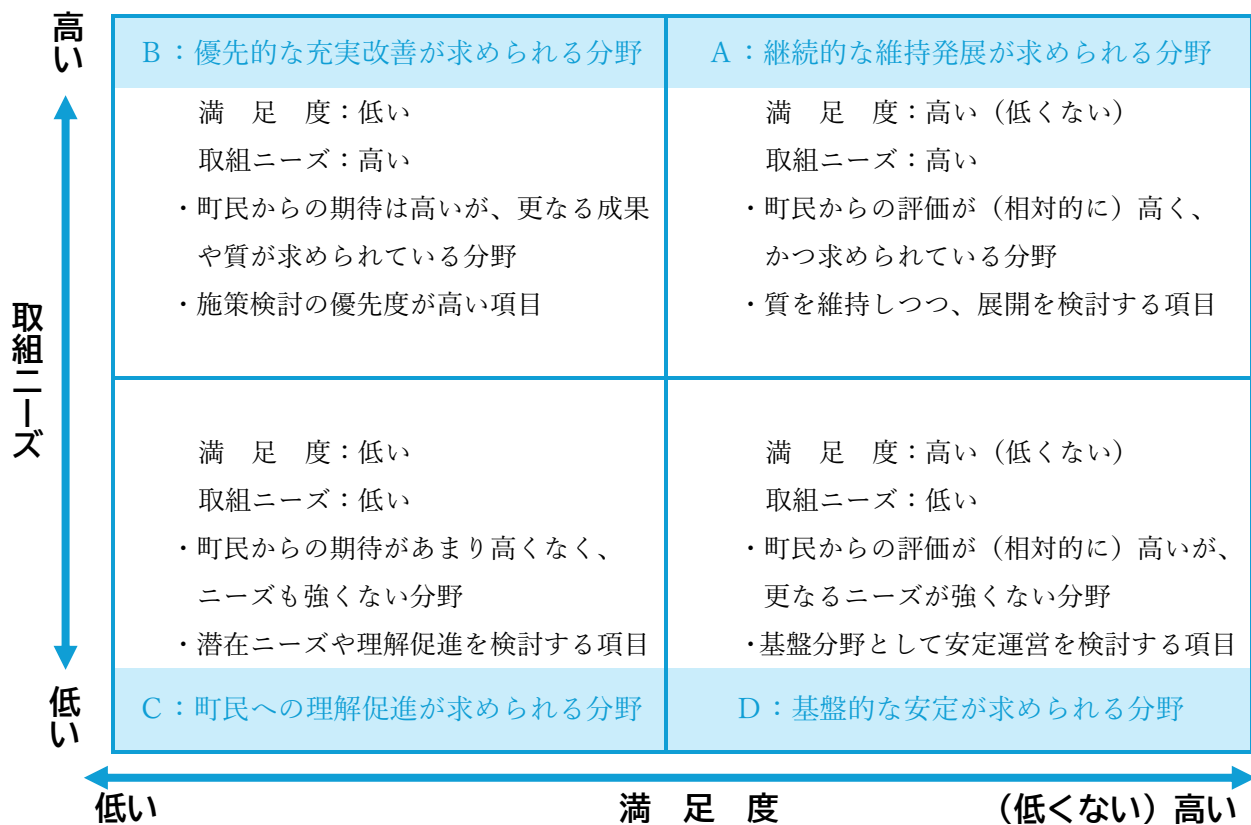
■「災害発生時に気になる人の有無」の年代別集計(令和7年度調査/地域福祉)



5) 地域福祉分野に関する満足度・取組ニーズ

満足度と取組ニーズの分析の見方

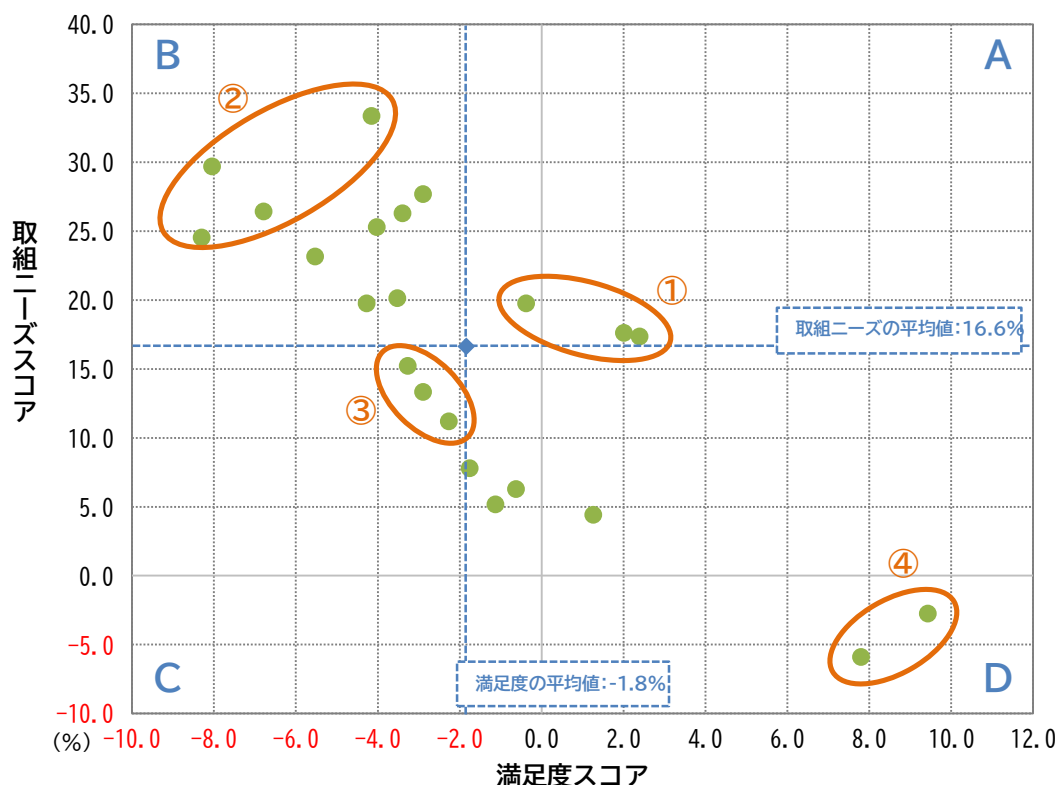
- 各アンケート調査では、現行計画や社会情勢、国の動向を踏まえて、各分野に関連する施策分野の一覧を作成して、それぞれについて満足度と取組ニーズの項目を設けました。
- 満足度と取組ニーズの選択肢は以下の通りです。
 - 満足度 : 満足している / 満足していない / わからない
 - 取組ニーズ : 充実させてほしい / 現状でよい / わからない
- 分析にあたっては、満足度と取組ニーズをそれぞれスコア化しました。スコア化の方法は以下の通りです。
 - 満足度スコア : 「満足している」から「満足していない」を除いた数値
 - 取組ニーズスコア : 「充実させてほしい」から「現状でよい」を除いた数値
- 各スコアの平均値をもとに、4象限に区分したフレームに各施策項目を配置しました。4区分のどこに位置するかによって、施策展開の方向性がわかりやすくなるよう整理しました。



- ・ 地域福祉分野の満足度と取組ニーズの分析から、以下の傾向が読み取れます。

- A①：継続的な維持発展が求められる分野（満足度も取組ニーズも高い）
 - 子どもや高齢者、障がい者等への虐待防止などのための支援
 - 子育て世代への相談支援
 - 自主防災組織活動等の災害時の備えに関する取組み
- B②：優先的な充実改善が求められる分野（満足度が低く、取組ニーズが高い）
 - 支援に関するわかりやすい情報の整備
 - 非行・犯罪等、子ども・若者への未然防止・早期対応
 - 障がいの有無にかかわらず、快適に生活できるバリアフリー環境の整備
 - 福祉や介護の職場での人材確保
- C③：町民への理解促進が求められる分野（満足度も取組ニーズも低い）
 - 福祉の制度や支援の方法について学ぶ機会
 - 障がい者・認知症の人など、多様な当事者の参加・意見表明の機会
 - 福祉サービスや成年後見制度など、様々な福祉事業の整備
- D④：基盤的な安定が求められる分野（満足度が高く、取組ニーズが低い）
 - 町内会や民生委員の見守り活動など、地域での組織的な支え合い活動
 - 隣近所などでの身近な助け合い

●地域福祉

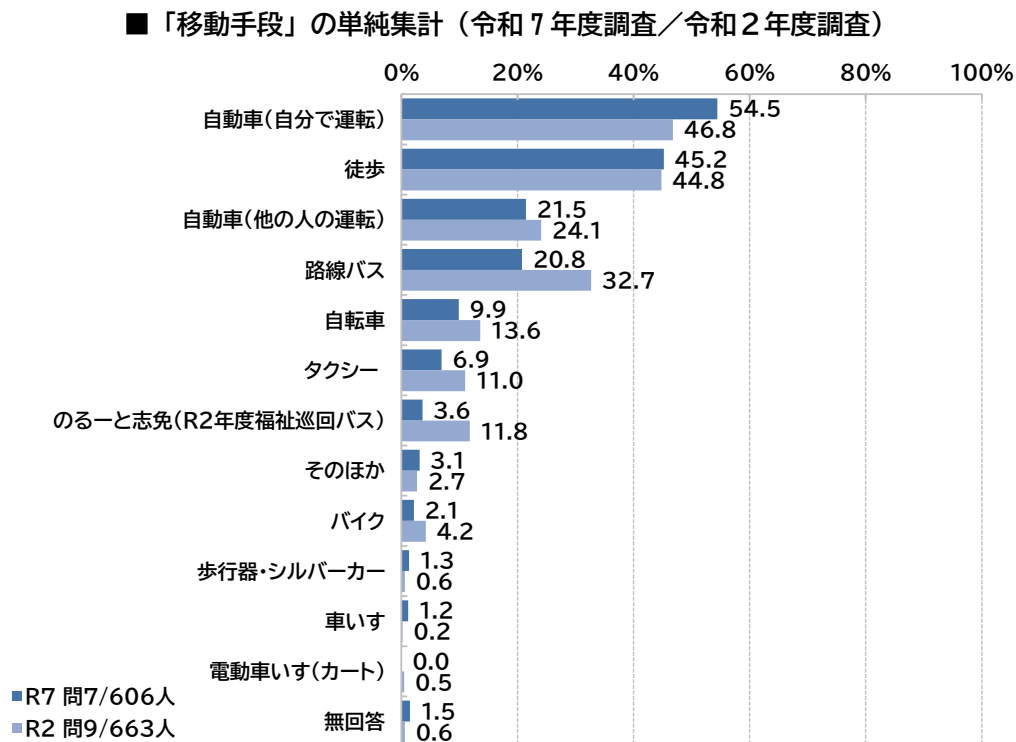


(3) 高齢者福祉分野

1) 外出や社会参加に関すること

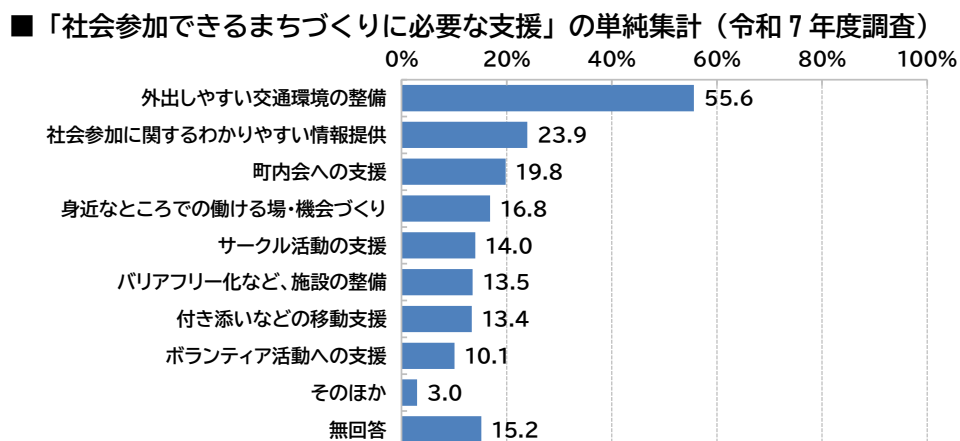
○主な移動の手段

- ・ 外出時の移動手段は、「自動車（自分で運転）」が 54.5%と最も高く、次いで「徒歩」の 45.2%、「自動車（他の人の運転）」の 21.5%です。前回調査と比較すると、「路線バス」が 32.7%から 20.8%と 10 ポイント以上低くなっており、公共交通の利用が減少している状況がうかがえます。



○社会参加できるまちづくりに必要な支援に関すること

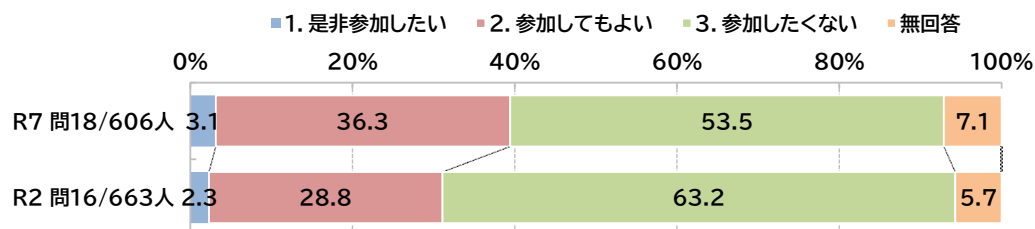
- ・ 社会参加できるまちづくりに必要な支援については、「外出しやすい交通環境の整備」が 55.6%と突出して高く、次いで、「社会参加に関するわかりやすい情報提供」が 23.9%、「町内会への支援」が 19.8%となっています。



○地域活動の企画・運営への意欲

- ・ 地域住民の有志でいきいきした地域づくりを進める活動の企画・運営（お世話役）への参加意向について、「是非参加したい」が3.1%、「参加してもよい」が36.3%で、これらを合わせると39.4%となっています。これを前回調査と比較すると、8.3ポイント高くなっています。

■「地域活動の企画・運営への意欲」の単純集計（令和7年度調査／令和2年度調査）

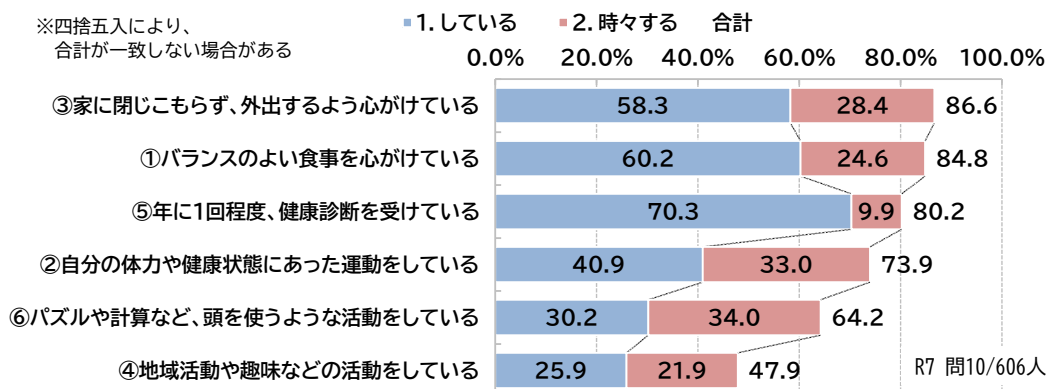


2) 健康や医療、介護に関すること

○健康のための行動

- ・ 普段から健康のための行動として「している」「時々する」を合計すると、「③家に閉じこもらず、外出するよう心掛けている」が86.6%と最も高く、次いで「①バランスのよい食事を心がけている」が84.8%、「⑤年に1回程度、健康診断を受けている」が80.2%となっており、いずれも8割を超えています。一方、「④地域活動や趣味などの活動をしている」は47.9%にとどまっており、社会参加に関する行動は相対的に低い状況がうかがえます。

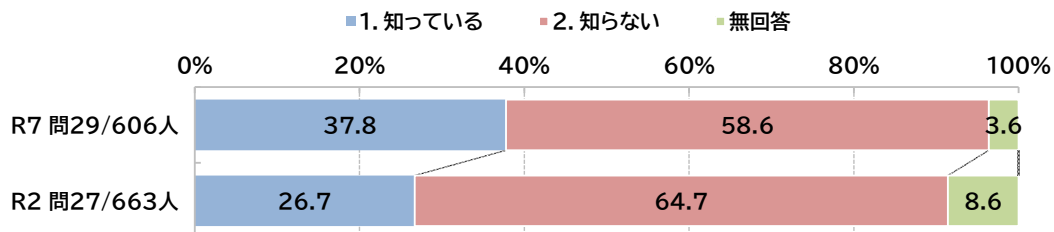
■健康のための行動として「している」「時々する」とした回答の単純集計（令和7年度調査）



○地域包括支援センターの認知度

- ・ 地域包括支援センターを「知っている」と回答した人の割合は 37.8%となっています。前回調査と比べると、11.1 ポイント高くなっており、認知度の向上がうかがえます。

■地域包括支援センターの認知度の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）

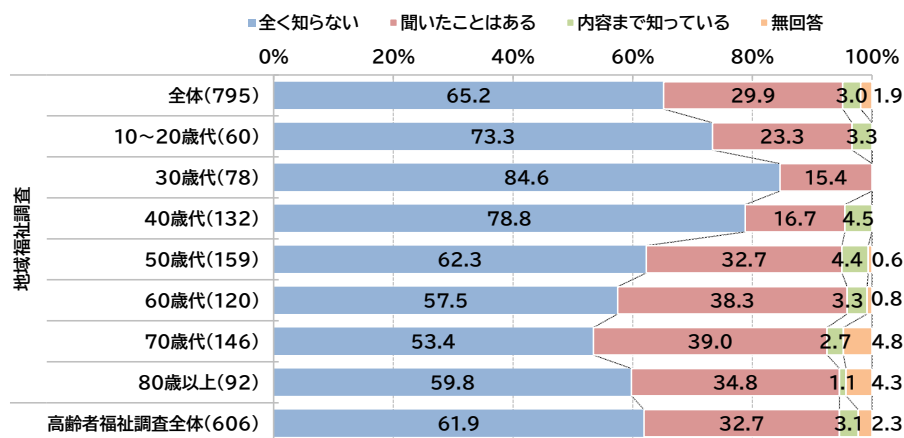


3) 認知症に関すること

○新しい認知症観の認知度

- ・ 2025 年 1 月に国から示された新しい認知症観（※）について、地域福祉調査および高齢者福祉調査のいずれにおいても、「内容まで知っている」と回答した人の割合は 3%程度にとどまっている一方、「全く知らない」と回答した人の割合は 6 割以上となっています。年代別に見ると、10～40 歳代で「全く知らない」割合が高く、30 歳代で 84.6%と最も高くなっています。高齢層ではその割合は低くなっているものの、最も低い 70 歳代でも 53.4%と、いずれの年代でも 5 割を超えています。

■「新しい認知症観」の認知度(令和 7 年度調査／単純集計および年代別集計)

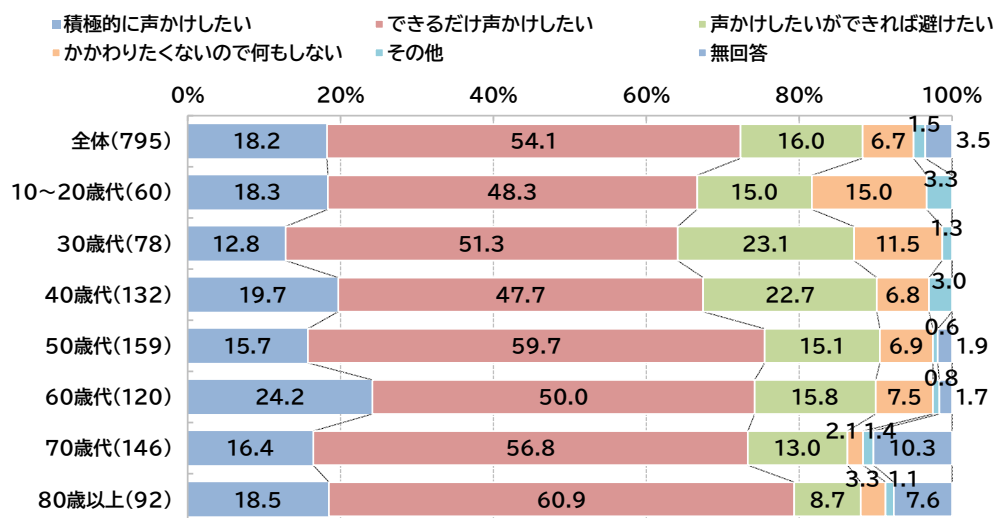


- ※ 認知症になっても何もできなくなるわけではなく、個人としてできること・やりたいこと・希望があり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら自分らしく暮らし続けることができるという考え方

○認知症の人への声かけ

- 認知症と思われる人が戸惑っている様子を見かけた際の対応について、「積極的に声かけしたい」が18.2%、「できるだけ声かけしたい」が54.1%となっており、これらを合わせると72.3%が声かけに前向きな意向を示しています。一方で、「声かけしたいができれば避けたい」「かかわりたくないので何もしない」と回答した人の理由としては、「対応の方法がわからないから」が69.4%と突出して多くなっています。

■「認知症の人への声かけ」に関する集計（令和7年度調査／全体集計・年代別集計）



■「認知症の人に声掛けしない理由」に関する集計（令和7年度調査／全体集計・年代別集計）

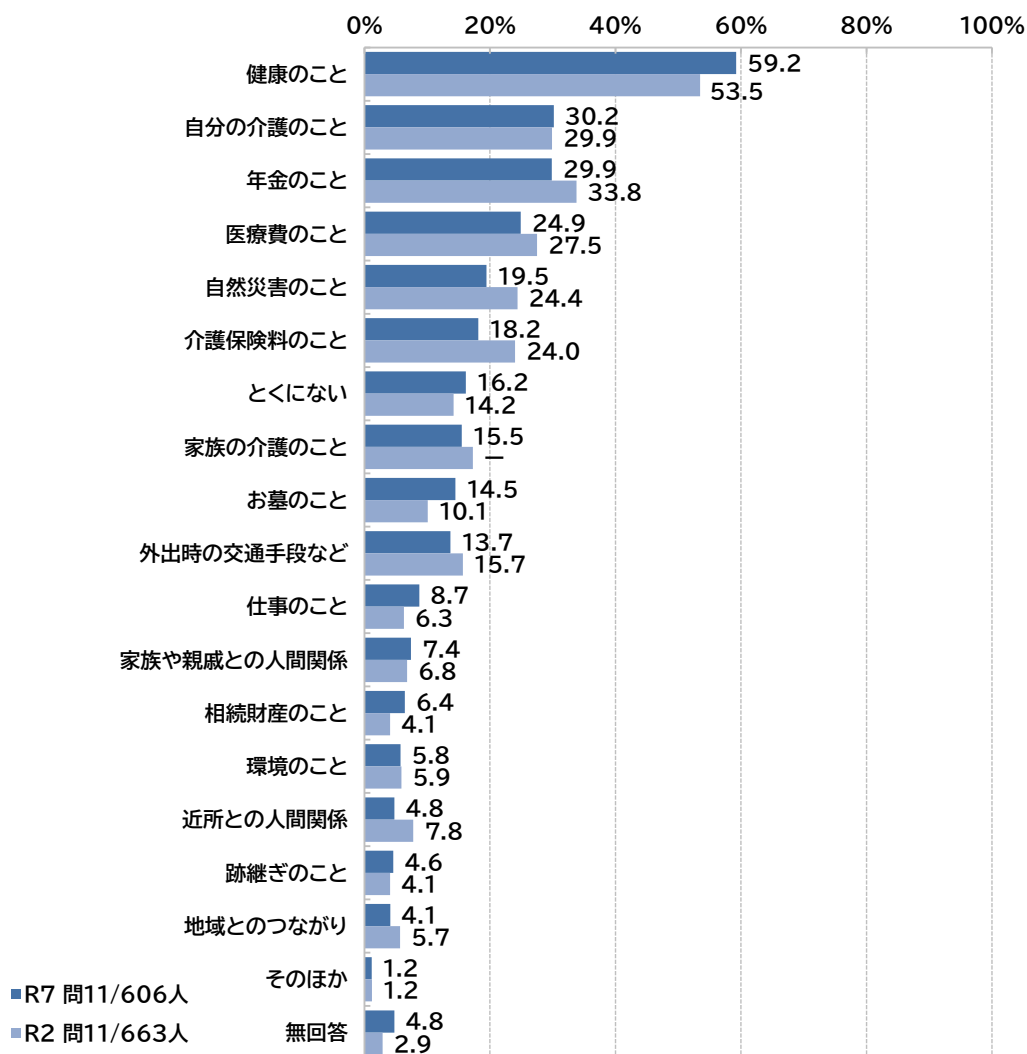
	対応の方法がわからないから	人とかかわりが苦手だから	時間を割くのが惜しいから	他人の問題で自分には関係ないから	興味関心がないから	その他	無回答
全体(180)	69.4	10.6	6.1	5.0	4.4	2.2	2.2
10～20歳代(18)	61.1	16.7	5.6	0.0	16.7	0.0	0.0
30歳代(27)	74.1	3.7	11.1	3.7	7.4	0.0	0.0
40歳代(39)	71.8	7.7	12.8	2.6	0.0	5.1	0.0
50歳代(35)	65.7	11.4	5.7	11.4	0.0	5.7	0.0
60歳代(28)	67.9	14.3	0.0	7.1	3.6	0.0	7.1
70歳代(22)	72.7	13.6	0.0	0.0	9.1	0.0	4.5
80歳以上(11)	72.7	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1

3) 暮らしのこと

○暮らしの不安や課題

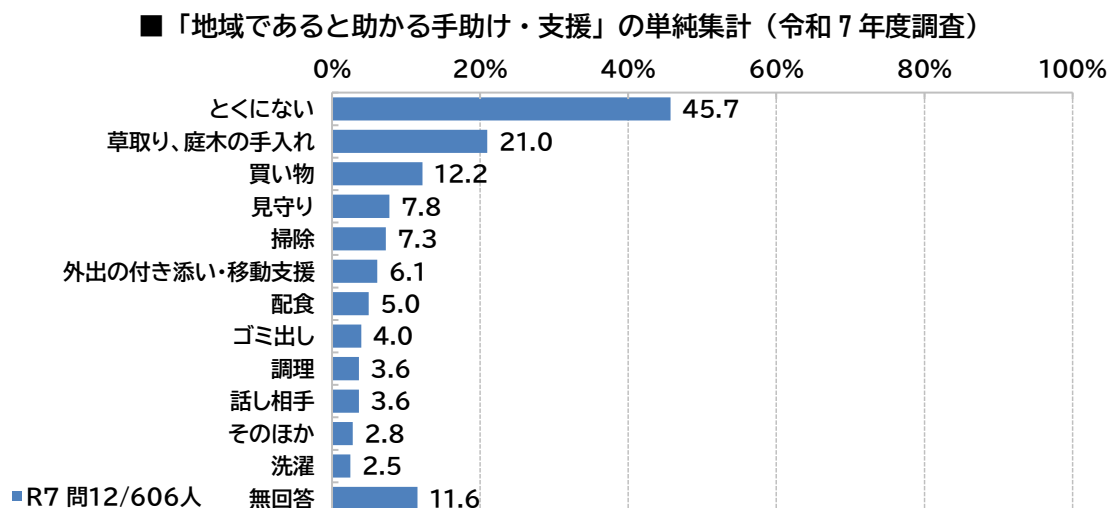
- ・ 「健康のこと」が 59.2%と突出して高く、次いで「自分の介護のこと」が 30.2%となっています。さらにその後は、「年金のこと」(29.9%)や「医療費のこと」(24.9%)などの経済的なことが続いています。前回調査と比べると、「健康のこと」は 5.7 ポイント、次いで「お墓のこと」が 4.4 ポイント増加している一方、「介護保険料のこと」は 5.8 ポイント、「自然災害のこと」は 4.9 ポイント減少しています。

■「暮らしの不安や課題」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



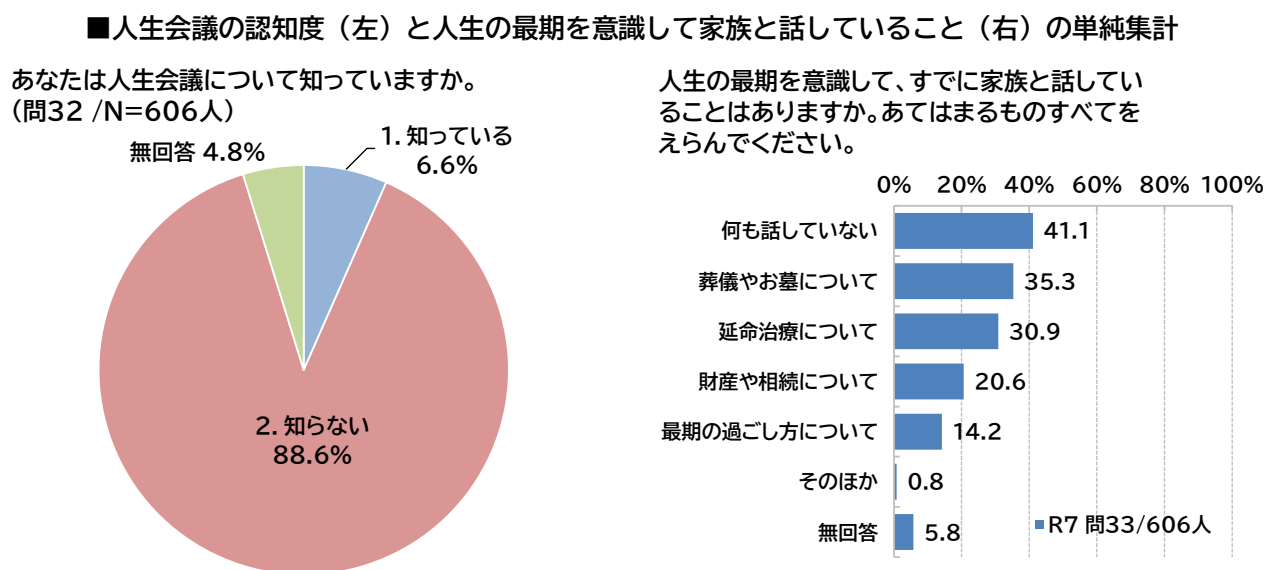
○地域であると助かる手助け・支援

- ・ 地域であると助かる手助けは「とくにない」が 45.7%と最も多くなっています。支援内容の項目別では「草取り、庭木の手入れ」や「買い物」などへのニーズが比較的高くなっています。単身高齢者に限って見ると、全体と比べて多くの項目がやや高くなっており、特に洗濯、掃除、調理、買い物、ゴミ出しといった日常生活に身近な支援において、その差が大きくなっています。



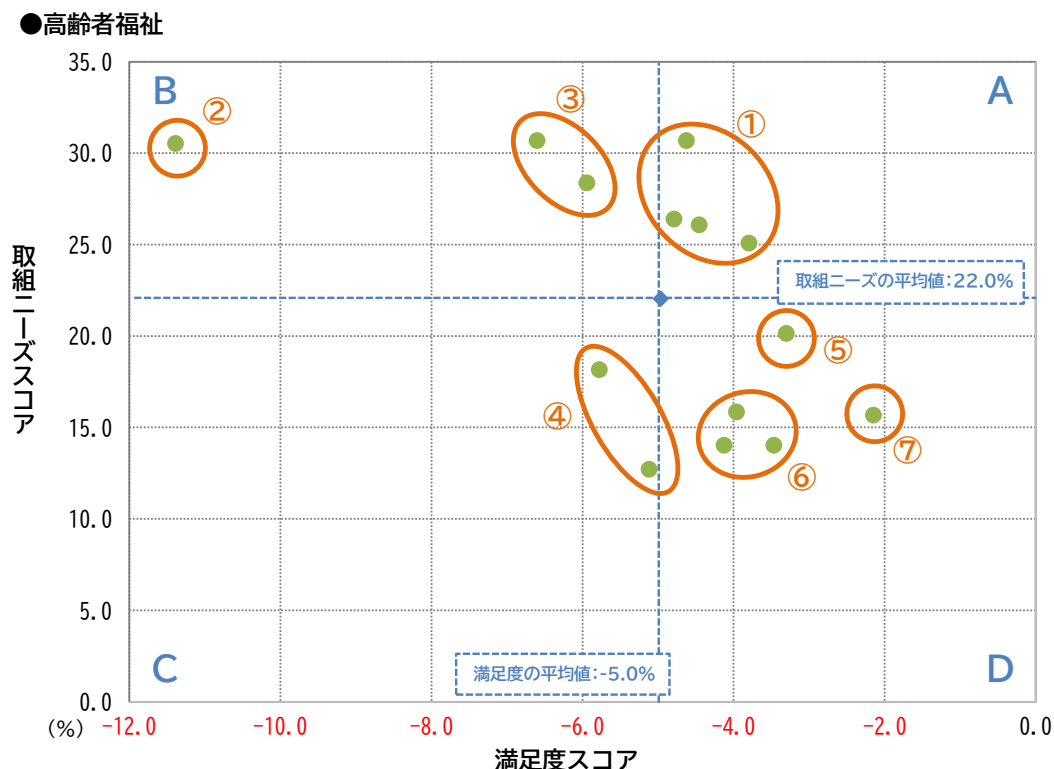
○人生会議の認知度

- ・ 人生会議（※）を知っている人と回答した人の割合は、6.6%となっています。
- ※ もしもの時に備え、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・介護従事者と繰り返し話し合い、共有する取組。ACP（アドバンスドケアプランニング）等。



4) 高齢者福祉分野に関する満足度・取組ニーズ

- ・ 高齢者福祉分野の満足度と取組ニーズの分析から、以下の傾向が読み取れます。
- A①：継続的な維持発展が求められる分野（満足度も取組ニーズも高い）
 - 在宅相談等、高齢者や家族が安心して相談できる体制・窓口の整備
 - 住宅改修費助成など、住まいの安全・バリアフリー化の支援
 - 多様な生活支援・介護予防サービスの充実
 - 名簿作成など、災害時に手助けを必要とする高齢者支援への事前対策
- B②③：優先的な充実改善が求められる分野（満足度が低く、取組ニーズが高い）
 - 高齢者の外出を支援するサービスの提供（②）
 - 早期診断から生活支援まで、認知症の人・家族が暮らしやすい地域づくり（③）
 - 緊急時に連絡・対応ができる見守りサービス（③）
- C④：町民への理解促進が求められる分野（満足度も取組ニーズも低い）は2つ。
 - 地域が主体となった高齢者見守り活動の推進
 - デジタル技術を活用した高齢者支援の推進
- D⑤⑥⑦：基盤的な安定が求められる分野（満足度が高く、取組ニーズが低い）
 - 高齢者の健康づくり・介護予防に関する取組み（⑤）
 - 高齢者の通いの場や交流の場の充実（⑥）
 - 認知症サポーター養成講座等、認知症について学ぶ機会（⑥）
 - 就労・社会参加機会の拡大など、高齢者の生きがいをづくり（⑥）
 - 成年後見制度や日常生活自立支援事業による権利の擁護、支援（⑦）



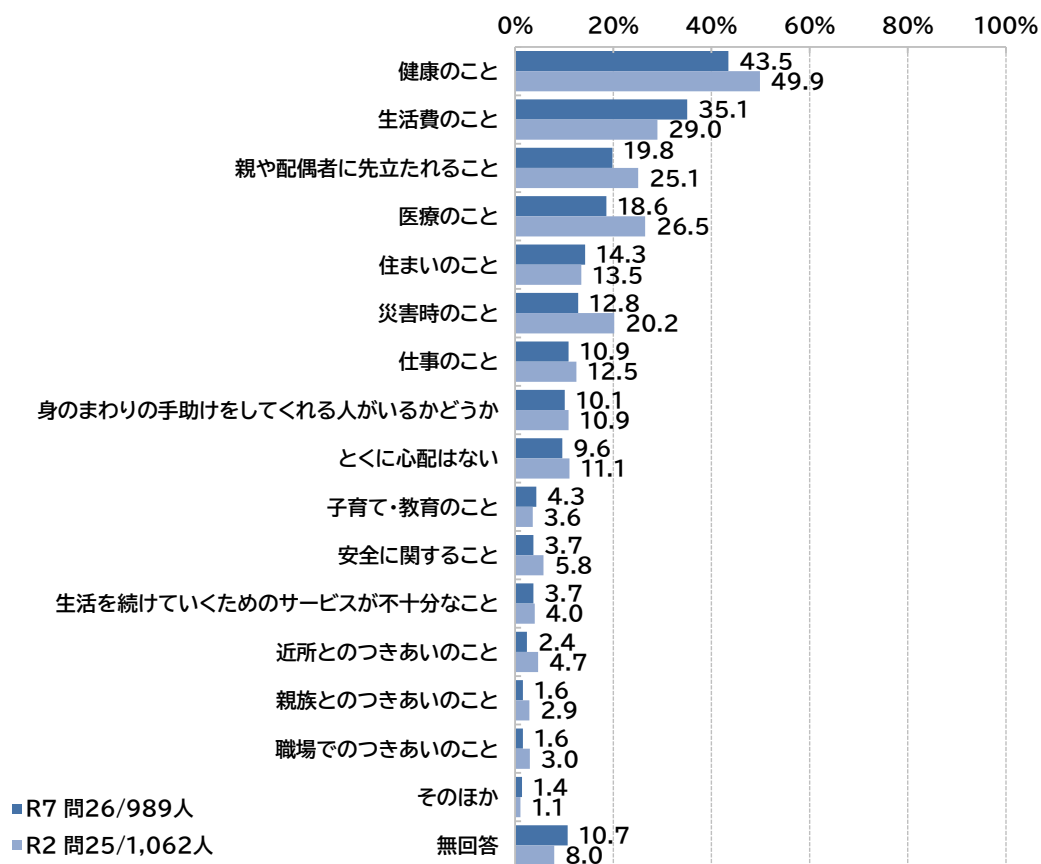
（４）障がい福祉分野

１）暮らしのこと

○暮らしのなかでの心配

- ・ 暮らしの心配では、「健康のこと（43.5%）」や「生活費のこと（35.1%）」、「親や配偶者に先立たれること（19.8%）」、「医療のこと（18.6%）」が続きます。前回調査と比べて増えている項目は「生活費のこと」で、「医療のこと」「健康のこと」「災害時のこと」については減っています。

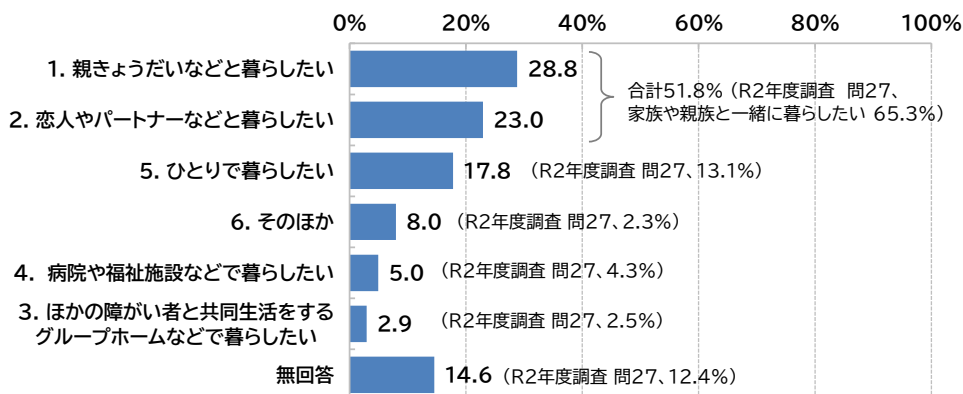
■「暮らしのなかでの心配」の単純集計(令和７年度調査／令和２年度調査)



○希望する暮らし方

- 希望する暮らし方は、「親きょうだいなどと暮らしたい」が28.8%と最も高く、次いで「恋人やパートナーなどと暮らしたい」が23.0%、「ひとりで暮らしたい」が17.8%となっています。前回調査と比べると、「ひとりで暮らしたい」「そのほか」の割合がやや増えています。

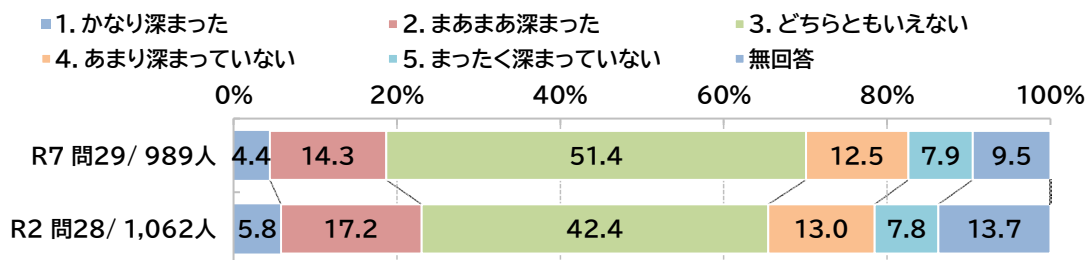
■「希望する暮らし方」の単純集計(令和7年度調査／令和2年度調査)



○志免町での障がいへの理解

- 「町全体で障がいへの理解がだんだんと深まっていると感じますか」という質問に対して、「どちらともいえない」とする回答が51.4%と最も高くなっています。「かなり深まった」「まあまあ深まった」の合計は18.7%、「あまり深まっていない」「まったく深まっていない」の合計は20.4%と拮抗しています。また、前回調査と比べると、「どちらともいえない」とする回答が9ポイントほど増えています。

■「志免町全体での障がいへの理解」の単純集計(令和7年度調査／令和2年度調査)

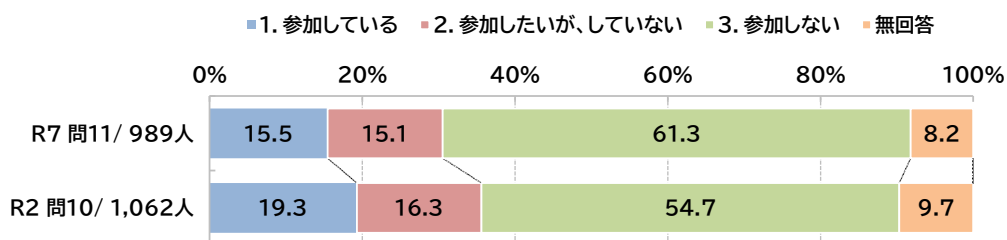


2) 社会参加に関すること

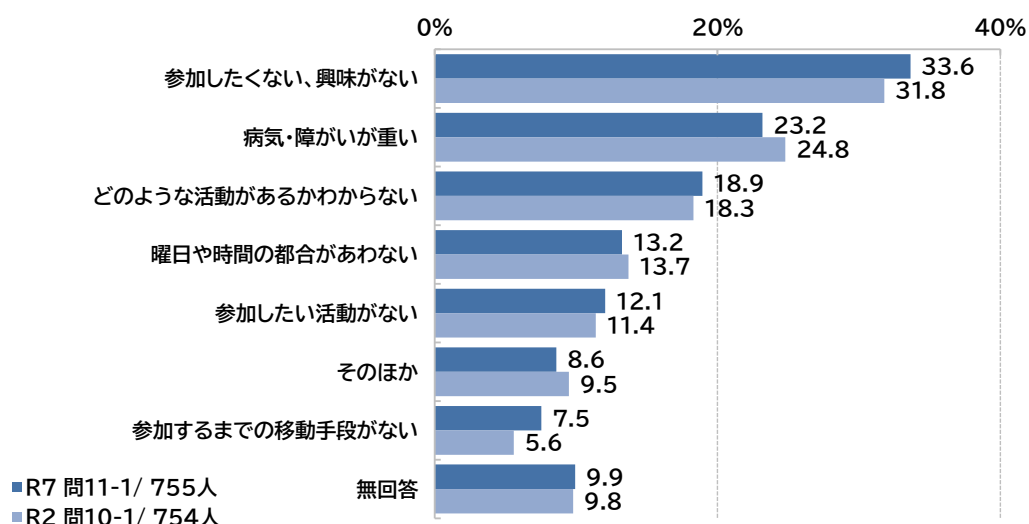
○スポーツや文化活動の参加状況

- ・ スポーツや文化活動に「参加しない」とする割合は 61.3%で、前回調査と比べると「参加しない」は 6.6 ポイント高くなっています。参加していない理由としては、「参加したくない、興味がない」が 33.6%と最も多く、「病気・障がい重い (23.2%)」、「どのような活動があるかわからない (18.9%)」の順で続いています。

■「スポーツ・文化活動への参加状況」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



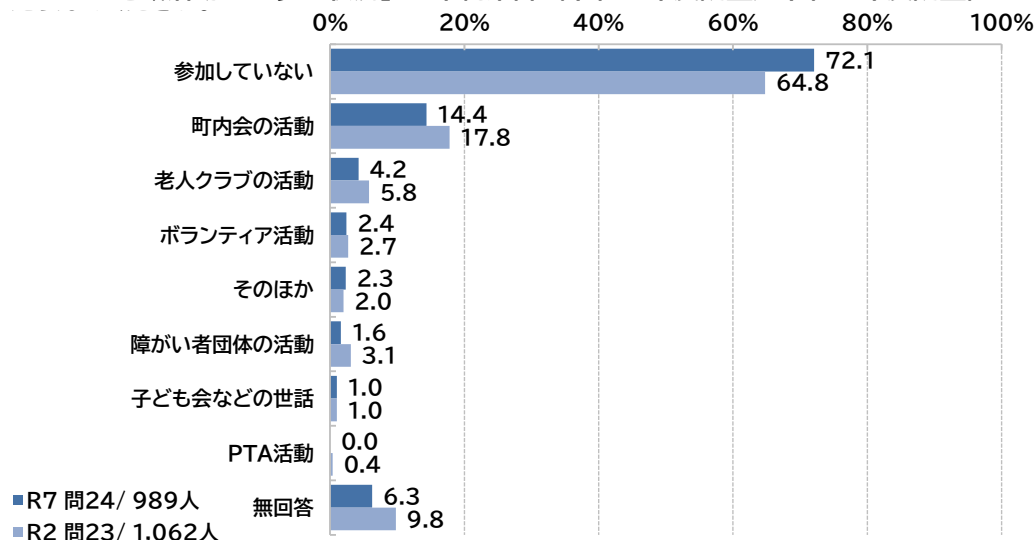
■スポーツ・文化活動に「参加しない理由」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



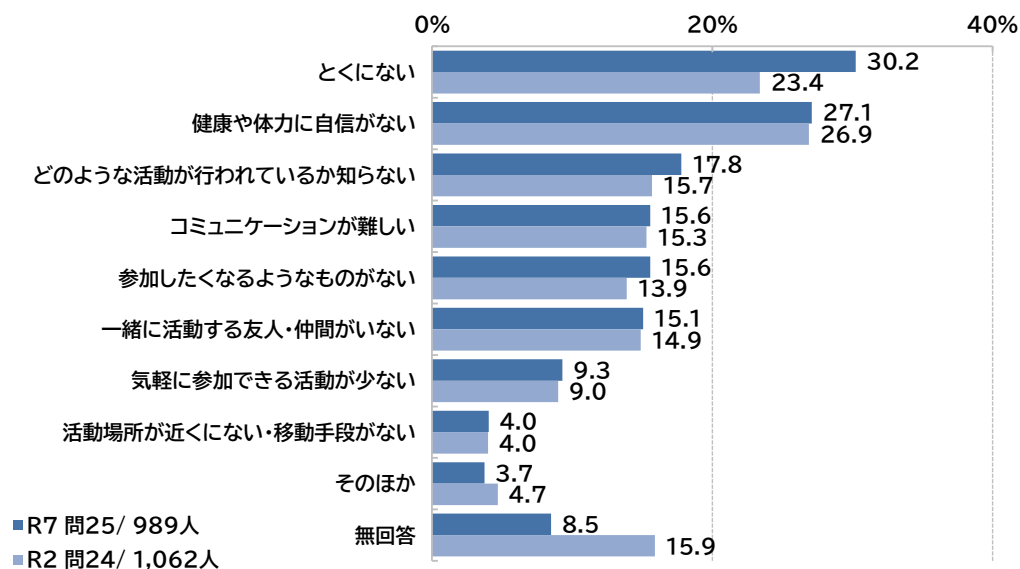
○地域活動への参加状況

- ・ 地域活動に「参加していない」割合は 72.1%と突出して高くなっています。個別の項目では「町内会の活動」が最も高く 14.4%です。前回調査と比べると、「参加していない」割合は、7.3 ポイント増えています。
- ・ 地域活動への参加に妨げになることは「とくにない (30.2%)」、「健康や体力に自信がない (27.1%)」が特に高く、次いで「どのような活動が行われているか知らない (17.8%)」となっています。

■「地域活動への参加状況」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）



■「地域活動への参加に妨げになること」の単純集計（令和 7 年度調査／令和 2 年度調査）

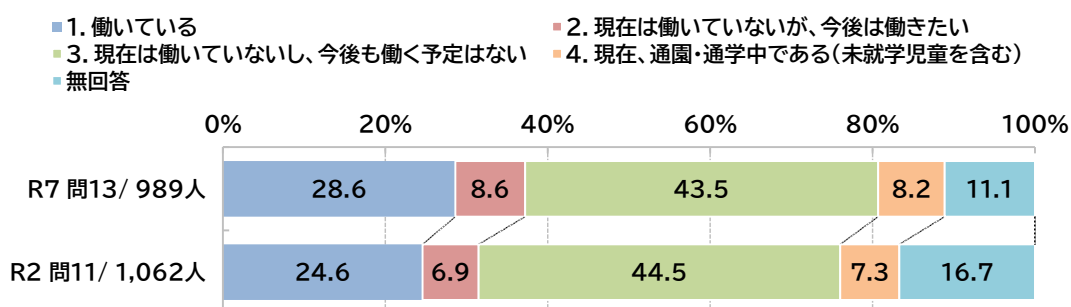


3) 就業に関すること

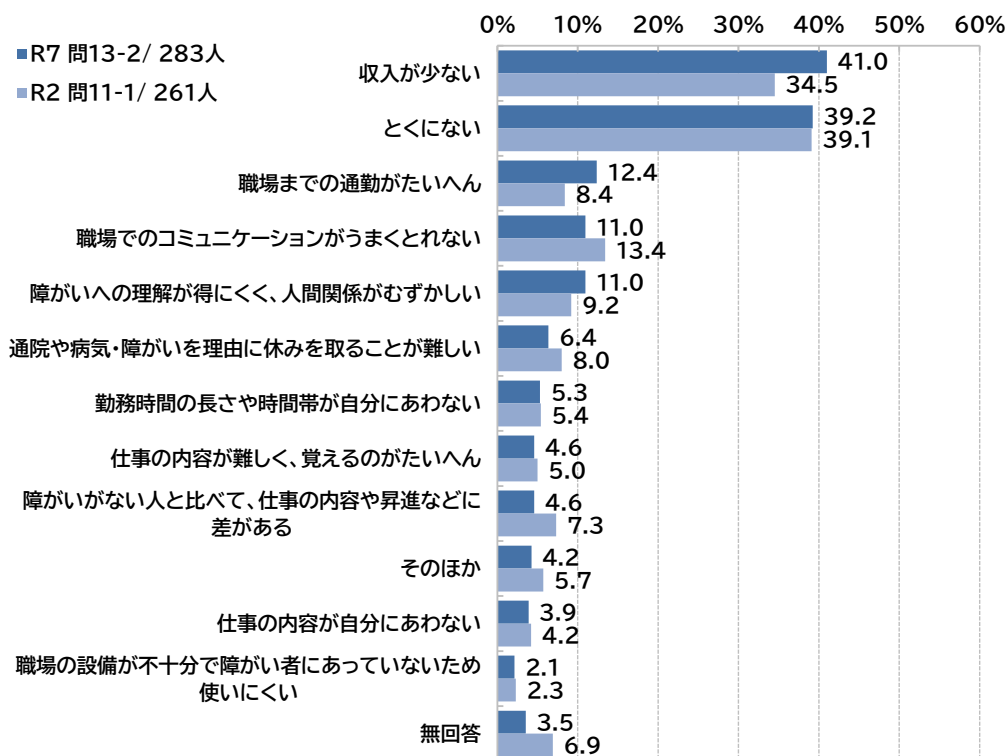
○就業の状況、ならびに就業に関する悩みや困りごと

- 回答者の就業状況は、「働いている（28.6%）」と「現在は働いていないが、今後は働きたい（8.6%）」を合わせて 37.2%で、前回調査と比べて 5.7 ポイント増えています。仕事のことで悩んでいることや困っていることについては、「収入が少ない(41.0%)」、「とくにない(39.2%)」が突出して高く、前回調査と比べると「収入が少ない」は 6.5 ポイント増えています。

■「就業の状況」の単純集計(令和 7 年度調査／令和 2 年度調査)



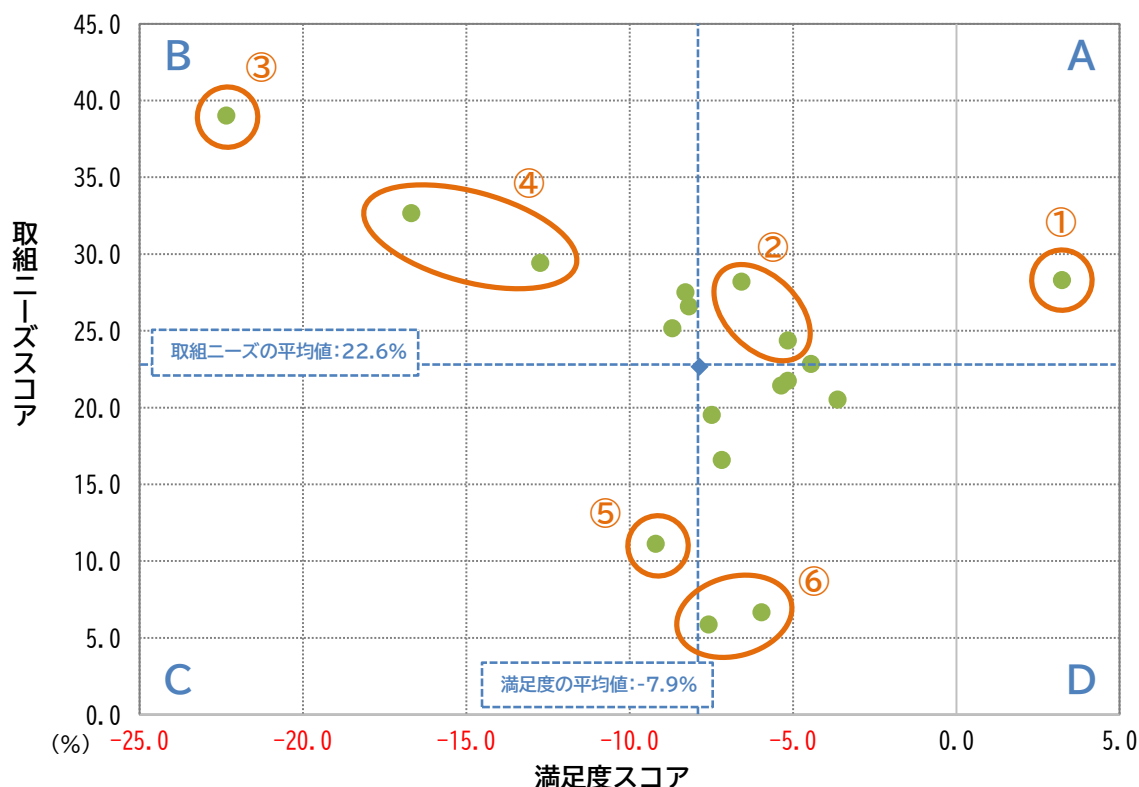
■「仕事で悩んでいること・困っていること」の単純集計(令和 7 年度調査／令和 2 年度調査)



4) 障がい福祉分野に関する満足度・取組ニーズ

- 障がい福祉分野の満足度と取組ニーズの分析から、以下の傾向が読み取れます。
 - A①②：継続的な維持発展が求められる分野（満足度も取組ニーズも高い）
 - 通院・治療のための医療費の助成（①）
 - 在宅生活を支えるための保健・医療の充実（②）
 - 障がい者に対する情報提供や相談窓口の充実（②）
 - B③④：優先的な充実改善が求められる分野（満足度が低く、取組ニーズが高い）
 - 手当などの経済的支援の充実（③）
 - 障がい者にやさしいまちづくりの推進（公共交通機関、道路などの整備）（④）
 - 障がい者の雇用・就業の促進（④）
 - C⑤：町民への理解促進が求められる分野（満足度も取組ニーズも低い）
 - 障がい者同士や地域の人などと交流ができる場の整備
 - D⑥：基盤的な安定が求められる分野（満足度が高く、取組ニーズが低い）の中で、特徴的な項目は以下の2つ。
 - 文化芸術活動、またはスポーツに参加できる機会の充実
 - 障がいのある当事者として意見を表明できる機会

●障がい福祉



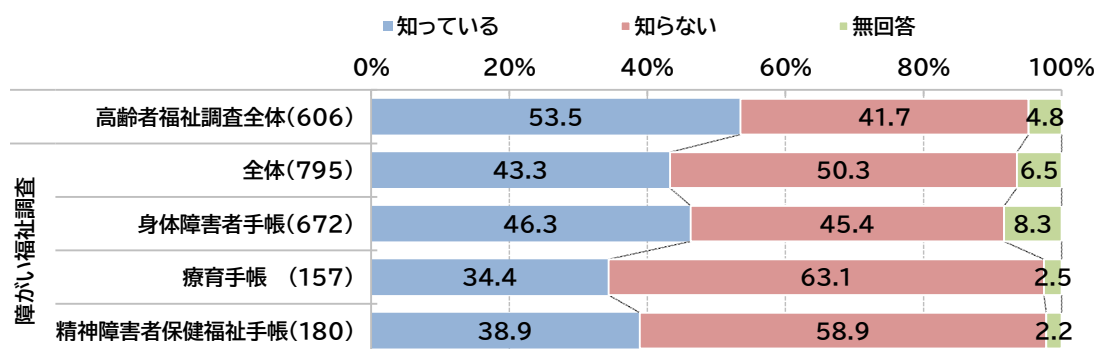
(5) 成年後見制度

○成年後見制度の認知度

- ・ 成年後見制度（※）を知っている人の割合は、高齢者福祉調査で 53.5%、障がい福祉調査で 43.3%であり、高齢者福祉調査のほうが 10.2 ポイント高くなっています。

※ 認知症・知的障がい・精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方を法律的に支援する制度

■成年後見制度の認知度(令和 7 年度調査／単純集計および年代別集計)

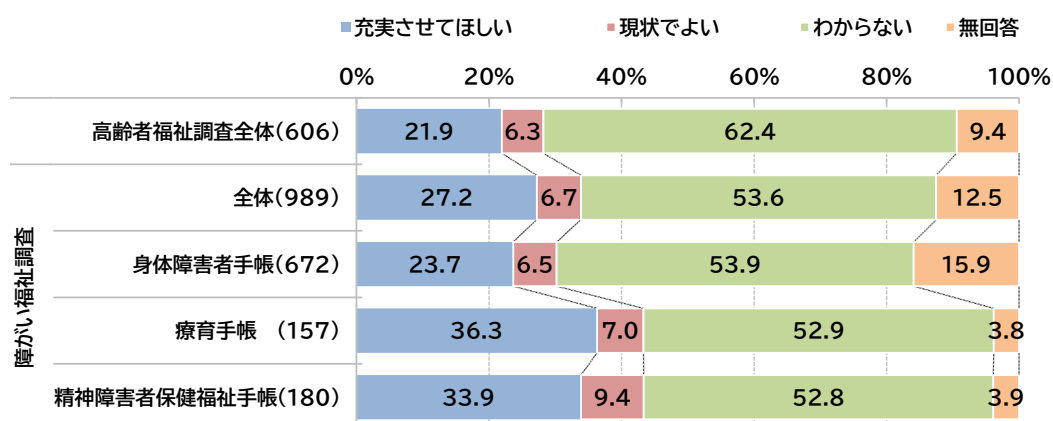


○成年後見制度等へのニーズ

- ・ 判断能力が不十分な方の生活を支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業（※）について、さらに充実させてほしいとする割合は、高齢者福祉調査で 21.9%、障がい福祉調査で 27.2% となっています。

※ 判断能力が不十分な方の生活を支援するために、利用者と社会福祉協議会が利用契約を結び、福祉サービスを利用するときの手続きや、税金や公共料金等の支払いなどを支援するサービス

■成年後見人制度等へのニーズ(令和 7 年度調査／単純集計および手帳種別集計)

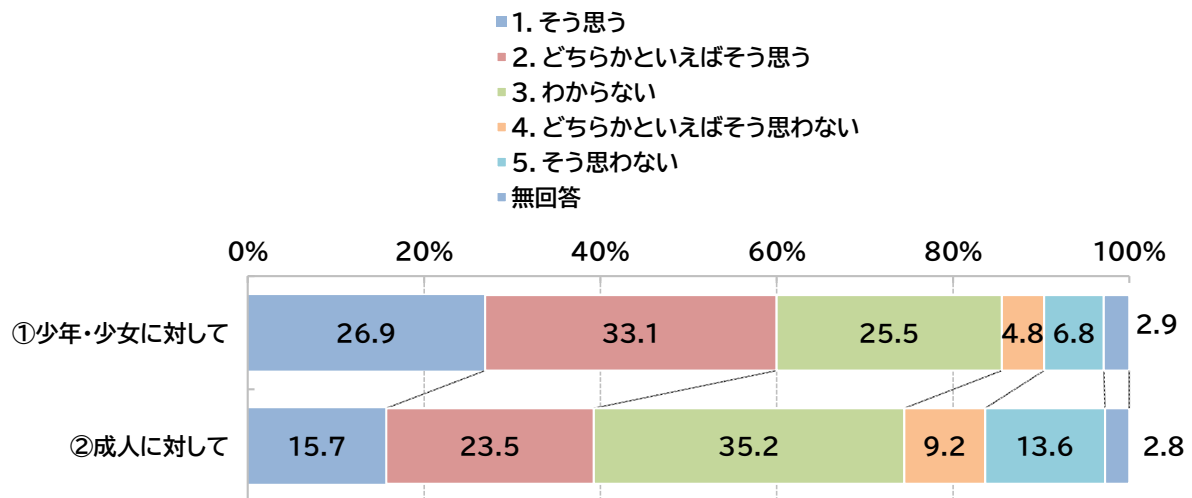


(6) 再犯防止

○罪を犯した人を再び社会に受け入れるという考えへの意見

- ・ 地域福祉調査で、「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である」という意見について、①少年・少女に対しては「そう思う (26.9%)」「どちらかといえばそう思う (33.1%)」で、そう思う人の割合は 60.0%となっています。一方、②成人に対しては「そう思う (15.7%)」「どちらかといえばそう思う (23.5%)」で、そう思う人の割合は 39.2%となり、少年・少女に対しての場合に比べて 20.8 ポイント低くなっています。

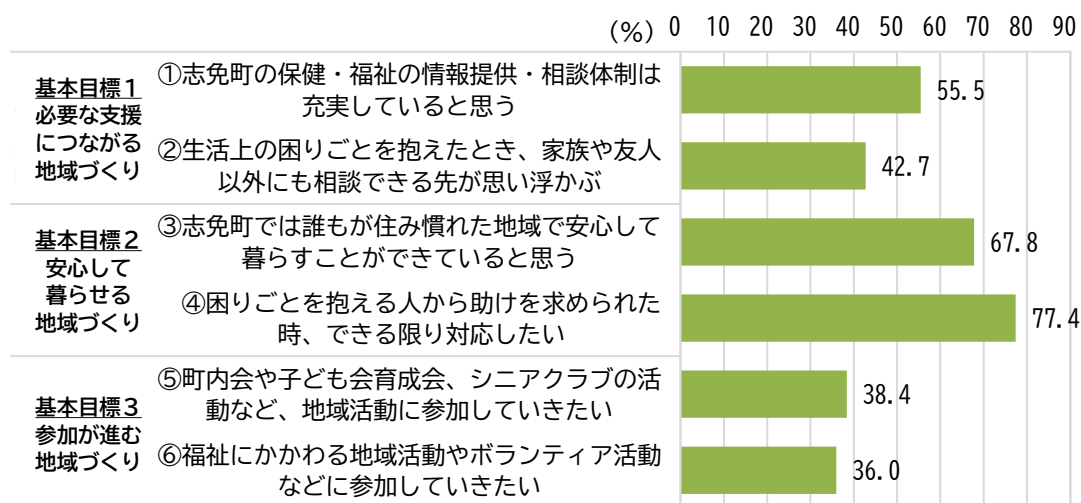
■罪を犯した人を再び社会に受け入れるという考えへの意見（令和7年度調査）



3. 志免町の福祉総合計画に関わる課題

- ・ 志免町の第1期計画期間中（令和3～7年）においては、福岡県内で大きく人口が減少している市町村が多いなか、人口減少はわずかにとどまり、15～64歳の生産年齢人口は増加傾向にあり、特に30～50歳代に厚みがある人口構造になっています。一方で、75歳以上人口は高い水準で増加しており、高齢化の進行もみられる状況です。
- ・ また、福岡市のベッドタウンという特性から、志免町外へ通勤・通学する人が多く、働き盛り世代の昼間人口の比率が低い状況にあります。
- ・ 福祉の側面では、高齢者福祉分野において、要介護認定者数が増加傾向にあります。障がい福祉分野では、若年層での療育手帳保持者や特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加に加え、働き盛り世代で精神障害者保健福祉手帳保持者の増加といった傾向がみられます。
- ・ 地域の側面では、町内会加入率が減少傾向にあり、アンケート結果からは、特に若年層において近所づきあいや活動参加が弱まっている傾向が見られます。
- ・ 第1期計画で設定された3つの基本目標への到達度に関するアンケート調査の結果を見ると、「基本目標2 安心して暮らせる地域づくり」の数値が60～70%台で高い評価を得ている一方で、「基本目標3 参加が進む地域づくり」は30%台と他に比べて低くなっており、特に障がい福祉分野で到達度が低くなっています。

各設問について「そう思う」とした人の割合（3つの調査の平均値）



※3つの基本目標への到達度について、アンケート調査で町民の主観的な評価をはかるため、6つの状態に「そうなっていると思うか」の考えを聞く共通設問を設定（①～⑥）。

(1) 分野を横断した課題

○多様なニーズに対応した相談者に寄り添う相談支援や連携の充実

- ・ 相談支援については、アンケート調査では評価する声もあり、かつ将来に向けたニーズも高い傾向にあります。分野別に見ると、子育て世代や高齢者向けの相談、子どもや高齢者、障がいのある人等への虐待防止に関する相談支援のニーズが高く、多様な対象者が抱える課題に対応する必要性が生じています。
- ・ ヒアリング調査では、支援者から「分野を超えた連携が必要になるが、制度の狭間になるようなケースがある」「個人情報の共有が必要なケースにおいて、連携が難しくなる場合がある」との声が聞かれています。
- ・ また、地域住民や当事者の家族からは、「手続きを行う際に、何度も役場窓口に足を運ぶことの負担感」や「高齢者や障がいのある人が、IT 機器の操作や複雑な制度を理解することにハードルを感じる場合がある」との声が聞かれています。
- ・ このため、多様な世代・立場の人のニーズに対応するため、相談者に寄り添った相談支援の充実や分野を超えた多職種による連携の強化が課題となっています。

○わかりやすい情報提供や活動参加のきっかけづくりの充実

- ・ アンケート調査では、支援に関するわかりやすい情報提供へのニーズが高くなっています。特に、情報が必要な人や孤立しがちな人に情報を届けるための工夫が求められています。
- ・ また、情報のデジタル化が進むなかで、情報機器を利用しない人や利用が難しい人への配慮も課題となっています。
- ・ このため、地域住民が心理的・物理的なハードルを感じることなく、福祉制度などの情報や地域活動にアクセスしやすくなるよう、情報提供に関する取組の充実が課題となっています。

○参加したいと思える・自然と参加できる参加機会や居場所づくり

- ・ アンケート調査からは、地域活動やボランティアへの参加状況や参加意向が前回調査よりも低下していることがうかがえます。また、障がいや認知症の当事者の参加や意見表明についての関心も高いとはいえない状況にあります。
- ・ ヒアリング調査では、関係者から「地域活動の担い手が不足していること」や「活動者の固定化や高齢化により、地域活動の継続に不安を感じている」との声が聞かれています。
- ・ このため、担い手確保の側面からも、年齢や属性にかかわらず多様な人が関わることができ「ごちゃ混ぜ」の関係づくりや、若い世代が地域活動に参加しやすくなるよう、活動内容や運営方法を柔軟に変えていくといった工夫が必要です。
- ・ 以上のことから、活動への参加機会や居場所を増やすだけでなく、多様な人が「参加したい」「自然に参加できる」と感じられるような交流の仕組みづくりや、運営・情報提供の工夫、活動をつなぐコーディネート機能の充実などが必要になっています。

(2) 地域福祉分野に関する課題

○地域住民による支え合い活動の推進

- ・ アンケート調査からは、「助けを求められたときに対応したい」とする人の割合が前回調査よりも低下していることが明らかになっています。その理由として、生活の忙しさを理由に挙げる人が多くなっています。
- ・ また、若年層を中心に近所づきあいや町内会などの地縁的なつながりが希薄化していることに加え、対応方法が分からないため、助けを求められても対応を避けたいとする人が多いという現状も見られます。
- ・ こうした状況を踏まえ、地域住民による「共助」の基盤を強化していくことが課題となっています。

○災害時の助け合いの充実

- ・ アンケート調査からは、多くの年代で災害に関することを地域の課題として挙げる人が多く、災害時の住民同士の助け合いや災害の備えに関するニーズが高いことがうかがえます。
- ・ また、高齢者や障がいのある人のなかには、一人で避難できない人も一定数おり、このような要支援者を災害時に地域で支える支援体制づくりが大きな課題となっています。

○子どもの遊び場・居場所の充実

- ・ アンケート調査では、地域の気になっている問題として、30～40歳代の子育て世代を中心に子どもの遊び場が不足していることを挙げる人が多くなっています。ヒアリング調査では子どもの孤立や不登校の問題から、地域での「居場所」を確保する必要があるとの指摘もあります。

○福祉について学ぶことへの理解促進

- ・ 福祉の制度や支援の方法について学ぶことは、支え合いの社会を構築するうえで重要な機会ですが、アンケート調査では地域住民からの関心は高いとはいえない状況が見られます。このため、福祉に関心を持ち、自ら学ぼうとする動機につながるような、福祉に関する理解促進の取組が求められます。

(3) 高齢者福祉分野に関する課題

○健康づくり・介護予防・社会参加に関する取組みの充実

- ・ アンケート調査からは、高齢者の健康のための行動について、多くの内容が高齢者に定着している状況がうかがえます。しかし、地域活動や趣味などの社会参加に関する活動を行う人は少ない状況にあり、健康に対する不安を感じている人は前回調査より増加しています。
- ・ 一方で、高齢者の約4割が地域活動の企画や運営の意欲がある結果になっています。健康づくりや介護予防を継続的に推進するとともに、担い手の確保や生きがいづくり、介護予防といった多面的な価値を有する高齢者の社会参加を促進していくことが有効と考えられます。

○新しい認知症観に基づく取組の推進

- ・ 認知症への対応に関して、アンケート調査では、早期診断から生活支援まで、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりへのニーズが高いことが示されています。
- ・ 一方で、認知症施策推進基本計画で示されている「新しい認知症観」の認知度が低く、対応方法がわからず、声掛けができないと感じる人も一定数います。ヒアリング調査では、地域活動のなかでも認知症ではないかと思われる人への対応に悩む声が聞かれており、認知症に関する専門職から助言を受けられる体制や関係機関との連携が必要であると指摘されています。
- ・ 認知症になっても「何もできなくなる」のではなく、一人ひとりが個人としてできることややりたいことを持ち、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らし続けられるという「新しい認知症観」に基づき、理解の促進に向けた啓発や取組を推進するとともに、地域での関わりや支援を含めた対応方法について、さらなる周知を図っていくことが必要になっています。

○終活や人生の最終段階に向けた備えの促進とその相談対応の充実

- ・ アンケート調査からは、高齢者の暮らしに関する不安として、介護や医療費・年金などの経済面を挙げる人が多く、老齢期や人生の最終段階に向けた備えに対する不安がうかがえます。一方で、相談窓口となり得る地域包括支援センターや意思表示に関する「人生会議（ACP）」の認知度は低くなっています。
- ・ そのため、終活や人生の最終段階に向けた備えについての理解を促進するとともに、相談体制の充実を進めていくことが重要になっています。

○高齢者への生活支援や見守りの充実

- ・ アンケート調査からは、地域にあると助かる手助けとして、日常的な生活支援や緊急時に連絡・対応できる見守りへのニーズが高いことが明らかになっています。ヒアリング調査でも、日常生活のなかで生じる細かな困りごとへの対応ニーズが多いとの声が聞かれており、ちょっとしたお手伝いのようなものも含めた柔軟な生活支援や見守り体制の充実が必要になっています。

○高齢者の外出支援の充実

- ・ アンケート調査からは、高齢者の移動手段として自動車が半数以上を占めている一方、路線バスの利用は前回調査より 10 ポイント以上減少している状況が明らかになっています。また、社会参加できるまちづくりに必要な支援として、「外出しやすい交通環境の整備」を挙げる人の割合が突出して高くなっています。高齢者の社会参加や生きがいを支えるうえで、高齢者の外出支援の充実が課題となっています。

(4) 障がい福祉分野に関する課題

○経済的な生活基盤の充実

- ・ アンケート調査では、生活費などの経済的な面での不安が前回調査より高くなっており、経済面での支援に対するニーズが高い状況にあります。
- ・ 障がいのある人が地域で自立した生活を送っていくために、生活を支える経済的な支援の充実が求められています。

○保健・医療に関する支援の継続的な充実

- ・ アンケート調査では、通院・治療のための医療費の助成や、在宅生活を支える保健・医療へのニーズが高くなっています。ヒアリング調査では、医療的ケア児や重症心身障がい児・者等に対応できる町内の社会資源が少ないことや、医療に関する専門的な知識やスキルを持つ人材の確保が難しいことも指摘されています。
- ・ また、発達障がいの重度化や二次障がいを防ぐ観点からは、発達障がいの早期発見・早期療育といった予防的な療育支援の重要性についても指摘されています。
- ・ このように心身の健康維持に関連して、保健・医療に関する支援への期待は高まっています。

○単身での自立生活を支える支援の充実

- ・ アンケート調査では、希望する暮らし方として、「親や兄弟と暮らしたい」と回答した人が最も多い一方で、親や配偶者に先立たれることへの不安を抱く人が多いことから、単身での自立生活を支える支援の充実が求められています。

○参加機会の情報発信と地域の理解促進

- ・ アンケート調査からは、活動に参加していない人の割合が、スポーツや文化活動で約6割、地域活動で約7割と高い状況にあることがわかります。参加しない理由として、病気や障がいのほか、「どのような活動があるかわからない・知らない」といった情報不足が挙げられています。
- ・ また、地域社会における障がいへの理解について、「深まっていると感じていない」と回答する人が多い状況です。参加機会に関する情報発信とともに、障がいのある人同士や地域の人との交流などを通じて、障がいについての理解を促進していくことが必要です。

○就業支援や就業環境の充実

- ・ アンケート調査からは、障がいのある人のうち、就労している、または就労意欲のある人が4割近くいることが明らかになっています。就業に関する悩みとして、収入の少なさのほか、障がいへの理解が得にくいこと、人間関係やコミュニケーションなどに関する課題が挙げられています。
- ・ 障がいのある人の雇用・就業の促進のニーズが高いことから、就業支援や環境調整に加え、障がいへの理解の促進や人間関係・コミュニケーションへの配慮など、就業環境の充実が課題となっています。

（５）成年後見制度に関する課題

○成年後見制度の利用促進

- ・ アンケート調査では、成年後見制度の認知度は、高齢者で約５割、障がいのある人で約４割にとどまっており、半数前後の人は制度を知らない状況にあります。特に障がいのある人のなかで、成年後見制度の充実を求めるニーズが高くなっており、制度の周知や相談窓口の整備など、利用を希望する人が使いやすくなる環境づくりが必要となっています。

（６）再犯防止に関する課題

○再犯防止と罪を犯した人を社会に受け入れることへの理解の促進

- ・ アンケート調査からは、罪を犯した人を社会に再び受け入れることについて、少年・少女に対しては６割が肯定的である一方、成人に対しては４割弱にとどまっていることがわかります。ヒアリング調査では、関係者から、過去に罪を犯した人への拒否感が強い場合に支援や面談が難しい現状があるとの声が聞かれています。誰一人取り残さない社会の実現に向けて、再犯防止や社会復帰の重要性についての正しい理解を広めるための啓発が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第1期計画では、これまで個別に策定されていた計画を一体的に策定した経緯から、各計画の基本理念の根底に共通して流れる「自分らしく」「住み慣れた地域で」という考え方を踏まえるとともに、上位計画である地域福祉計画の基本理念の趣旨を最大限に活かし、福祉総合計画にふさわしい基本理念を設定しました。

その後、国においては、地域共生社会の実現に向けた法改正等が着実に進められ、複合化・複雑化する課題に対応するため、世代や分野を超えた支援体制の構築や地域づくり等を強化する方向性が示されています。また、人口の減少や人と人とのつながりの希薄化により、孤独・孤立の問題が顕在化するなかで、地域共生社会を目指す、全ての人が課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域づくりの重要性は、ますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においても、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、取組を推進していきます。

<基本理念>

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆

～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で

安心して暮らし続けられるまち～

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、分野を横断する3つの目標を掲げます。第1期の基本目標を引き継ぎつつも、今回の計画策定に関連する志免町の分野を超えた課題やニーズのある取組み等に対応するための方向性も示しています。

<基本目標1>

必要な支援につながる地域づくり

- ・ 属性に関わらず相談者に寄り添い、地域の多様な相談を受け止め、関係機関につながります。
- ・ 情報を必要とする人や孤立しがちな人に対し、わかりやすく確実に情報を提供するように努めます。

<基本目標2>

安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域社会からの孤立を防ぐため、見守り活動等の取組を推進します。
- ・ 支え合い活動への参加のきっかけづくりを進め、地域における共助の基盤強化を図ります。

<基本目標3>

参加が進む地域づくり

- ・ 様々な地域資源を活用し、誰もが気軽に交流できる場の創出を図ります。
- ・ 多様な世代・分野の人が参加しやすい機会や居場所づくりを推進します。

3. 計画の体系

計画体系（案）		主な内容	対応する計画分野				
			地域福祉	高齢者福祉	障がい福祉	成年後見	再犯防止
基本目標１：必要な支援につながる地域づくり							
1	相談支援体制の充実	各分野の相談支援の充実、包括的な相談支援 など	○	○	○	○	○
2	連携体制の充実	庁内連携、関係機関・団体等の相互の連携 など	○	○	○	○	○
3	福祉に関する情報発信	情報発信、広報、コミュニケーション支援 など	○	○	○	○	○
4	学ぶ機会の充実	福祉教育、啓発 など	○	○	○	○	○
5	福祉人材確保の支援	関係機関との連携、情報発信 など	○	○	○		
基本目標２：安心して暮らせる地域づくり							
1	地域での支え合いの推進	支え合い活動の推進、支え合いの仕組みづくり など	○	○	○		○
2	権利擁護体制の充実	成年後見、虐待防止、ネットワークの形成 など	○	○	○	○	
3	災害時等の備えの充実	災害時の支え合い、災害時要支援者支援 など	○	○	○		
4	高齢者への支援	健康づくり、介護予防、高齢者福祉サービス など	○	○			
5	障がいのある方への支援	保健・医療、早期発見、生活支援、環境づくり など	○		○		
6	認知症になっても安心なまちづくり	認知症地域支援、当事者参加、サポーター養成、啓発 など	○	○			
7	罪を犯した人の更生支援	非行・犯罪防止の啓発、社会更生支援、啓発 など	○				○
基本目標３：参加が進む地域づくり							
1	居場所づくり・社会参加の促進	居場所の創出、社会参加の支援 など	○	○	○		
2	福祉活動の担い手の育成	ボランティア活動等への参加支援 など	○	○	○	○	○
3	いきがいある就労・雇用の促進	就労支援、企業等への啓発 など	○	○	○		○

白紙

第4章 施策の展開

凡例

記号	計画名
地 福	地域福祉計画
地 活	地域福祉活動計画
高 齢	高齢者保健福祉計画
認知症	認知症施策推進計画
障がい	障がい者プラン
成 年	成年後見制度利用促進基本計画
再 犯	再犯防止推進計画

第4章 施策の展開

基本目標1 必要な支援につながる地域づくり

1. 相談支援体制の充実

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 子ども・子育て、高齢者、障がいのある人、生活上の困りごとを抱える人など、対象や相談内容に応じて、身近な相談窓口や専門的な相談支援につながる体制づくりを進めてきました。
- ・ 障がいのある子どもとその保護者への「しめっこ相談」、障がい者相談事業、女性のための相談事業など、対象者や相談内容に応じた専門的な相談支援に取り組んできました。
- ・ 訪問やメール等による相談対応を行い、必要な支援につながる相談体制の充実に取り組んできました。

【課題】

- ・ 高齢、障がい、子育て、生活困窮、権利擁護、孤独・孤立、再犯防止など、複数分野にまたがる課題を抱える人や世帯が増加しています。一方で、制度や窓口が分野ごとに分かれているため、支援を必要とする人が適切な相談先や制度につながりにくい状況があります。
- ・ 多様な世代・立場の人々のニーズに対応し、相談者に寄り添いながら必要な支援につなぐことができる、包括的な相談支援体制の充実が求められています。
- ・ 自ら支援を求めることが難しい人や支援の必要性を認識していない世帯も見られ、必要な支援につながりにくい状況があります。また、何度も役場窓口足を運ぶ負担や、ICTを活用した申請手続きの難しさ、制度内容のわかりにくさなども、支援につながりにくい要因となっています。

(2) 取組の方向性

- ・ 複雑化・複合化する生活課題に対応するため、相談者一人ひとりの状況や背景に寄り添う相談支援体制を充実させます。
- ・ 高齢、障がい、子育て、生活困窮、権利擁護、再犯防止などの分野において、関係機関が専門性を活かし、適切な支援につなぐ仕組みづくりを進めます。
- ・ 自ら相談につながりにくい人を把握し、アウトリーチによる訪問支援や関係機関との連携を通じて、必要な支援につなぐ体制づくりを進めます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 生活上の困りごとや不安を抱え込まず、家族や身近な人、相談窓口早めに相談します。● 困難な問題で悩む人がいたら、専門的な相談窓口を利用するよう、声をかけます。● 広報紙やホームページなどで相談窓口に関する情報を収集します。	<ul style="list-style-type: none">● 地域活動や見守りを通じて、困りごとを抱える人の早期把握に努めます。● 誰もが相談しやすい雰囲気をつくり、地域で孤立を防ぐ関係づくりを進めます。● 相談を受けた場合は、行政機関などの専門の相談窓口へつなぎます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①相談支援の専門性・利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民が困りごとを抱えたときに身近な場所で相談できるよう、各分野の相談窓口や相談支援機関の機能を活用した相談支援を進めます。 ● 子ども、子育て家庭、障がいのある人やその家族、女性、高齢者などの多様な相談に適切に対応し、必要な支援につなげるため、専門職の配置や人材育成を進め、相談支援機能の強化を図ります。 ● 相談内容が複数分野にまたがる場合でも各相談窓口で包括的に受け止め、適切な支援につながるよう、庁内関係課、社会福祉協議会、相談支援事業所、地域包括支援センター等との連携を図ります。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
②訪問等による相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口に来ることが難しい人や、自ら相談につながりにくい人を必要な支援につなげるため、訪問相談や関係機関との連携により、生活上の困りごとの把握に努めます。 ● 相談者の状況や希望に応じた相談方法を確保するため、窓口や訪問による相談に加え、電話やメール等も活用し、相談しやすい環境づくりに努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
③断らない相談支援に向けた体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える人を支援につなぐため、関係機関が連携し、分野横断的に相談を受け止める体制づくりを進めます。 ● 高齢、障がい、子育て、生活困窮、権利擁護、孤独・孤立などの複合的な課題を抱える世帯に対応できるよう、包括的な支援体制について検討を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会

2. 連携体制の充実

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 複合的な課題を抱える人や世帯に対応するため、関係機関との連携による相談支援や情報交換会への参加を進めてきました。
- ・ 民生委員・児童委員や福祉推進委員、ボランティア団体などの地域活動者の支援やネットワークづくりとともに、要保護児童対策地域協議会や虐待等防止ネットワーク会議の開催などを通じて、地域や専門機関が連携して支援する体制づくりに取り組んできました。
- ・ 生活困窮や消費者トラブルをはじめとする様々な生活課題に対応するため、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を図ってきました。

【課題】

- ・ 介護、障がい、生活困窮、孤独・孤立、虐待、権利擁護、再犯防止など、複数の分野にまたがる課題を抱えるケースが見られます。
- ・ 支援を必要とする人や世帯を早期に把握し、必要な支援につなぐため、庁内関係課や関係機関、地域団体等の連携が重要です。
- ・ 制度の狭間にあるケースや、個人情報の共有が必要なケースでは、支援機関の連携の難しさが生じています。また、関係機関につないだ後の関係者間での継続的な情報共有も求められています。

(2) 取組の方向性

- ・ 複合的な課題を抱える人や世帯に、必要な支援が途切れることなく提供されるよう、庁内関係課や関係機関、地域団体等との連携を強化します。
- ・ 分野ごとの協議会やネットワークを相互に活用し、支援方針や役割分担を共有できる体制づくりを進めます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのところがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 複数の困りごとが重なっているときは、一人で抱え込まず、早めに相談します。● 複合的な課題を抱えている場合は、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけます。● 支援を受ける際には、必要な範囲で関係機関が連携することを理解し、協力します。	<ul style="list-style-type: none">● 地域で把握した困りごとを、行政や専門機関など必要な相談先につなぎます。● 隣近所の人が複雑な多くの福祉の課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。● 地域団体や事業所が情報交換や連携を図りながら、複雑な課題を抱える人を地域で孤立させない体制をつくります。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①複合的な課題に対応する庁内連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護、障がい、生活困窮、子育て、虐待、消費者被害など、複数分野にまたがる課題に対応するため、庁内関係課の情報共有と役割分担を進めます。 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携や、地域の学びの場づくりなど、総合的な支援策の検討を進めます。 	<div>地 福</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 生活安全課 学校教育課 子育て支援課
②相談支援を支える多機関連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な人を早期に把握し適切な支援につなぐため、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等との連携を進めます。 複雑化・複合化した課題に対応するため、関係機関との情報交換会等を通じて、日頃から顔の見える関係づくりと相談支援の連携強化に努めます。 関係機関へケースをつないだ後も、継続的な情報共有やフォローアップに努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
③支援方針を共有する会議・協議の場の活用	<ul style="list-style-type: none"> 既存の会議や相談体制を活用し、関係機関や庁内関係課が支援目標を共有し、支援の方向性を協議しながら、連携した支援に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
④権利擁護を支える地域連携ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の適切な利用を推進するため、中核機関と司法、福祉、医療等の関係機関による地域連携ネットワークの充実に努めます。 虐待等の予防、早期発見、早期対応を進めるため、要保護児童対策地域協議会や虐待等防止ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携を強化します。 介護、障がい、生活困窮、子育て等の分野と連携し、専門職による相談機会の確保や権利擁護支援体制の整備に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
⑤立ち直りを支える更生保護関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、必要な支援につながるよう、保護司、更生保護関係機関、福祉サービス、医療機関等との連携を進めます。 住まい、就労、健康、福祉など個々の生活上の課題に応じて、福祉サービスや保健医療機関へ適切につなぐ支援体制の検討を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会
⑥地域課題を共有するネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域における相談支援に携わる関係者の連携を図るため、交流会や勉強会の機会を設け、地域の困りごとや支援ニーズを共有する関係づくりを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div>	福祉課 社会福祉協議会

3. 福祉に関する情報発信

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 広報紙、社協だより、チラシ、ホームページ、SNS などを活用し、福祉に関する支援情報や地域福祉活動の周知に取り組んできました。
- ・ 障がいのある人をはじめ、誰にとっても分かりやすく、利用しやすい情報提供となるよう、読みやすい文字や文章表現を工夫しながら、相談窓口や福祉サービスに関する情報提供を進めてきました。
- ・ 町の行事や施策、地域活動、参加機会に関する情報を広く発信し、町民が必要な情報にアクセスしやすい環境づくりを図ってきました。

【課題】

- ・ 福祉制度、支援サービス、相談窓口、地域活動に関する情報を、必要な人に分かりやすく届けることが重要です。
- ・ 制度や支援の内容が複雑化し、自分に必要な情報や利用できる制度が分かりにくい状況があります。また、地域包括支援センターなどの専門的な相談機関の機能が十分に認知されていないため、周知が必要です。
- ・ 高齢者、障がいのある人、外国人、子育て世帯、孤立しがちな人など、必要な情報を得ることが難しい人への配慮が必要です。
- ・ 行政手続やサービス予約のデジタル化が進むなか、情報機器の利用が難しい人が必要な情報やサービスにアクセスしにくく、孤立してしまうリスクが懸念されます。

(2) 取組の方向性

- ・ 広報紙、ホームページ、パンフレット、関係機関との連携など多様な方法により、福祉に関する情報や支援制度の周知を図ります。
- ・ 高齢者や障がいのある人にも分かりやすい表現を工夫し、様々な媒体を活用しながらコミュニケーション支援の充実に努めます。
- ・ 地域活動やボランティア活動、居場所など、参加につながる情報を発信します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 広報紙やホームページなどを活用し、福祉制度や相談窓口の情報を確認します。● 自分や家族に必要な支援制度、相談先、地域活動の情報を日頃から把握します。● 情報が分かりにくいときは、相談窓口や支援者に確認し、必要な支援につながるようにします。	<ul style="list-style-type: none">● 地域の見守り活動や広報活動等を通じて、福祉に関する支援の情報を町民に周知します。● 地域や事業所は、福祉サービスや相談窓口、活動情報等を分かりやすく伝えます。● 情報を得にくい人には声かけや案内を行い、必要な情報が届くよう工夫します。● 年齢や障がい特性、生活状況等に応じ、多様な方法で情報が届くよう工夫します。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①相談窓口や支援情報の分かりやすい提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民が困りごとを抱えたときに必要な支援や相談先を把握できるよう、広報紙、ホームページ、パンフレット、社協だより等を活用し、福祉制度や相談窓口に関する情報を分かりやすく周知します。 ● 成年後見制度や任意後見制度、権利擁護に関する情報が高齢者や障がいのある人にも届くよう、分かりやすく効果的な情報発信に取り組み、制度の理解と利用促進につなげます。 ● 各窓口で相談できる内容や福祉サービス事業所等に関する情報について、必要な人が課題に応じて確認できるよう、情報提供の充実を図ります。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会
②多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい特性や年齢、生活状況等に応じて必要な情報が届くよう、紙媒体、ホームページ、SNS、窓口、関係機関からの説明など、多様な手段による情報提供に努めます。 ● デジタル機器の操作が苦手な人が孤立せず、多様な手段で提供される情報に円滑にアクセスできるよう、スマートフォン教室等を通じた継続的な支援に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 経営企画課 社会福祉協議会
③地域活動・参加機会に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の居場所、交流活動、ボランティア活動、福祉教育など、町民の参加につながる情報を広報紙や社協だより、出前講座等を通じて発信します。 ● 地域の支え合い活動の大切さを周知するため、町内会行事や研修、交流会等の機会を活用し、地域福祉活動への理解と参加を促進します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 まちの魅力推進課 社会福祉協議会

4. 学ぶ機会の充実

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 町民が福祉や人権、地域での支え合いについて理解を深め、地域福祉活動への関心を高められるよう、認知症サポーター養成講座や障がい者差別解消に関する啓発、人権啓発、非行・犯罪防止に関する啓発などを通じて、町民が福祉や人権、地域での支え合いについて学ぶ機会を提供してきました。
- ・ 学校と地域が連携するコミュニティ・スクールの推進など、子どもや地域住民が福祉や地域づくりを学ぶ取組を進めてきました。

【課題】

- ・ 福祉制度や相談窓口の情報、支援サービスを知ることは、自分や家族のみならず、知人や近隣の人への困りごとに早く気づき、適切な支援につなげるためにも重要です。
- ・ 一方で、制度やサービスの内容が複雑化しているため、必要な支援に関する情報をわかりやすく伝える必要があります。
- ・ 地域住民が福祉に関心を持ち、自ら学び、自助・共助につなげる機会の充実が必要です。

(2) 取組の方向性

- ・ 町民が福祉制度や相談窓口、支援サービスを知り、自分や家族、近隣の人への困りごとに適切に対応できるよう学習機会を充実させます。
- ・ 学びを通じて、困っている人に気づき、声をかけ、必要な支援につなぐ意識を育みます。
- ・ 人権、認知症、障がい、権利擁護、虐待防止、再犯防止などへの理解を深め、互いに尊重しあえる地域づくりを進めます。
- ・ 学校、地域、関係機関と連携し、幅広い世代が参加しやすい学習機会をつくり出します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 人権や福祉制度や相談窓口、支援サービスについて学び、自分や家族の困りごとに備えます。● 高齢、障がい、認知症、権利擁護、虐待防止、再犯防止など、様々な福祉課題への理解を深めます。● 学んだことを活かし、身近な人の困りごとに気づいたときは相談先につなげます。	<ul style="list-style-type: none">● 地域団体や事業所は、人権や福祉制度、相談先、支援サービス等について学べる機会をつくり出します。● 学校、地域、関係機関が連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代の学びを進めます。● 学びを見守りや声かけ、相談窓口へのつなぎなど、地域の支え合いに活かします。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①福祉制度や相談先を学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町民が福祉制度や相談窓口、支援サービスの内容を知り、自分や家族、近隣の困りごとに対応できるよう、研修会や出前講座、インターネット配信やオンライン講座等、働く世代でも参加しやすい多様な福祉学習の機会を提供します。 福祉への理解を深めるため、事業所や各種福祉団体、当事者の話を聞く機会を設け、地域で支え合う意識づくりを進めます。 子どもが福祉について学んだことを家庭で話すことで、親世代の啓発にもなるような学びの機会の充実に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会
②自助・共助につながる福祉学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> 困りごとに気づき、声をかけ、相談窓口や地域の支援につなぐことができるよう、出前講座や認知症サポーター養成講座等を通じて、地域での支え合いに結びつく学びを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会
③学校等における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域が連携して子どもの育ちを支えるため、コミュニティ・スクールの活動等を通じて、福祉部局も連携しながら、学校を核とした地域づくりと福祉教育を進めます。 子ども、保護者、教職員、地域住民へのヤングケアラーに関する啓発を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div>	福祉課 学校教育課 子育て支援課 社会福祉協議会
④認知症や障がいへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症や障がいに関する正しい理解を広げ、偏見や差別の解消、地域での見守りや支援につながるよう、啓発活動や講座等を実施します。 障がいを理由とする差別の解消に向けて、相談体制の整備や啓発活動を行い、トラブルの防止や解決につながる体制づくりを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 社会福祉協議会
⑤権利擁護・虐待防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 差別や偏見の解消、人権意識の高揚を図るため、啓発や講演会等を通じて、権利擁護や虐待防止に関する理解を促進します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 子育て支援課 社会教育課 社会福祉協議会
⑥非行・犯罪防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の非行防止や安全で安心な地域づくりに向けて、青少年指導員の活動支援や防犯意識の向上に資する取組を行います。 「社会を明るくする運動」等を通じて、非行・犯罪防止や再犯防止への理解を広げ、立ち直りを支える地域づくりを推進します。 	<div>地 福</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会教育課 生活安全課

5. 福祉人材確保の支援

(1) 課題

【課題】

- ・ 高齢化の進行や支援ニーズの複雑化・多様化により、今後も支援を必要とする人の増加が見込まれる中で、福祉サービスを安定的に提供し続けるための人材確保が課題となっています。
- ・ 福祉分野では、慢性的な人材不足に加え、業務負担の増加や職員の定着、専門性の向上、働きやすい職場づくりなど、多くの課題を抱えています。また、福祉の仕事に対する理解や周知が十分でないことも、人材確保を難しくする要因となっています。

(2) 取組の方向性

- ・ 福岡県や福岡県福祉人材センター、関係機関、事業所と連携し、福祉人材の確保・定着に向けた情報発信や支援を進めます。
- ・ 県が進める参入促進、職場環境・処遇改善、資質向上等の取組と連動し、町内事業所や求職者に必要な情報を提供します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 福祉の仕事や地域福祉活動に関心を持ち、地域で支える意識を持ちます。● 自分の経験や特技を活かして福祉の仕事に関わり、見守りや交流、生活支援などできる範囲で参加します。	<ul style="list-style-type: none">● 事業所や関係団体は、福祉の仕事や活動の魅力を発信し、人材確保・定着を進めます。● 地域団体は、事業所との連携を進め、地域住民が福祉の仕事を知るきっかけをつくれます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①県と連携した福祉人材確保施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県や福岡県福祉人材センター等が実施する相談、職業紹介、マッチング、研修、職場環境改善等の取組と連携し、町内事業所や求職者への情報提供に努めます。 福祉分野の人材確保や定着を支援するため、県が実施する福祉の仕事の魅力発信や多様な人材の参入促進といった取組と連携し、情報提供を行います。 介護テクノロジーの導入や業務効率化を促進し職員負担の軽減と支援の質の向上につなげるため、県事業等と連動した取組を推進します。 	<div>地 福</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

1. 地域での支え合いの推進

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 住民同士が身近な地域でつながり、見守りや助け合いを行うことができるよう、町内会単位で行われている見守りネットワークの組織化を支援し、地域での身近な助け合いを推進してきました。
- ・ 住民同士のつながりづくりのきっかけとなる居場所活動の推進や日常生活上の困りごとに対応する生活支援活動、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などを通じて、住民主体の支え合いの仕組みづくりに取り組んできました。

【課題】

- ・ 地域課題の複雑化・複合化により、日常生活の困りごとや孤独・孤立、見守りが必要な人の増加が見込まれる中、地域における支え合いの機能を維持・強化していくことが求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、地域におけるつながりが希薄化しています。一方で見守るべき対象が増えているため、見守りの担い手が不足しています。
- ・ 町民一人ひとりが地域課題を自分ごととして捉え、見守りや助け合いに参加しやすい環境づくりが必要です。

(2) 取組の方向性

- ・ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り、声かけ、生活支援、支え合い活動の仕組みづくりを進めるとともに、どのような人も孤立することのない地域をつくります。
- ・ 地域住民、町内会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、福祉関係団体、事業所等が連携し、地域での支え合いと福祉サービスが連携した地域づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのところがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 日頃からあいさつや声かけを行い、近隣の人とのつながりを大切にします。● 自分や家族だけで解決が難しい生活課題は、地域の支え合いや福祉サービスを利用します。● 地域活動や見守り活動、通いの場などに、できる限り参加するよう心がけます。	<ul style="list-style-type: none">● 活動を通じた見守りや声かけを進めます。● 買い物、ごみ出し、移動など、日常生活の困りごとを地域で支える仕組みづくりに努めます。● 地域の支え合いだけでは対応が難しい課題は、関係機関につなぎます。● 事業所は地域との交流や地域の福祉活動への協力を通じて、地域との信頼関係の構築に努めます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①隣近所での身近な助け合いの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人同士が日頃から声をかけ合い、困りごとに気づき、必要な支援につなぐ意識づくりを進めます。 ● 買い物やごみ出しなど、日常生活における困りごとを地域で支え合えるよう、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、住民主体による支え合いや生活支援の仕組みづくりを進めます。 ● 町内会、民生委員・児童委員、福祉推進委員会、福祉関係団体等による見守り活動や支え合い活動を支援し、地域で支援が必要な人を早期に把握できる体制づくりを進めます。 ● 事業者も含めた、見守りの担い手の確保に努めます。 	<div> <div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>再 犯</div> </div>	福祉課 社会福祉協議会
②地域を支える福祉事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での支え合いだけでは対応が難しい生活課題に対し、社会福祉協議会との連携や各種福祉制度の活用を通じて、暮らしを支える基盤の充実を図ります。 ● 町民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、オンデマンドバス等を活用し、町内移動の利便性向上に取り組みます。 ● 社会情勢の変化に伴う新たなニーズや潜在的な課題を受け止め、地域福祉事業の充実と持続可能な実施方法の検討に努めます。 	<div> <div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> </div>	福祉課 都市整備課 社会福祉協議会

2. 権利擁護体制の充実

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 判断能力に不安がある高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るため、権利擁護に関する相談・支援体制の充実や、成年後見制度の利用支援に取り組んできました。
- ・ 虐待の早期発見・早期対応に向け、相談対応、保護、養護者支援、家庭訪問、関係機関との連携などを行い、適切な支援につなげてきました。

【課題】

- ・ 認知症高齢者、障がいのある人、判断能力に不安のある人、身寄りのない人などが安心して暮らすためには、一人ひとりの権利や意思を尊重した権利擁護支援が必要です。
- ・ 権利擁護に関するニーズは、虐待や消費者被害の対応、財産管理、意思決定支援に加え、人生の最終段階への備えや親亡き後の生活への不安など多様化しています。
- ・ 成年後見制度や人生会議（ACP）の認知度は十分でなく、それぞれの内容についても正しく理解されているとはいえない状況です。
- ・ 権利擁護支援を必要とする人を早期に把握し、相談や成年後見制度などの利用につなげるとともに、継続的に支える仕組みづくりが必要です。
- ・ 支援が必要だと思われる当事者が支援を望まないケースでは、本人の意思を尊重しつつ、必要な支援につなげることが難しく、支援者が対応に悩むことがあります。

(2) 取組の方向性

- ・ 成年後見制度の利用促進、意思決定支援、身寄りのない人への支援を総合的に推進し、本人の尊厳と権利を守る体制づくりを進めます。
- ・ 権利擁護支援に関わる福祉、医療、司法、地域の関係者による地域連携ネットワークの充実を図ります。
- ・ 本人を中心としたチーム支援、後見人等への支援を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者等への虐待を早期に発見して、関係機関が連携して迅速に対応します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度や権利擁護、虐待防止について関心を持ち、相談先を確認します。● 本人の意思や尊厳を尊重し、支援を必要とする人が安心して暮らせるよう理解を深めます。● 虐待や権利侵害が疑われる状況に気づいたときは、警察や児童相談所、町の担当課等へ、すみやかに連絡します。	<ul style="list-style-type: none">● 地域団体は、権利擁護や成年後見制度、虐待防止に関する周知・啓発を行います。● 支援が必要な人を早期に把握し、行政や専門機関などの相談窓口につなぎます。● 権利擁護や虐待防止に向けて地域と関係者が連携、協力します。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力に不安がある人や身寄りがいない人の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用支援や中核機関による地域連携のコーディネートを推進します。 市民後見人が地域における権利擁護支援の担い手として活躍できるよう、役割の周知や活動の場の提供について検討を進めます。 	<div>地 福</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課
②権利擁護に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 判断能力に不安のある人や家族が早期に相談できて適切な支援につながるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携を進めるとともに、中核機関による相談対応や後見人等の支援を推進することで、本人らしい生活の継続を支援します。 成年後見制度の適切な運用と利用促進を図るため、受任者調整や後見人等への支援、苦情対応、関係機関による対応フローの整備について、国の法改正等を踏まえて検討を進めます。 権利擁護制度の適切な利用を中核的に支援する地域権利擁護相談支援センターや、関係機関による情報共有と連携を推進する会議体の設置について、国の動向を踏まえて検討を進めます。 本人の意志決定を尊重した支援を進めるため、他分野の専門職との連携を促進するとともに、支援者が判断に迷う事例について専門的な助言を受けられる体制づくりに努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 社会福祉協議会
③虐待防止と早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がいのある人、乳幼児等への虐待を予防し、早期に対応するため、相談支援、家庭訪問、安全確認、関係機関との連携を進めます。 虐待の疑いを早期に把握できるよう、見守りネットワーク活動と連携し、地域での気づきを関係機関につなぐ体制づくりを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
④身寄りのない人等への支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、日常生活、入院手続、死後事務等を一体的に支援する取組について、国の動向を見ながら検討を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div>	福祉課 社会福祉協議会

3. 災害時等の備えの充実

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 災害時に町民が必要な情報を得て、安全に避難し、地域の中で支援を受けられるよう、防災行政無線、緊急速報メール、町公式 LINE など多様な手段による防災情報の発信に取り組んできました。
- ・ 自主防災組織への支援、避難行動要支援者名簿の作成・更新、地域支援者への情報提供、個別計画の策定などを通じて、災害時に支援を必要とする人への備えを進めてきました。
- ・ 災害ボランティアセンターのマニュアル作りや設置運営訓練、被災地への支援活動等を通じて他地区の社会福祉協議会や関係機関との連携を進めてきました。

【課題】

- ・ 自然災害が頻発・激甚化しており、高齢者、障がいのある人、医療的ケアが必要な人、ひとり暮らしの人などへの備えが重要です。
- ・ 町民意識調査では、多くの年代が災害に関することを地域課題として挙げており、町民同士の助け合いや災害に対する備えへのニーズが高まっています。
- ・ 避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成、避難支援者との関係づくりなど、平時から取組を進めることが重要です。
- ・ 日頃の見守りや支え合いの活動を基盤として、災害時にも円滑に助け合える地域の支援体制づくりが求められています。

(2) 取組の方向性

- ・ 避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成、避難支援者との関係づくりを進めます。
- ・ 自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、福祉サービス事業所、関係機関等との連携を進め、防災体制の強化を図ります。
- ・ 平時からの見守り活動や情報共有の取組を活かし、災害時の円滑な避難支援や安否確認につなげます。
- ・ 高齢者や障がいのある人の特性に応じた防災情報の提供や福祉避難所等との連携を進めます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 避難場所や避難経路、備蓄品、連絡先などを日頃から確認します。● 自分や家族に支援が必要な場合は、避難行動要支援者制度や個別避難計画を確認します。● 地域の防災訓練や避難訓練に参加し、災害時に助け合える関係をつくります。	<ul style="list-style-type: none">● 平時から地域での防災意識を高め、自主防災組織活動を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えます。● 高齢者や障がいのある人など、配慮が必要な人の避難方法について地域で理解を深め、支援が必要な人の把握に努めます。● 町内で事業活動を行っている民間事業者も災害に備えた取組に協力します。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①防災意識を高める情報提供・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に迅速な避難行動がとれるよう、防災行政無線、緊急速報メール、町公式LINE等の多様な手段を活用し、防災情報を発信します。 ● 「自らの命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」意識を高めるため、自主防災組織の結成や活動を支援します。 ● 防災をテーマにしたイベントや学習を、多様な人が集まる機会として活用し、地域の居場所づくりや交流の促進につなげます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	生活安全課 社会福祉協議会
②避難行動要支援者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に避難支援が必要な人を把握するため、避難行動要支援者名簿の作成・更新、対象者への周知、地域支援者への情報提供を行います。 ● 個別避難計画の策定を通じて、本人・家族、地域、福祉関係者が連携した支援体制づくりを進めるとともに、避難を想定した取組を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 生活安全課 社会福祉協議会
③災害時における福祉支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の支援の実効性を高めるため、福祉部局と防災部局、福祉専門職、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会等との連携体制の強化を図ります。 ● 避難所において、高齢者や障がいのある人など配慮を要する人が安心して避難生活を送ることができるよう、状況に応じた情報提供や福祉的な支援体制の充実を図ります。 ● 災害ボランティアセンターの設置運営訓練やマニュアルの見直しを継続して行います。 ● 災害時の支援体制を整えるため、近隣社会福祉協議会や関係機関との協議を通じて、平時から幅広い連携体制の構築を進めます。 ● 被災者が早期に日常生活を再開できるよう、災害見舞金の支給や災害援護資金の貸付等を通じて、生活再建を支援します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 生活安全課 社会福祉協議会
④平時からの見守りと災害時支援の連動	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃の見守り活動や地域での支え合いを、災害時の安否確認や避難支援につなげられるよう、平時から地域の関係づくりを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会福祉協議会

4. 高齢者への支援

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康づくり、介護予防、在宅生活支援、見守り、生活支援などを一体的に進めてきました。
- ・ 疾病予防や健康の保持に関する取組、介護予防に向けた支援、日常生活を支える各種サービスを通じて、高齢者本人の生活の継続を支援してきたほか、地域においても見守りや外出支援、家族介護への支援などにより、高齢者とその家族を支える環境づくりを図ってきました。

【課題】

- ・ 高齢化の進行に伴い、健康づくりや介護予防、移動や買い物をはじめとする日常生活を支える支援、家族介護者への支援など、高齢者の生活を支える取組の重要性が高まっています。
- ・ 生活習慣病の重症化や低栄養、閉じこもり、孤立は、要介護状態や認知症のリスクにつながる要因となっています。
- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、公的サービスだけでは対応が難しいケースが見られます。
- ・ 高齢者の社会参加や地域とのつながりを維持するため、居場所活動の充実や移動支援の充実など外出しやすい環境づくりも重要です。
- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、介護予防と早期段階から適切なサービスにつながる支援の充実が課題です。

(2) 取組の方向性

- ・ 高齢者が健康で自立した生活が続けられるよう、健康づくりや介護予防、生活習慣病等の重症化予防を推進します。
- ・ 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える福祉サービスや相談支援、家族介護者への支援の充実を図ります。
- ・ 見守りや支え合い活動、移動・買い物支援、居場所活動の充実等により、高齢者の社会参加や地域とのつながりを支え、孤立を防ぎます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 健康づくりや介護予防に関心を持ち、健診、運動、食生活の改善等に取り組めます。● 地域とつながりを持つため、居場所活動や地域活動、交流の場に参加します。● 介護や生活上の不安がある場合は、地域包括支援センターなどに早めに相談します。	<ul style="list-style-type: none">● 地域団体や関係機関は、高齢者が参加しやすい居場所活動や介護予防活動に取り組めます。● 高齢者世帯等への見守りや声かけを進め、困りごとのある時は相談窓口などにつなげるように努めます。● 介護者が孤立しないように、地域で声かけや交流に努めます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①健康づくり・重症化予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が健康を維持し、生活習慣病の重症化を防ぐため、健診の受診促進や保健指導を行います。 ● 健康意識の向上を促進し、健康寿命の延伸を図ります。 ● 高齢者の口腔機能の維持と向上を図るため、口腔ケアやオーラルフレイル予防に関する普及・啓発を行い、歯と口腔の健康づくりを推進します。 	地 福 高 齢	住民課 健康課
②介護予防と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者ができる限り自立した生活が続けられるよう、運動習慣づくりや介護予防に関する知識の普及、居場所活動等での活動支援を行います。 ● 地域の介護予防活動を広げるため、関係機関や地域団体と連携し、参加しやすい場づくりと継続的な活動支援に努めます。 ● シニアクラブ活動やボランティア活動、趣味活動など、多様な社会参加の機会を通じて、高齢者の生きがいづくりや地域との交流の促進を図ります。 	地 福 地 活 高 齢	福祉課 健康課 社会福祉協議会
③在宅生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅生活を支える福祉サービスの提供や生活支援の充実を図ります。 ● 介護保険制度への理解と適切な利用につなげるため、相談対応や介護保険に関する事務を適切に実施し、高齢者の状況に応じたサービス利用につなげます。 	地 福 地 活 高 齢	福祉課 社会福祉協議会
④家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護に関する不安や負担を抱える家族を支えるため、相談支援や介護制度、介護予防に関する情報を提供します。 	地 福 地 活 高 齢	福祉課 社会福祉協議会
⑤高齢者の見守りと生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が孤立しないよう、見守りや安否確認を行う事業を実施します。 ● 環境上または経済的理由により居宅で生活することが困難な高齢者について、必要に応じて保護措置等につなげ、生活の安定を支援します。 ● 介護支援専門員や関係機関、地域住民、民間事業者などの多様な主体との連携を進め、高齢者を地域で支える体制の充実を図ります。 	地 福 地 活 高 齢	福祉課 社会福祉協議会

5. 障がいのある方への支援

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活し、自分らしく社会参加できるよう、相談支援、福祉サービスの利用支援、日常生活支援、移動・外出支援、意思疎通支援、就労や社会参加に向けた支援などを総合的に進めてきました。
- ・ 障がいのある子どもやその家族に対して、発達や保育、教育、福祉サービスの利用に関する支援を行い、ライフステージに応じて地域生活を支える体制づくりに取り組んできました。

【課題】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、相談支援、福祉サービス、保健・医療、教育、就労、社会参加、生活環境など、切れ目のない支援が必要です。
- ・ 経済的な不安、家族の負担、障がい児支援、地域生活への移行、医療的ケアや重度障がいへの対応など、支援ニーズが多様化しています。なかでも発達障がいの予防的な療育支援への期待や、親無き後の単身での自立生活への不安、経済的な面での不安が高まっています。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し、地域で自分らしく暮らせる支援が求められています。
- ・ 公的機関や相談窓口へ障がいに関する相談に行くことに対して、障がいのある人や家族が心理的なハードルを感じるために、早期に必要な支援につながりにくい状況があります。

(2) 取組の方向性

- ・ 障がいのある人や家族が必要な支援を受けながら地域で安心して暮らせるよう、相談支援、生活支援、保健・医療、障がい児支援、地域生活移行、権利擁護、社会参加を総合的に進めます。
- ・ 障がい福祉サービス等の利用支援や、地域生活支援拠点等の機能強化、関係機関との連携を進めます。
- ・ 障がいのある人の意思を尊重した支援体制づくりを進めます。
- ・ そのほか、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の見込量と確保方策は、サービス種別ごとに整理します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 障がいや障がいのある人への理解を深め、互いを尊重しながら地域でともに暮らす意識を持ちます。● 生活上の困りごとやサービス利用、就労、社会参加などに不安がある場合は早めに相談します。	<ul style="list-style-type: none">● 地域や団体は、障がいへの理解を深める啓発や活動を進めます。● 障がいの有無にかかわらず関わり合える機会を大切にして、地域活動や交流の場に参加やすくなるよう取り組みます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①相談支援・サービス利用支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある方一人ひとりの生活状況に応じた相談支援や医療費助成などの必要な支援を適切に提供します。 地域での支援体制を整えるため、自立支援協議会を活用し、課題を共有します。 相談支援体制の充実に向けて、基幹相談支援センターの設置の検討を進めます。 公的機関や相談窓口以外からでも相談がつながるように、周知啓発に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>障がい</div>	福祉課 健康課 住民課 社会福祉協議会
②地域での生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、日常生活用具、住宅改造、移動支援、訪問入浴、日中ショートステイ等のサービスを実施します。 意思疎通や社会参加を支える手話通訳者の設置・派遣、ICT 機器の紹介等を行い、情報や支援につながる環境を整えます。 世代や特性に配慮した、当事者同士の交流や相談し合える環境づくりを進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会福祉協議会
③保健・医療・福祉の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目ない支援を通じて、障がいや発達の課題を早期に発見し、療育や関係機関による支援につなげます。 生活習慣病の早期発見と重症化予防やそれに起因する障がいの予防に向けて、特定健康診査や保健指導を行い、保健・医療・福祉が連携した健康支援を進めます。 	<div>地 福</div> <div>障がい</div>	子育て支援課 住民課 健康課
④障がい児支援・発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障害児通所支援、各種手当、医療費助成、日常生活用具給付等を行います。 保育や教育の場において、障がいや発達に特性がある子どもの個々の状況に応じた、切れ目のない支援を進めます。 障がいのある子どもが合理的配慮を受けながら共に学べるよう、インクルーシブ教育と多様な学びの場の充実と、早期からの障がい理解の促進を検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>障がい</div>	福祉課 住民課 子育て支援課 学校教育課 社会福祉協議会
⑤地域生活移行・定着支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 施設や病院から地域生活への移行、地域での生活の継続、緊急時の支援に対応できるよう、支援体制の確保や地域生活を支える仕組みづくりを検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会福祉協議会
⑥社会参加と生活環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住居の確保に困難を抱える人に対し、居住支援法人や住宅セーフティネット制度等との連携を図り、地域で安定して暮らすための支援体制を検討します。 スポーツや健康増進活動を通じた社会参加を促進し、障がいのある人もない人も共に参加できる地域づくりに努めます。 本人の強みや特性を活かした気軽に参加できる活動や交流の機会の創出を進めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会福祉協議会

6. 認知症になっても安心なまちづくり

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解促進と支援体制づくりに取り組んできました。
- ・ 認知症サポーター養成講座や認知症普及啓発事業を通じて、町民が認知症について学び、地域で見守りや支援を実践できるよう啓発を進めてきました。また、認知症の人やその家族が早期から相談や支援につながるよう、認知症施策の推進に取り組んできました。

【課題】

- ・ 認知症の人は今後も増加することが見込まれ、本人の意思が尊重される地域づくりが必要です。「新しい認知症観」を踏まえ、認知症の人と家族を地域全体で支える体制や、若年性認知症の人への支援や、本人の声を起点とした社会参加の機会づくりも求められています。
- ・ 認知症予防については、健康づくりや介護予防などの取組と連携しながら、発症や進行を遅らせるとともに、早期の気づきや相談支援につなげていくことが重要です。

(2) 取組の方向性

- ・ 認知症になっても希望を持って自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。
- ・ 認知症に関する正しい理解や「新しい認知症観」の普及の促進、認知症の人を狙った消費者トラブルや特殊詐欺への対応、健康づくり・介護予防に関する取組との連携を図りながら、早期からの相談・支援、本人と家族への支援を進めます。
- ・ 認知症地域支援推進員等の役割を活かし、医療・介護・地域の関係機関が連携した支援体制を充実します。
- ・ 認知症カフェや見守りネットワークの充実、認知症サポーターの養成などを通じて、本人参画や社会参加の機会づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 認知症に関する正しい知識を学び、自分らしく暮らせる地域づくりへの理解を深めます。● もの忘れや生活上の不安がある場合は、早めに家族や相談窓口、医療機関等に相談します。● 認知症の人や家族が困っている様子に気づいたときは、見守りや声かけを行います。	<ul style="list-style-type: none">● 地域や団体は、認知症サポーター養成講座など、正しい理解を広げる啓発や学習機会をつくれます。● 認知症カフェや集いの場など、認知症の人や家族、地域住民が交流できる場づくりを進めます。● 地域団体、事業所、関係機関が連携し、見守りや早めの相談がしやすくなるよう取り組みます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①認知症に関する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する正しい理解や新しい認知症観を広げ、地域で見守りや支援が実践されるよう、認知症サポーターの養成や啓発活動を行います。 ● 認知症予防に関する知識の普及啓発を行うとともに、運動や社会参加、地域での交流活動など認知症予防につながる取組を支援します。 ● 医療機関、介護事業所、金融機関等関係機関と連携を図り、認知症バリアフリーの取組や認知症の人を狙った消費者トラブル防止に関する啓発を進めます。 ● 認知症に関する視点からも地域包括支援センターの機能を分かりやすく周知していきます。 	地 福 地 活 認知症	福祉課 社会福祉協議会
②早期からの相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談支援の充実を図り、医療・介護・地域の連携による認知症施策を推進します。 ● 健康づくりや介護予防等の取組と連携しながら、認知症の早期の気づきや相談につながる啓発を進めます。 ● 認知症と診断されていない段階から、不安や悩みを抱える本人や家族が気軽に相談できる環境づくりを進めます。 ● 認知症初期集中支援チームを活用し、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対して、必要な医療や介護サービスにつながるよう支援します。 ● 認知症地域支援推進員の役割や認知症ケアパスの活用を整理し、早期から必要な支援につながる体制づくりを検討します。 ● 若年性認知症の人や家族を支えるため、県の支援コーディネーター等と連携し、就労、相談、家族支援等の充実を検討します。 	地 福 地 活 認知症	福祉課 社会福祉協議会
③認知症カフェ等の集いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人や家族、認知症サポーター、地域住民が交流し、悩みを共有できるよう、認知症カフェの活動内容を周知し、参加促進を図ります。 ● 本人ミーティング、ピアサポート等の多様な集いの場の実施を検討します。 	地 福 地 活 認知症	福祉課 社会福祉協議会
④見守りネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り体制づくりを支援し、生活場面で支え合える認知症バリアフリーな地域づくりを検討します。 	地 福 地 活 認知症	福祉課 社会福祉協議会
⑤本人参画と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人や家族の集える場の継続を基盤としながら、認知症の人本人の声を大切に、地域の取組への参画や意見聴取を進めることで、本人の希望や経験を活かした社会参加の機会づくりを検討します。 	地 福 地 活 認知症	福祉課 社会福祉協議会

7. 犯罪を犯した人の更生支援

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 犯罪をした人が地域社会の中で立ち直ることができるよう、更生保護に関わる団体の活動を支援してきました。
- ・ 地域での見守りや相談、支援活動が継続して行われるよう、関係団体との連携を図るとともに、再び地域の一員として生活を送ることを支えるための基盤づくりに取り組んできました。

【課題】

- ・ 犯罪や非行をした人の中には、孤立、住まいや就労の不安、依存症、障がい、高齢、生活困窮など複合的な課題を抱える人がいます。
- ・ 地域に戻った後、住まい、就労、福祉サービス、医療、学び直しなどの支援につながらない場合、社会的に孤立し、再び犯罪につながるおそれがあります。
- ・ 犯罪や非行をした人を地域で排除せず、必要な支援につなぎ、立ち直りを支える地域づくりが課題です。

(2) 取組の方向性

- ・ 犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、安定した生活を送ることができるよう、住居確保、福祉サービスの利用、就労支援、学び直しなど、一人ひとりの状況に応じた支援につなげます。
- ・ 保護司や更生保護関係機関、福祉、住まい、就労、医療、教育等の関係機関との連携を進めます。
- ・ 再犯防止に対する理解を広げ、立ち直りを支える地域づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止について理解を深めます。● 偏見や排除につながらないよう心がけ、地域で孤立しない関係づくりを大切にします。● 更生支援や再犯防止に関する啓発活動に関心を持ちます。	<ul style="list-style-type: none">● 地域や団体は、再犯防止や更生支援に関する啓発活動に協力し、理解を広げます。● 地域団体や事業所は、立ち直りを目指す人が孤立しない関係づくりに協力します。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①再犯防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> 「社会を明るくする運動」等を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直りや再犯防止への理解を促進し、地域で支える意識づくりに努めます。 	<div>地 福</div> <div>再 犯</div>	福祉課
②更生保護関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、保護司会、更生保護法人等の活動を支援し、関係機関との連携を進めます。 	<div>地 福</div> <div>再 犯</div>	福祉課
③住まいの確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 住居の確保に困難を抱える人に対し、居住支援法人や住宅セーフティネット制度等との連携を図り、地域で安定して暮らすための支援体制を検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会

基本目標3 参加が進む地域づくり

1. 居場所づくり・社会参加の促進

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 子どもから高齢者まで、障がいのある人や子育て世帯を含む多様な住民が身近な場所で交流し、社会参加できる機会づくりに取り組んできました。
- ・ 町の施設や地域の公民館などの地域資源を活用するとともに、誰もが参加しやすい環境づくりを進め、世代や立場に応じた交流や学習、健康づくり、地域活動への参加を促進し、地域住民同士のつながりづくりを進めてきました。

【課題】

- ・ 地域活動やボランティアへの参加意向は低下しており、近所付き合いや地域のつながりが弱まりつつあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに、地域における交流機会の減少やつながりの希薄化がみられることから、地域と関わることでできる居場所や参加機会の充実が求められています。
- ・ 世代や属性、立場を越えて多様な人々が関われる関係づくりを進めるとともに、若い世代が参加しやすい活動の見直しが求められています。
- ・ 居場所や社会参加に対して、心理的な負担や遠慮を感じる人がいるとの声もあり、無理なく参加でき、役割やつながりを持てる場づくりが求められています。

(2) 取組の方向性

- ・ 誰もが気軽に参加し、交流できる地域づくりを進めます。
- ・ 身近な居場所、交流の場、通いの場、当事者や家族が集える場の充実を図ります。
- ・ 公共施設、福祉施設、民間事業者等の地域資源を活用し、多様な世代や立場の人が参加しやすい機会をつくりまします。
- ・ 高齢者や障がいのある人の社会参加、文化・芸術活動、スポーツ活動、地域活動への参加を支援し、孤立を防ぎます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 地域の居場所や交流の場、居場所活動、地域活動などに関心を持ち、できる限り参加するよう心がけます。● 身近な人が孤立しないよう、交流の場や地域活動への参加を声かけします。● 子どもと地域の行事に参加する等、親子で地域にふれあう機会を大切にします。● 年齢や障がいの有無に関わらず、地域行事や文化・芸術、スポーツ活動への参加を大切にします。	<ul style="list-style-type: none">● 地域や団体は、誰もが気軽に参加できる居場所、交流の場、居場所活動をつくり、参加しやすくなるよう工夫します。● 公共施設、福祉施設、地域団体、民間事業者等の地域資源を活用し、身近な交流拠点づくりを進めます。・ 高齢者、障がいのある人、家族介護者、子育て世帯等、様々な立場の人がごちゃ混ぜでつながれる場づくりを進めます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①地域資源を活用した身近な居場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設、公民館、公園、福祉施設などの地域資源を活用し、地域活動、学習、交流、子どもの体験活動など、身近な居場所づくりを進めます。 ● 地域で行われる居場所活動や各種福祉団体の活動に関する情報を発信し、地域活動への関心と参加を促進します。 ● 世代や属性、立場を越えて交流できる居場所を進めるため、関係者間の連携や役割分担のあり方について検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 まちの魅力推進課 社会教育課 社会福祉協議会
②気軽に参加できる交流の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民が知識や情報を得ながら仲間づくりができるよう、図書館講座、生涯学習講座、ボランティアコーディネート等を通じて、交流や学びの場を提供します。 ● シーメイトや公園等を活用し、子どもが安心して遊び、交流できる魅力的な遊び場づくりを進めます。 ● 子どもや若者が放課後等に安心して過ごし、学習や交流ができる居場所の充実を図ります。 ● 高齢者が気軽に参加し交流できるよう、シニアクラブをはじめとした居場所づくりを支援します。 ● 障がいのある人の日中活動や社会参加を支えるため、地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会教育課 子育て支援課 社会福祉協議会
③当事者や家族がつながる場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の人、障がいのある人、家族介護者、子育て世帯など、同じ悩みや経験を持つ人が交流し、情報交換できる場づくりを検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	福祉課 社会福祉協議会
④ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がいのある人、子どもなどすべての人が安心して外出し、移動できるよう、道路や歩道のバリアフリー化など、安全で利用しやすい交通環境の整備を進めます。 ● 公共施設のバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすい活動環境を整備します。 	<div>地 福</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div>	都市整備課 経営企画課

2. 福祉活動の担い手の育成

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 地域福祉活動の担い手を育成するため、まちづくり支援室の運営やボランティアに関する情報発信、地域福祉活動者向けの研修会や講座の開催に取り組んできました。
- ・ 町内会や地域福祉活動、ボランティア団体が交流・情報交換できる機会を設け、活動の継続や団体運営を支える環境づくりに取り組んできました。

【課題】

- ・ ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題に対応する柔軟な活動が期待されています。
- ・ 地域福祉活動の担い手不足や活動者の高齢化、参加者の固定化が進み、活動の継続が難しくなることが懸念されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動が休止・縮小され、活動を始めるきっかけや活動者同士がつながる機会が減少しました。活動が再開した現在も、参加者が戻っておらず、新たな担い手の確保が課題となっています。
- ・ 地域の中でのつながりの構築が難しくなっており、若い世代や働く世代、企業や事業所、当事者や家族など、多様な主体が無理なく参加できる仕組みづくりが必要です。

(2) 取組の方向性

- ・ 地域福祉活動に関心を持つ人が、無理なく活動に参加し、継続して関わることができる環境づくりを進めます。
- ・ ボランティアや地域福祉活動を周知し、活動への参加のきっかけづくりを進めます。
- ・ 多様な主体が地域福祉活動に関わる機会の充実を図り、担い手の発掘と育成に努めます。
- ・ ボランティア団体等の活動を支援するとともに、団体同士の交流やネットワークづくりを進め、地域課題を地域全体で支える基盤づくりを推進します。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、学習の場などに積極的に参加します。● ボランティアに参加する家族に対して、家庭内での理解を示した上で、温かく見守ることを大切にします。	<ul style="list-style-type: none">● 地域団体や関係機関は、ボランティア活動や地域福祉活動の内容を分かりやすく周知して、初めての人も参加しやすくします。● 地域でのボランティア団体の活性化を進めます。● 団体同士の情報交換や連携を進め、活動の継続や負担軽減につながる環境づくりを行います。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①活動の周知と多様な担い手の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動や地域福祉活動の内容、参加方法、相談先について分かりやすく周知し、活動に関心のある人が参加しやすいきっかけをつくります。 ● 若い世代や働く世代、企業や事業所、当事者や家族など、多様な主体が地域福祉活動に関わる機会を広げ、担い手の発掘と育成に努めます。 ● 若い世代が参加しやすい地域活動の工夫を促進します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	まちの魅力推進課 社会福祉協議会
②活動を始めやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動の担い手となる人が活動を始めやすいよう、研修会やボランティア講座を開催し、参加のきっかけづくりとスキルアップを図ります。 ● 新たな地域ニーズに対応できるよう、ボランティア団体の立ち上げや活動の継続につながる相談支援を行います。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	まちの魅力推進課 社会福祉協議会
③活動を継続しやすい支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で行われる居場所活動や当事者・家族団体の活動を支援し、活動者同士が交流しながら継続できる環境づくりを進めます。 ● ボランティア団体の運営を支えるため、会場の確保、助成制度、他団体の支援情報の収集・発信などに取り組みます。 ● 町内会や各種福祉団体の親睦を深める場や、担い手同士が情報交換できる機会をつくり、活動の継続と連携を支援します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 まちの魅力推進課 社会福祉協議会
④各専門分野の活動者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体の活動を支援し、ボランティアを必要とする人と活動したい人をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。 ● 地域活動の中で生じる福祉的な課題に対応できるよう、認知症、障がい、高齢者支援等の専門職による助言・協力の仕組みを検討します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div> <div>障がい</div> <div>成 年</div> <div>再 犯</div>	福祉課 まちの魅力推進課 社会福祉協議会

3. いきがいある就労・雇用の促進

(1) これまでの取組・課題

【これまでの取組】

- ・ 高齢者や障がいのある人が就労や活動を通じて地域社会で生きがいや役割を持ちながら活躍できるよう、就労支援や社会参加の促進に取り組んできました。
- ・ 高齢者については、シルバー人材センターなどによる就労を通じて、就労機会の確保や社会参加、生きがいづくりを支援してきました。
- ・ 障がいのある人については、障がい者就労施設等への優先調達、運転免許取得や自動車改造費用の助成などを通じて、就労や社会参加につながる環境づくりを進めてきました。

【課題】

- ・ 働くことは、生活の安定だけでなく、社会参加や生きがいにもつながる重要な機会です。
- ・ 高齢者、障がいのある人、犯罪や非行からの立ち直りを目指す人などが地域で自立した生活を送るためには、就労機会の確保や職場の理解、継続的な支援が必要となる場合があります。
- ・ 就業支援や就労環境調整、障がい等への理解促進、人間関係やコミュニケーションへの配慮など、安心して働くことができる環境づくりが重要です。
- ・ 一人ひとりの就労に対する意欲や能力を活かすための環境づくりや機会づくりが求められています。

(2) 取組の方向性

- ・ 高齢者、障がいのある人、犯罪や非行からの立ち直りを目指す人が、それぞれの適性や希望に応じて就労や社会参加につながるよう支援します。
- ・ 関係機関と連携し、就労支援制度の周知や就労移行支援・就労継続支援、シルバー人材センター等の活用を促進します。
- ・ 企業や事業主への啓発により、多様な人材の就労に対する理解を促進し、それぞれの状況に応じた働きやすい環境づくりを推進します。
- ・ 働くことを通じて一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域の中で自分らしく活躍できる環境づくりを進めます。

(3) 具体的な取組

1) 一人ひとりのこころがけ	2) 地域や団体でできること
<ul style="list-style-type: none">● 働くことや地域活動への参加を通じて、自分の経験や能力を活かす機会を考えます。● 高齢者や障がいのある人など、様々な人が働きやすい地域づくりへの理解を深めます。● 就労や社会参加に不安がある場合は、相談窓口や関係機関に相談します。	<ul style="list-style-type: none">● 関係機関は、一人ひとりの適性や希望に応じて、就労や社会参加につながるよう支援します。● 企業や事業主は、障がい者雇用や高齢者の活躍、再犯防止に向けた就労支援への理解を深めます。● 地域や団体は、就労だけでなく、地域活動や役割づくりなど社会参加の機会を広げます。

3) 地域全体に関わる取組

取組	取組の内容	計画	担当
①高齢者の就労・活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が知識や経験を活かして地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターの運営等を通じた就労支援や生きがいづくりを促進します。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>高 齢</div> <div>認知症</div>	福祉課 社会福祉協議会
②障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の就労機会を広げるため、障がい者就労施設等への優先調達を推進するとともに、運転免許取得費用や自動車改造費用の助成を行います。 福祉施設から一般就労への移行を進めるため、就労選択支援の利用促進や関係機関との連携体制の確保に取り組みます。 	<div>地 福</div> <div>障がい</div>	福祉課
③再犯防止に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行をした人の自立と安定した地域生活を支援するため、学校・教育機関と連携した学び直しや教育機会の提供について検討を進めます。 就労機会の確保につなげるため、協力雇用主制度や就労支援制度の周知を図るとともに、関係機関と連携した就労支援に努めます。 	<div>地 福</div> <div>地 活</div> <div>再 犯</div>	福祉課 社会福祉協議会

第5章 障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み

1. 令和11年度の目標値

- ・ 国の基本指針では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する8つの成果目標が示されています。本計画では、これまでの実績及び本町の実情を踏まえ、令和11年度末までの目標を設定します。
- ・ また、成果目標の達成に向け、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量や、関係機関の連携、体制整備等に関する活動指標を定め、計画的な取組を進めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ 国の基本指針では、令和7年度末の施設入所者数を基準として、令和11年度末までに6%以上を地域生活へ移行し、施設入所者数を5%以上削減することを基本としています。
- ・ しかし、本町では、入所者の多くが重度の障がいにより長時間の専門的な支援を必要としているほか、意思決定が困難なケースや本人・家族が施設での生活継続を望むケースも多く、施設入所のニーズが高い状況にあります。
- ・ また、地域移行の受け皿となる共同生活援助（グループホーム）は、総量規制の対象となっており、新たな整備が困難な状況です。
- ・ このため、数値目標については、本町の実情を踏まえた実効性のある水準に設定し、施設、相談支援事業所、地域生活支援拠点等の関係機関と連携のうえ、本人の意向や地域移行を妨げている要因を分析し、必要な支援の把握と共有を図ります。
- ・ 併せて、相談支援体制の充実や地域生活を支える基盤整備を進めるとともに、障がい者本人の意思を尊重し、必要な意思決定支援を行いながら、将来的な地域移行の促進に努めます。

指標	基準・現状	令和11年度目標
施設入所者数	38人 (令和7年度末)	38人
地域生活移行者数 (目標値：令和8～11年度の累計値)	0人 (令和7年度)	1人(※)

(※) …現状の課題を踏まえ、本人と家族の意思を尊重しながら進めるものです。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障がい者及び精神保健に課題を抱える人が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、保健、医療、福祉、介護、住まい、就労、当事者、家族等の関係者による協議の場を活用し、相談及び支援の体制整備を進めます。
- ・ 協議の場では、地域の課題や目標を共有するとともに、取組の実施状況を把握・評価し、必要な支援体制の改善につなげます。
- ・ なお、国が示す平均生活日数、長期入院患者数、再入院率等は、主として都道府県単位で設定・把握されるため、本町では、協議の場の運営等に関する活動指標を設定します。

指標	基準・現状	令和11年度目標
保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の年間開催回数	必要に応じて都度実施	今後設定
協議の場への関係者の参加者数	必要に応じて都度決定	今後設定
協議の場での目標設定、活動状況の把握・評価	必要に応じて都度設定	毎年度実施
心のサポーター養成研修の年間実施回数	0回 (令和8年度)	県等と連携した 周知・参加促進

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 障がい者本人の希望、就労能力や適性等に応じた就労を支援するため、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の関係機関と連携し、一般就労への移行及び就労後の定着を進めます。また、就労に対する本人の不安軽減やジョブコーチの活用など、一般就労へのハードルを下げるための支援の充実を進めます。
- ・ また、就労選択支援の利用を促進し、本人に適した就労先や働き方の選択につながるよう、協議会の設置圏域におけるサービス提供体制の確保を進めます。

指標	基準・現状	令和11年度目標
福祉施設から一般就労へ移行する者の数	6人 (令和6年度)	今後設定 (国：1.31倍以上)
一般就労移行率が50%以上の就労移行支援事業所の割合	県からの 情報提供待ち (令和〇年度)	今後設定 (国：50%以上)
就労定着支援事業の利用者数	0人 (令和6年度)	1人以上 (国：1.47倍以上)
就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	県からの 情報提供待ち (令和〇年度)	今後設定 (国：25%以上)
協議会の設置圏域における就労選択支援事業所の確保	1か所	継続
就労選択支援の利用者数	—	今後設定

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ・ 障がい児本人の意見を尊重し、最善の利益を考慮しながら、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した、切れ目のない支援体制を整備します。
- ・ 児童発達支援センターを中核として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の4つの中核機能を確保します。町単独での確保が困難な場合は、圏域での確保又は関係機関の連携による同等の機能を有する体制を確保します。

指標	基準・現状	令和11年度目標
児童発達支援センターの4つの中核機能を確保した支援体制	未確保	確保
こども発達相談等を活用したインクルージョン推進体制	確保	継続
インクルージョン推進のための関係機関による協議の場	都度実施	設置
主として重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	継続
医療的ケア児等支援に関する関係機関の協議の場	要綱制定済み	町又は圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置済み	継続
障がい児及び家族への伴走的な相談支援体制	都度対応	町又は圏域で確保

（５）地域生活支援の充実

- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等を整備し、町内の各日常生活圏域を対象とする支援をするとともに、拠点コーディネーターの配置、支援ネットワーク及び緊急時の連絡体制の構築等を進めます。
- ・ また、支援実績等を踏まえて年１回以上、拠点の各機能が適切に果たされているかを検証・検討します。強度行動障がいの状態にある者については、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

指標	基準・現状	令和11年度目標
地域生活支援拠点等の整備	要綱制定済み	基幹相談支援センターの設置
拠点コーディネーターの配置及び拠点機能を担う事業所等への担当者の配置	未配置	基幹相談支援センターの設置
支援実績等を踏まえた運用状況の検証・検討回数	無し	年1回以上
強度行動障がいの状態にある者の支援ニーズの把握	未把握	基幹相談支援センターの設置
強度行動障がいの状態にある者への関係機関による支援体制	未把握	基幹相談支援センターの設置

（６）相談支援体制の充実・強化等

- ・ 相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備し、それぞれの機能と役割を踏まえた連携体制を確保します。
- ・ 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与し、個別事例の検討を通じて明らかになった地域課題を共有し、地域の相談支援体制やサービス提供基盤の改善につなげます。また、相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、本人や家族が望まないセルフプランの解消を進めます。

指標	基準・現状	令和11年度目標
基幹相談支援センターの設置及び機能確保	未設置	設置・確保
個別事例から抽出した地域課題を協議会の議題とした件数	未実施	今後設定
のぞまないセルフプラン※の件数	0件	0件

※身近な地域に相談支援事業所がない場合に、やむを得ず作成されるセルフプラン

(7) 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・ 将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するため、福岡県が実施する人材養成研修、人材確保及び生産性向上に関する支援と連携し、町内事業所への情報提供、研修参加及び支援制度の活用を促進します。
- ・ また、意思決定支援の適切な実施や、介護テクノロジーの活用等による間接業務の効率化と直接支援の質の向上について、県及び関係機関と連携して取組を進めます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・ 障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、職員の制度理解の向上や、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果の分析及び関係機関との共有を進めます。また、福岡県による情報公表制度及び指導監査と連携します。
- ・ これらの取組を通じて、請求の過誤を防止するとともに、適正な運営を行う事業所の確保とサービスの質の向上を図ります。

指標	基準・現状	令和11年度目標
障害福祉サービス等に関する研修への町職員の参加者数	9人 (令和6年度)	今後設定
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析する体制の構築、及び審査結果の分析と関係機関との共有	構築済み	構築済み

2. 障害福祉サービス等の見込量

(注) この章における表中の数値について

●令和6年度、7年度は、各年度3月末の実績値

●令和8年度は、過去の推移を踏まえた見込値

(※最終的な計画書では、令和8年度期中の一定期間の平均値を掲載)

●令和9年度以降は各年度3月末の見込値

を記載しています。

(注) この章における表中の単位について

人/月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間数

人日/月：1か月当たりの利用人数×一人当たりの平均利用日数

を記載しています。

(1) 障害福祉サービスの事業量見込み

- 障害者総合支援法を根拠とする障がい者を対象とした障害福祉サービスは、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」「相談支援」の大きく4つに分けられます。第7期計画期間中のサービス利用実績を踏まえ、令和9年度から令和11年度までのサービス事業量を見込みました。

1) 訪問系サービス

- 訪問系サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

■訪問系サービスの内容

サービスの種類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事援助、通院時の介助を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方にヘルパーを派遣し、日常生活全般の援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。入院・入所中は意思疎通の支援等も行います
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に、危険を回避するための援護や外出移動時の介護を行います
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対して居宅介護など複数のサービスを包括的に行います

■訪問系サービスの見込量

	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	時間/月	837.5	926.0	827.2	827.2	827.2	827.2
	人/月	65	65	66	66	66	66
重度訪問介護	時間/月	399.5	303.5	368.3	368.3	368.3	368.3
	人/月	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	61.5	140.0	122.3	122.3	122.3	122.3
	人/月	4	4	5	5	5	5
行動援護	時間/月	4.0	12.0	5.3	5.3	5.3	5.3
	人/月	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0.0	0.0	0.0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

2) 日中活動系サービス

- ・ 日中活動系サービスの「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」「短期入所」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

■日中活動系サービスの内容

サービスの種類	内 容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営む上で支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した生活ができるよう、一定期間、事業所への通所または居宅への訪問により、リハビリテーションや生活に関する相談・助言等を行います
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営む上で支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、事業所への通所または居宅への訪問により、日常生活に必要な訓練や生活に関する相談・助言等を行います
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います
就労移行支援	就労を希望し、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識および能力を習得するための訓練を行います
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約に基づく就労機会や生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識および能力の向上に向けた支援を行います
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労や雇用契約に基づく就労が困難な方に、雇用契約を結ばずに就労・生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行います
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う生活面の課題が生じている方に対し、相談や事業所・関係機関との連絡調整等の支援を行います
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います
短期入所	居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により施設へ短期間の入所を必要とする障がい者・障がい児に対して、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います

■日中活動系サービスの見込量

	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	人日/月	1,749	1,816	1,882	1,882	1,882	1,882
	人/月	86	90	93	93	93	93
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	20	18	19	19	19	19
	人/月	1	2	2	2	2	2
精神障がい者の自立訓練 （生活訓練）	人/月	1	2	2	2	2	2
就労選択支援	人日/月	0	0	10	20	20	20
	人/月	0	0	1	2	2	2
就労移行支援	人日/月	308	337	400	400	400	400
	人/月	19	20	23	23	23	23
就労継続支援 A 型	人日/月	883	959	962	962	962	962
	人/月	44	50	49	49	49	49
就労継続支援 B 型	人日/月	2,132	2,156	2,223	2,223	2,223	2,223
	人/月	114	120	123	123	123	123
就労定着支援	人/月	0	3	3	3	3	3
療養介護	人/月	10	10	10	10	10	10
福祉型短期入所	人日/月	203	195	199	199	199	199
	人/月	41	40	45	45	45	45
医療型短期入所	人日/月	21	50	35	35	35	35
	人/月	9	11	8	8	8	8

3) 居住系サービス

- ・ 居住系サービスの「自立生活援助」「施設入所支援」「共同生活援助」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

■居住系サービスの内容

サービスの種類	内 容
自立生活援助	一人暮らし等をする障がい者に対して、定期的な訪問や随時の相談対応により、生活面の課題や体調変化などについて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場において日常生活の相談のほか、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護や、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います

■居住系サービスの見込量

区 分	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	92	95	97	97	97	97
精神障がい者の 共同生活援助	人/月	35	37	37	37	37	37
施設入所支援	人/月	41	38	38	38	38	38

4) 相談支援

- ・ 相談支援の「計画相談支援」「地域移行支援」「地域定着支援」のサービス内容と事業量見込みは、以下のとおりです。

■相談支援の内容

サービスの種類	内 容
計画相談支援	障がい者またはその保護者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成し、支給決定後は利用状況の確認・計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者を対象として、地域生活への移行を希望する方に、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、緊急時の支援が見込めない方等に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に相談などの必要な支援を行います

■相談支援の見込量

区 分	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 地域相談支援 （地域移行支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の 地域相談支援 （地域定着支援）	人/月	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	人/年	1,023	1,056	1,416	1,416	1,416	1,416

(2) 障害児通所支援サービス等の事業量見込み

- ・ 第3期計画期間中のサービス利用実績を踏まえた令和9年度から令和11年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

■障害児通所支援サービス等の内容

サービスの種類	内 容
児童発達支援	主に未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応などの支援を行います。児童発達支援センターで治療を併せて行う場合もあります
放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後や休業日に、生活能力の向上に必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行います
保育所等訪問支援	保育所、学校、児童養護施設等を訪問し、障がい児の集団生活への適応に向けて、本人への専門的な支援や、訪問先職員への支援方法等の助言を行います
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい児等で児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成し、給付決定後は利用状況の確認・計画の見直し（モニタリング）を行います

■障害児通所支援サービス等の見込量

区 分	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	人日/月	1,340	1,323	1,439	1,529	1,627	1,733
	人/月	179	180	191	203	216	230
放課後等デイサービス	人日/月	3,546	3,961	4,163	4,425	4,700	5,000
	人/月	284	313	333	354	376	400
保育所等訪問支援	人日/月	201	295	267	292	320	351
	人/月	156	182	200	219	240	263
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	1,369	1,444	1,523	1,523	1,523	1,523

■障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

区 分	受入れ実績 (令和7年度)	定量的な目標（見込み）		
		令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所	32	32	32	32
認定こども園	29	29	29	29
地域型保育事業	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	66	66	66	66

(3) 地域生活支援事業の事業量見込み

- ・ 障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。
- ・ サービス利用実績を踏まえた令和9年度から令和11年度までの事業量見込みは、以下のとおりです。

■地域生活支援事業の内容

サービスの種類	内 容
相談支援事業	障がい者の総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行います
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、制度の利用を支援します
意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能の障がいにより意思疎通に支障がある方に対し、手話通訳者を派遣し、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行います
日常生活用具 給付事業	障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します
移動支援事業	屋外の移動が困難な障がい者の社会参加や余暇支援を促進するため、外出時の移動を支援します
地域活動 支援センター	障がい者に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴車にて入浴介護を行います
日中一時支援事業	日中一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、施設において生活介助、見守り等を行います
自動車運転免許 取得助成事業	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します
自動車改造 助成事業	身体障がい者の自立した生活及び社会活動への参加を促進するため、自ら所有し運転する自動車の改造費用の一部を助成します

■相談支援事業等の見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
相談支援事業	実施箇所 （箇所）	4	6	7	7	7	7
成年後見制度利用支援事業	利用者数 （人/年）	2	3	7	9	9	9

■意思疎通支援事業の見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話通訳者派遣事業	利用件数 （件/年）	181	165	156	156	156	156
手話通訳者設置事業	設置人数 （人/年）	1	1	1	1	1	1

■日常生活用具給付事業の見込量

区 分	単位	第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練支援用具	件数 （件/年）	5	1	3	3	3	3
自立生活支援用具	件数 （件/年）	6	3	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数 （件/年）	4	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件数 （件/年）	3	1	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件数 （件/年）	928	950	970	1,000	1,000	1,000
住宅改修費	件数 （件/年）	2	3	0	0	0	0

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話奉仕員養成研修	修了見込者数 （人/年）	5	7	7	7	7	7
手話奉仕員登録者	登録者数 （人/年）	0	0	0	0	0	0

■移動支援事業の見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援事業	利用者数 （人/月）	52	59	60	60	60	60
	利用時間 （時間）	127	165	163	163	163	163

■地域活動支援センターの見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域活動支援センター	利用者数 （人/月）	16	13	9	9	13	13
	設置箇所 （箇所）	2	2	2	2	2	2

■地域生活支援事業（任意事業）の見込量

区 分		第7期（実績）			第8期（見込み）		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
訪問入浴サービス	利用者数 （人/年）	4	4	4	4	4	4
日中一時支援事業	利用者数 （人/年）	31	23	40	50	50	50
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者数 （人/年）	2	2	2	2	2	2

第6章 計画の実現のために

1. 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、これらの庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、町内会、民生委員・児童委員協議会、福祉推進委員、シニアクラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、障がい者団体、ボランティア団体やその他各種団体などは、地域福祉の重要な担い手となります。

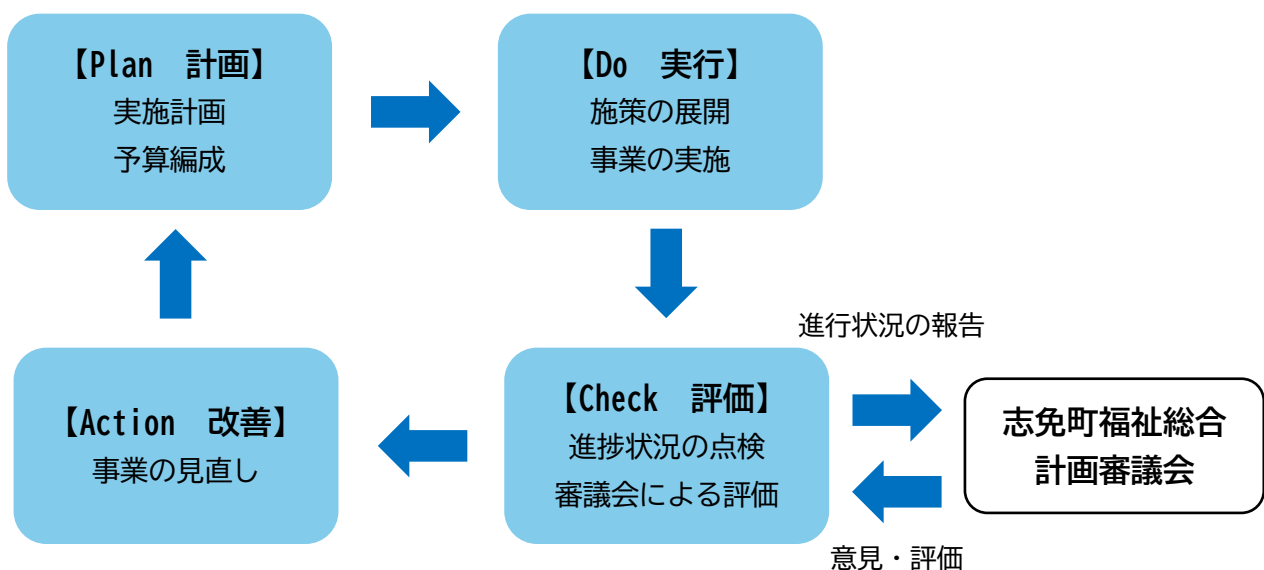
計画の実施にあたっては、町と町社会福祉協議会が一体となって取り組むとともに、地域福祉の担い手がお互いに連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要です。地域福祉の担い手との連携が進められるよう、計画書はホームページや広報紙等で周知を図るとともに、計画の策定にご協力をいただいた関係機関・団体などに計画書を配布し、活動している場を通じた普及、啓発をはじめ、様々な機会を活用して計画の理解と協力を求めています。

2. 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行います。また、地域の状況やニーズ、国の社会福祉制度の動向など、社会経済情勢を踏まえながら、必要に応じて計画の進捗状況や改善点を把握します。

また、「志免町福祉総合計画審議会」を設置し、計画の進行管理を含む評価体制を構築します。

■計画の進捗管理・PDCA と評価体制



3. 計画の数値目標

計画の進捗を確認できるようにして、より実効性のある改善を行っていくため、進捗を確認するための数値目標を以下の通り設定します。

基本目標	指標名	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和14年度)
基本目標1 必要な支援につ ながる地域づく り	志免町の保健・福祉の情報提供・相談体 制は充実していると思う人の割合	55.5%	増加
	家族や友人以外にも困りごとの相談でき る先が思い浮かぶ人の割合	42.7%	増加
基本目標2 安心して暮らせ る地域づくり	志免町では誰もが安心して暮らせている と思う人の割合	67.8%	増加
	困りごとを抱える人から助けを求められ た時できる限り対応したい人の割合	77.4%	増加
基本目標3 参加が進む地域 づくり	地域活動に参加していきたい人の割合	38.4%	増加
	福祉に関わる活動に参加していきたい人 の割合	36.0%	増加